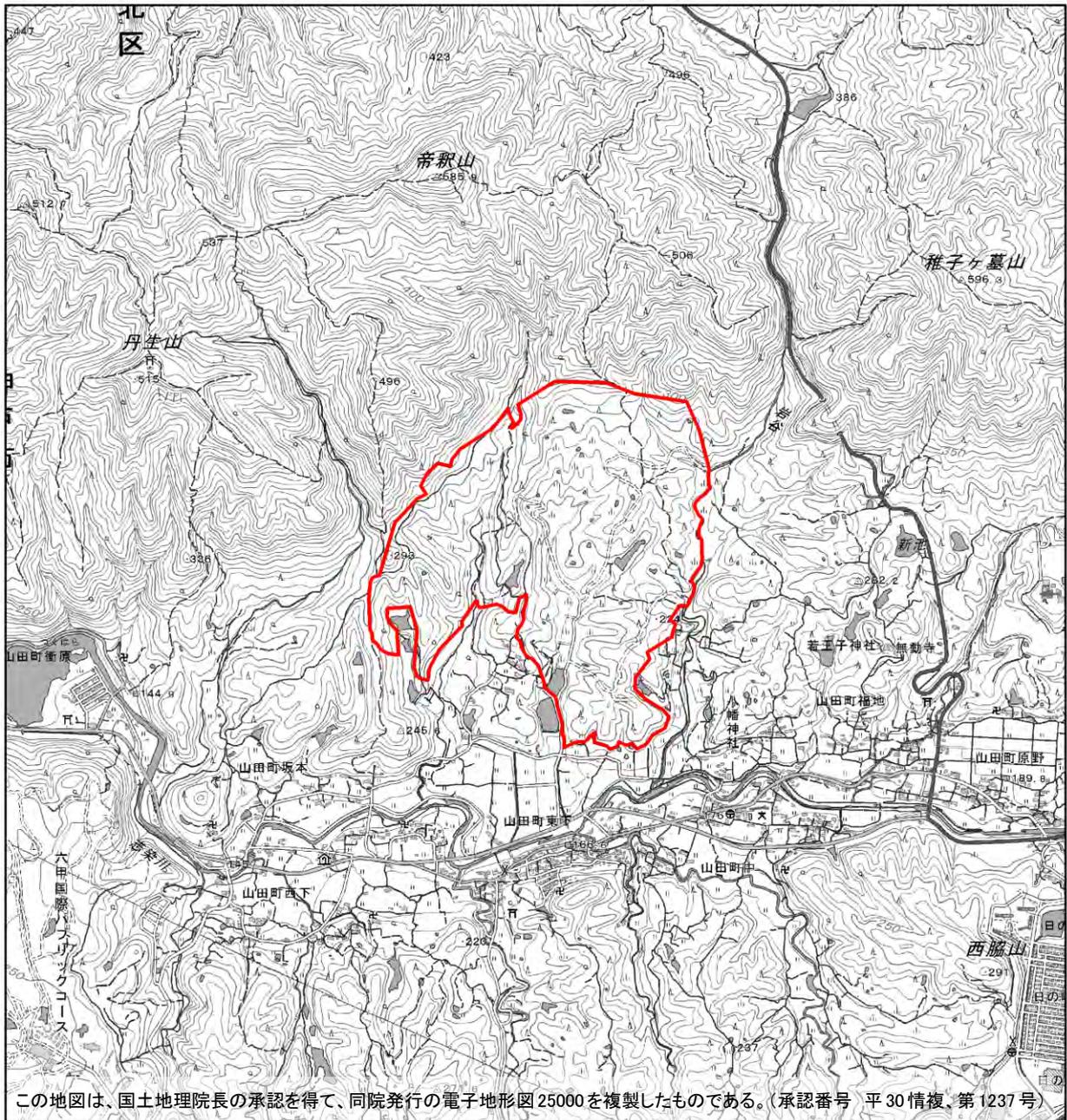


## 2. 事業実施区域及びその周囲の概況

### 2.1 調査対象地域の設定

事業実施区域及びその周囲の概況に関する調査対象地域は、神戸市北区のうち主に図 2.1-1 に示す範囲を対象とし、既存資料等をもとに情報の収集・整理を行った。

ただし、景観の状況については図 2.1-2 に示す範囲を、統計資料としては神戸市北区全域を対象とした。なお、気象や産業廃棄物処理施設等の情報については、神戸市や近隣市を調査対象に含めた。

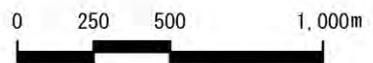


凡 例

 事業実施区域

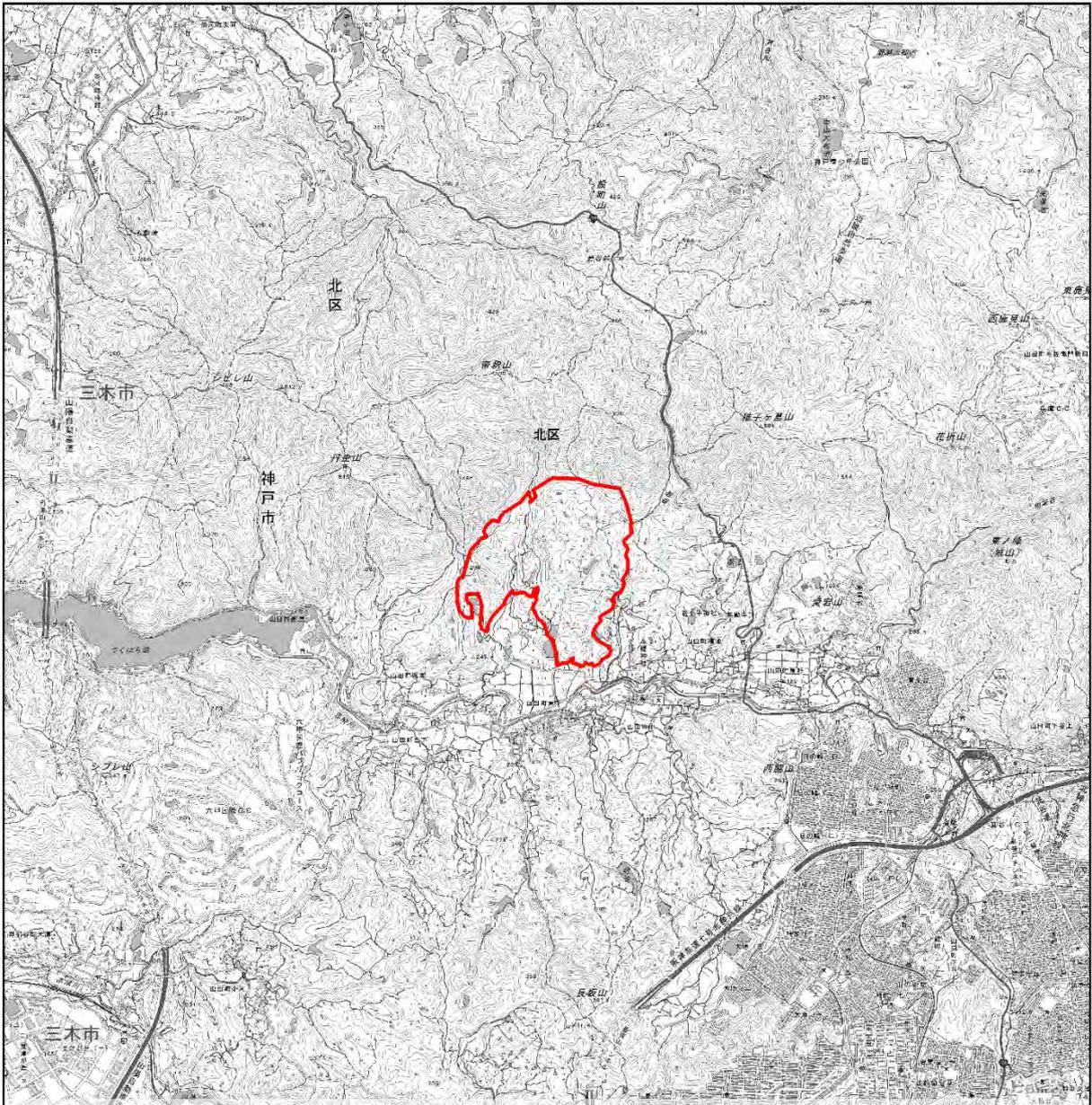


S=1:25,000



※調査地域は、図面全域を対象とした。

図 2.1-1 調査対象地域の範囲



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

 事業実施区域



S=1:50,000

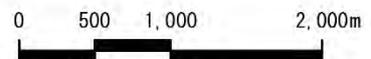


図 2.1-2 調査対象地域の範囲 (景観の状況)

## 2.2 地域の自然的状況

### 2.2.1 地 象

#### (1) 地 形

事業実施区域及びその周囲の地形分類は、図 2.2-1 に示すとおりである。

神戸市は、地形上六甲山系（最高峰 931m、東西約 30km、南北約 8km）により南北に二分されている。大阪湾に面した南側は、六甲山系の山麓部と、そこから流れ出る中小河川による扇状地、海岸低地及び埋立地によって構成されている。この地域に神戸の中心部が位置しており、「坂のある街神戸」という代表的な景観を創出している。一方、北側は、帝釈・丹生山系を中央にして、緩やかな丘陵とその間を流れる明石川水系沿いの段丘や、播磨平野に連なる平野部で構成されている西神地域と、丘陵地が波状に広がる北神地域によって構成されている。

事業実施区域は帝釈山の南側の山麓に位置し、事業実施区域のほとんどが小起伏丘陵地で、北側の一部が小起伏山地である。また、事業実施区域の南側には志染川に沿って扇状地性低地が分布する。

#### (2) 地 質

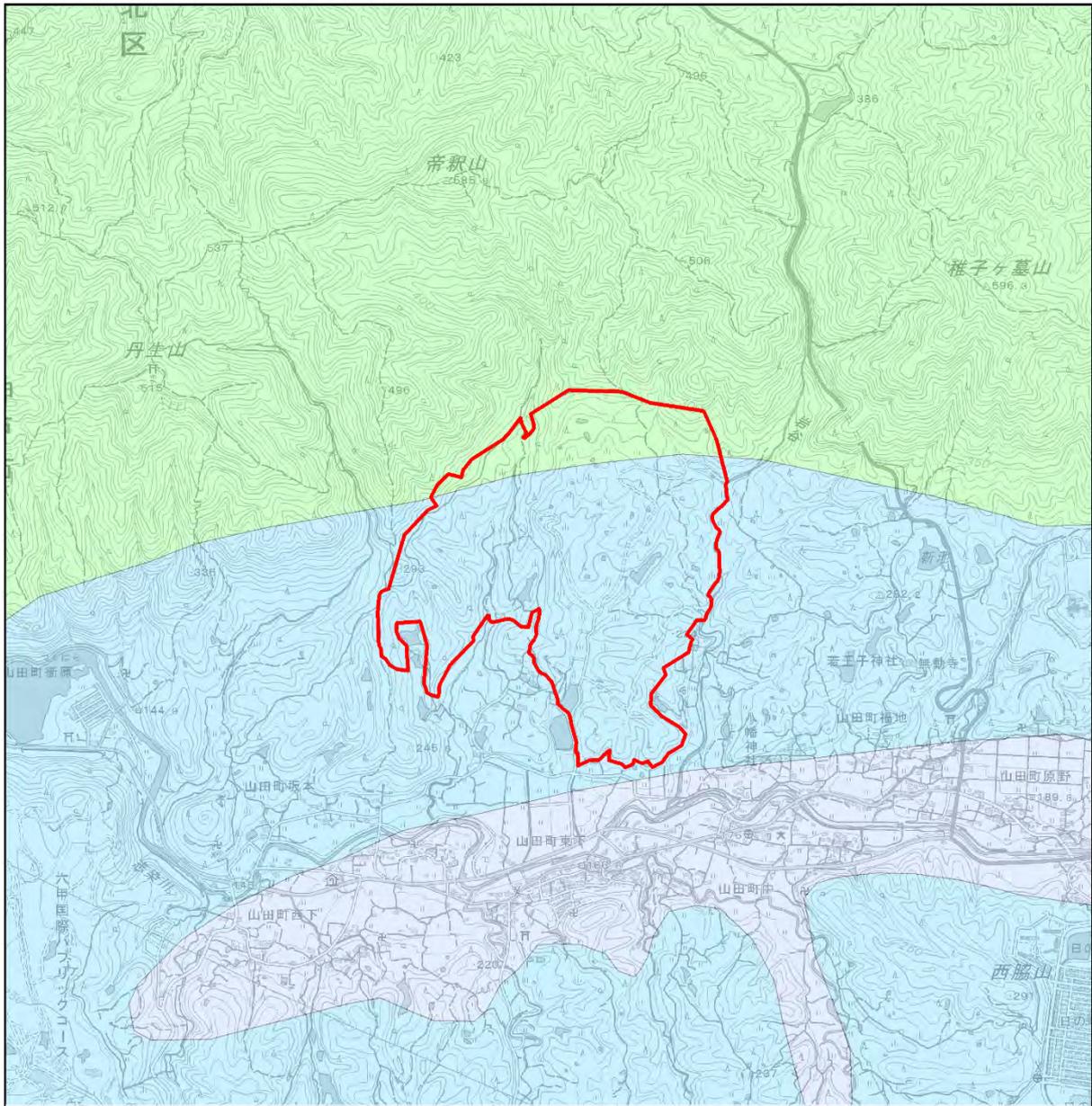
事業実施区域及びその周囲の表層地質は、図 2.2-2 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の地質は、酸性噴出岩類（有馬層群）や古生層（丹波層群）などの基盤岩類と、それらを覆って堆積した神戸層群や沖積層などの被覆層に大別される。

事業実施区域が位置する小起伏丘陵地には被覆層である固結堆積物の「砂岩・泥岩・礫岩及び凝灰岩（神戸層群）」が広く分布し、神戸層群で構成される丘陵地を開折する志染川や支川の周辺には「礫及び砂（中位段丘）」が河岸段丘として発達している。志染川及び支川沿いには、未固結堆積物の「礫・砂及び粘土（沖積層）」が帯状に分布する。

基盤岩類は、火山性岩石である凝灰岩・凝灰角礫岩を主体とする「流紋岩類（有馬層群）」が丹生山から帝釈山、稚子ヶ墓山にかけて広く分布し、「粘板岩・頁岩及びチャート（丹波層群）」が志染川流域に点在する

事業実施区域の北側には、図 2.2-3 に示すように東西方向の柏尾谷リニアメントが存在している。リニアメントの西部は、北側の山地と南側の段丘・小起伏面分布域との地形境界をなし、南側に低下する高度不連続が明瞭であり、局所的に尾根・水系に右方向の湾曲が認められる。一方、東部では、リニアメントは山地内に認められ、尾根・水系に右方向の屈曲が認められる。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

 事業実施区域

地形区分

 小起伏山地

 小起伏丘陵地

 扇状地性低地



S=1:25,000



注)出典

「20 万分の 1 土地分類基本調査 (地形分類図) 兵庫県 (1974)」  
(国土交通省 国土情報課 HP、H30 年 12 月閲覧)

図 2.2-1 事業実施区域及びその周囲の地形分類図

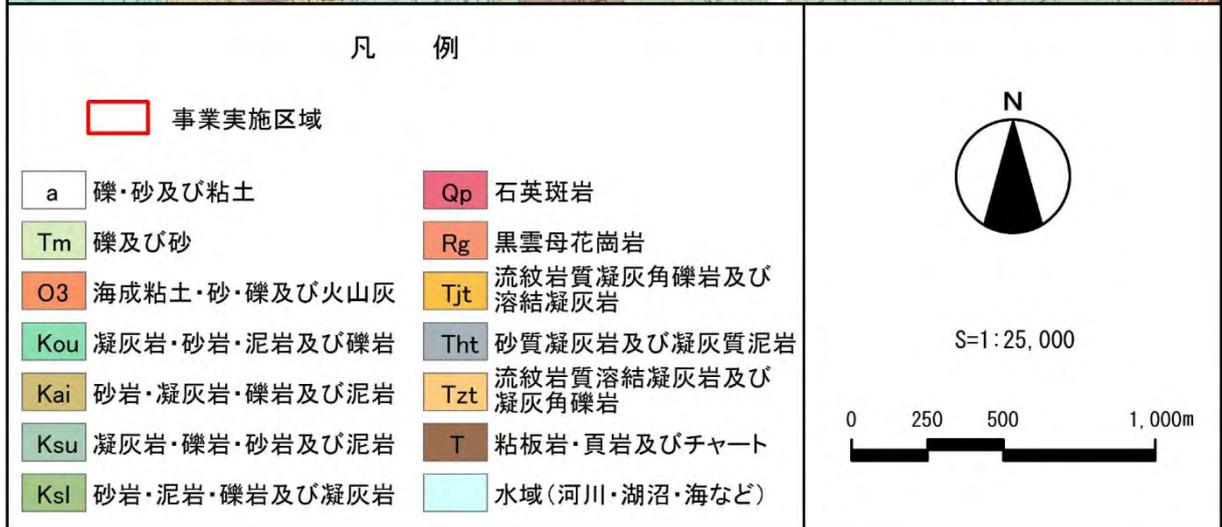
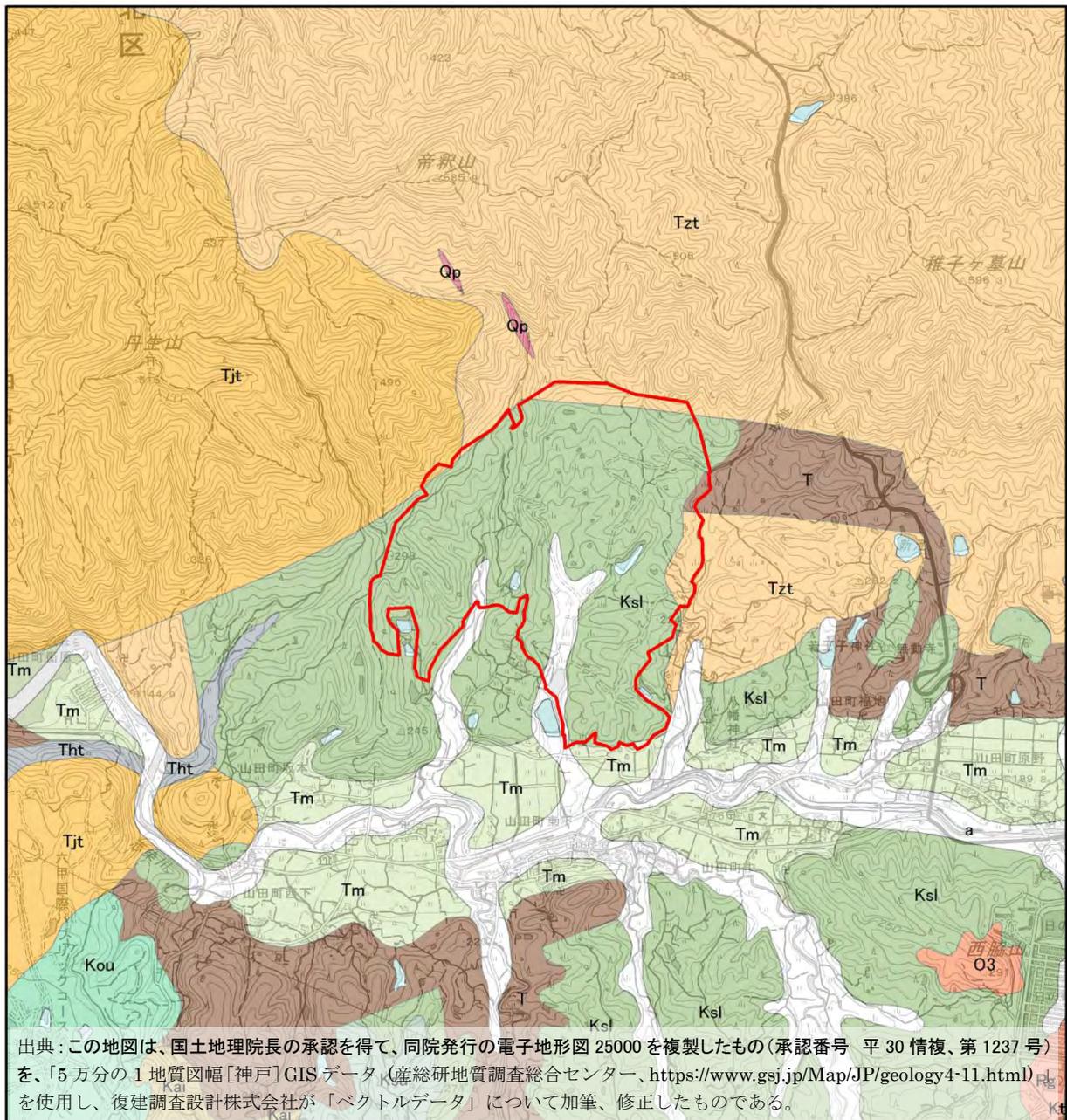
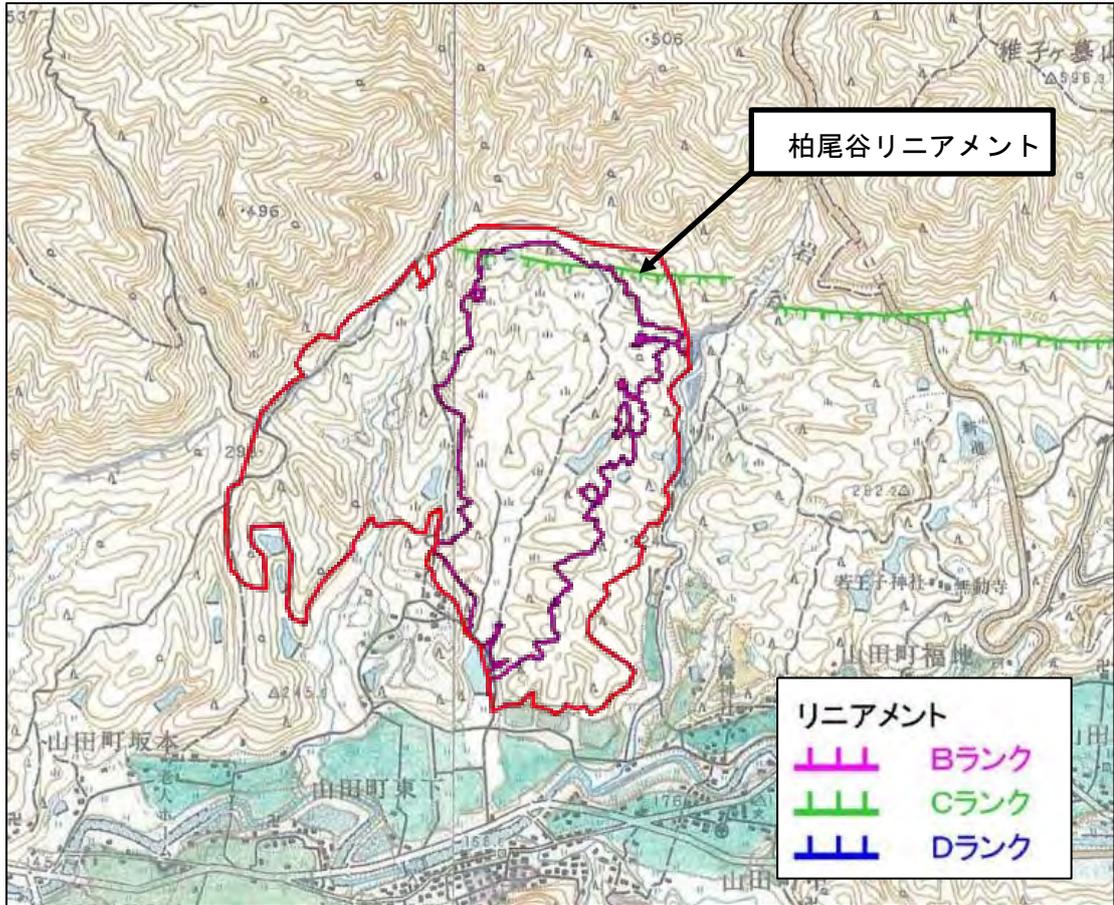


図 2.2-2 事業実施区域及びその周囲の表層地質図



(出典：平成 15 年度 六甲・淡路島断層帯に関する調査成果報告書、地震調査研究推進本部)

図 2.2-3 柏尾谷リニアメント位置図

### (3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定基準は、表 2.2-1 に示すとおりである。  
事業実施区域及びその周囲には重要な地形、地質は分布していない。

表 2.2-1 重要な地形及び地質の選定基準

区分	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
A	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	国名：国指定の名勝 国天：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年条例第 58 号)	県名：県指定の名勝 県天：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)	市名：市指定の名勝 市天：市指定の天然記念物
B	「日本の地形レッドデータブック 第 I 集 新装版－危機にある地形－」(2000 年、古今書院)	①ランク ②ランク ③ランク ④ランク
C	「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 兵庫県」 (平成元年、環境庁)	自然景観資源
D	「兵庫県の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(平成 23 年、兵庫県)	A ランク B ランク C ランク 要注目

注)B 日本の地形 RDB；「日本の地形レッドデータブック 第 I 集 新装版－危機にある地形－」(2000 年、古今書院)

- ①ランク：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形
- ②ランク：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形
- ③ランク：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形
- ④ランク：動物や植物の生育地として重要な地形

D 兵庫県 RDB；「兵庫県の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」  
(平成 23 年、兵庫県)

A ランク：規模的、質的にもすぐれており、貴重性の程度が最も高く全国的価値に相当するもの

B ランク：A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの

C ランク：B ランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの

要注目：温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされたもの

## 2.2.2 水 象

### (1) 河川の状況

事業実施区域及びその周囲の水系は、図 2.2-4 に示すとおりである。

神戸市内を流れる河川は、加古川水系、武庫川水系、明石川水系及び表六甲水系の 4 水系に大別される。

事業実施区域は、加古川水系の志染川流域に位置する。志染川は兵庫県南部を流れる加古川水系の一級河川であり、神戸市北区山田町下谷上で山田川と箕谷川が合流してからダム湖のつくはら湖、三木市志染町での淡河川合流を経て三木市久留美で美囊川へ合流し、美囊川は加古川へと合流する。志染川は上流の山田川を含めると、流路延長約 16.5km である。

事業実施区域内には、北山川（普通河川）と氷越谷川（準用河川）、また事業実施区域の東側には岩谷川（普通河川）が存在し、いずれの河川も事業実施区域の南側で志染川に合流する。

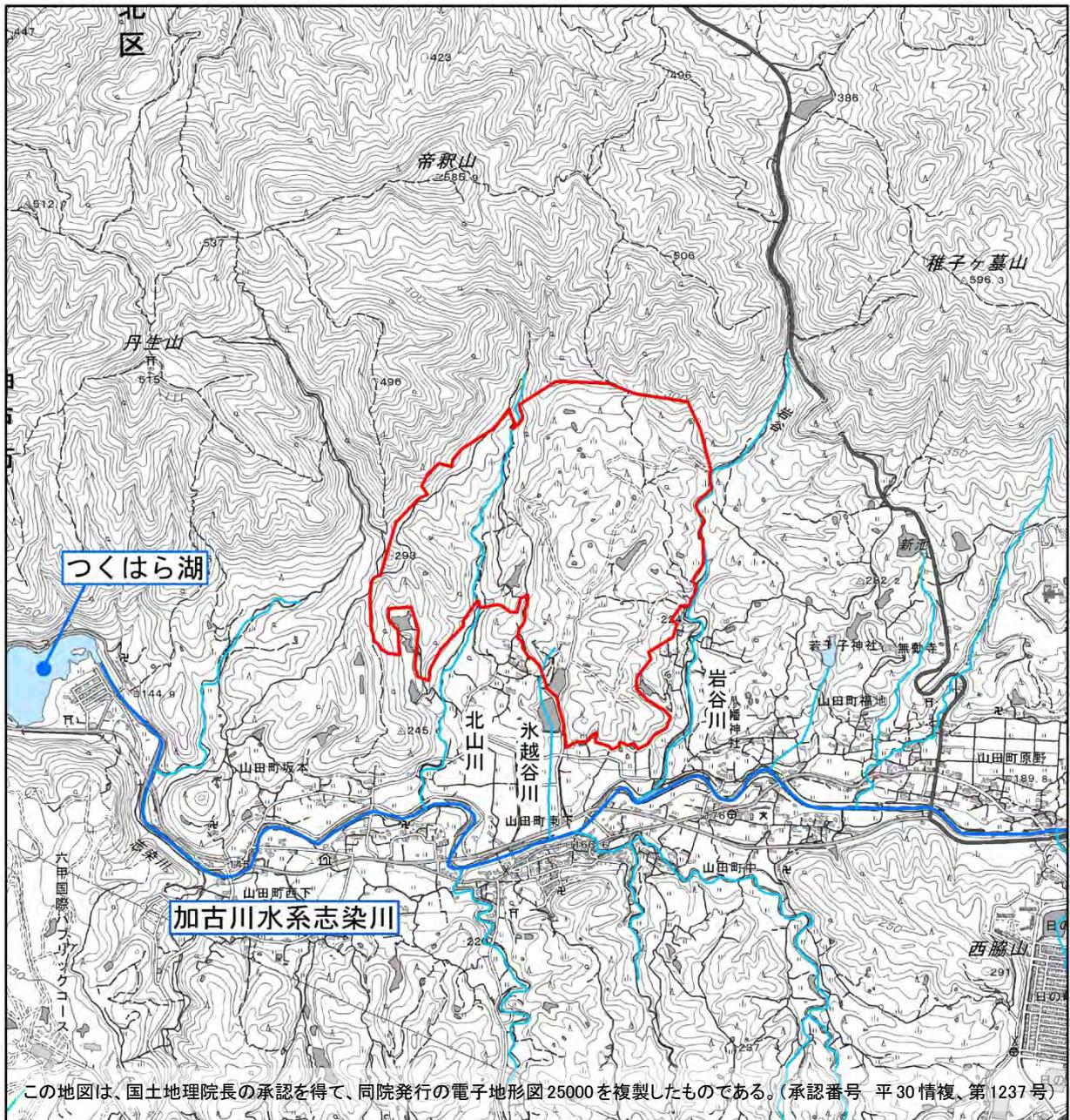
### (2) 湖沼、ため池の状況

事業実施区域及びその周囲には、図 2.2-4 に示すとおり「つくはら湖」が位置する。「つくはら湖」は農業用水及び水道水利用を目的として造られた呑吐ダムの貯水池で、ダム便覧（一般財団法人日本ダム協会 HP、平成 30 年 12 月閲覧）によると湖水面積は 1.05km<sup>2</sup>、有効貯水量は 17,800, 000m<sup>3</sup>である。

ため池は、志染川周辺に広がる低丘陵部の谷筋を中心に多数分布している。事業実施区域内には、奥の池、青池等の大小様々な大きさの池が分布している。なお、事業実施区域内では、すべての池についてため池廃止届が提出され、廃止されている。

### (3) 湧水の状況

事業実施区域及びその周囲では、「名水百選」（環境省、平成 30 年 12 月閲覧）、「平成の名水百選」（環境省、平成 30 年 12 月閲覧）、並びに「湧水保全ポータルサイト」（環境省、平成 30 年 12 月閲覧）において「代表的な湧水」として選定された湧水は存在しない。



凡 例

- 事業実施区域
- 主要な河川（幹川）
- 支川

注)出典

幹川データ;「兵庫県統計書ー平成28年ー」  
 (兵庫県、更新日:平成30年3月27日)  
 総流路データ;「国土数値情報 ダウンロードサービス」  
 (国土交通省 HP、平成30年12月閲覧)



S=1:25,000

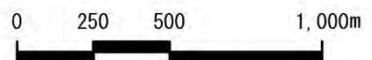


図 2.2-4 事業実施区域及びその周囲の水系図

### 2.2.3 気 象

事業実施区域が位置する兵庫県の気候は、「兵庫県の地勢・気候」（神戸地方気象台 HP、平成 30 年 12 月閲覧）によると、「兵庫県のほぼ中央に位置し、北部は日本海、南部は瀬戸内海に面している。兵庫県のほぼ中央を東西に横切る中国山地を境に、北側は冬に降水量の多い日本海岸気候区に、南側は乾燥した晴天が続き、雨も少なく温和な気候の瀬戸内気候区に分けられる。」とされている。

事業実施区域は図 2.2-5 に示すとおり兵庫県南東部に位置し、瀬戸内気候区に区分される。このため、六甲山系の南側では、瀬戸内海の影響を受けて比較的温暖な気候であるが、北側では海拔高度もあり、これに比べてやや寒冷な気候である。六甲山地は、気象学的には低気圧や前線の前面で上昇気流が発生しやすく、時として豪雨をもたらす場合がある。



注)出典：「兵庫県の細分区域」（神戸地方気象台 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

図 2.2-5 兵庫県の気候区分

事業実施区域が位置する神戸市およびその周辺では、気象庁の気象観測所である神戸地方気象台及び三木地域気象観測所において気象観測が実施されている。過去 5 年間の観測結果は表 2.2-2 に、観測所の位置は図 2.2-6 に示すとおりである。

神戸地方気象台における過去 5 年間の観測結果をみると、年平均気温は 16.7～17.8℃（平均 17.12℃）、年降水量は 1,196.0～1,578.0 mm（平均 1,328.0mm）、平均風速は 3.6～3.8m/s（平均 3.7m/s）、日照時間は 1,988.4～2,255.4 時間（平均 2,129.9 時間）である。

三木地域気象観測所における過去 5 年間の観測結果をみると、年平均気温は 14.7～

15.8℃（平均 15.18℃）、年降水量は 1,170.0～1,549.5 mm（平均 1,349.2mm）、平均風速は 2.4～2.6m/s（平均 2.5m/s）、日照時間は 1,939.1～2,157.8 時間（平均 2,068.1 時間）である。

表 2.2-2 事業実施区域が位置する神戸市及びその周辺における気象概況

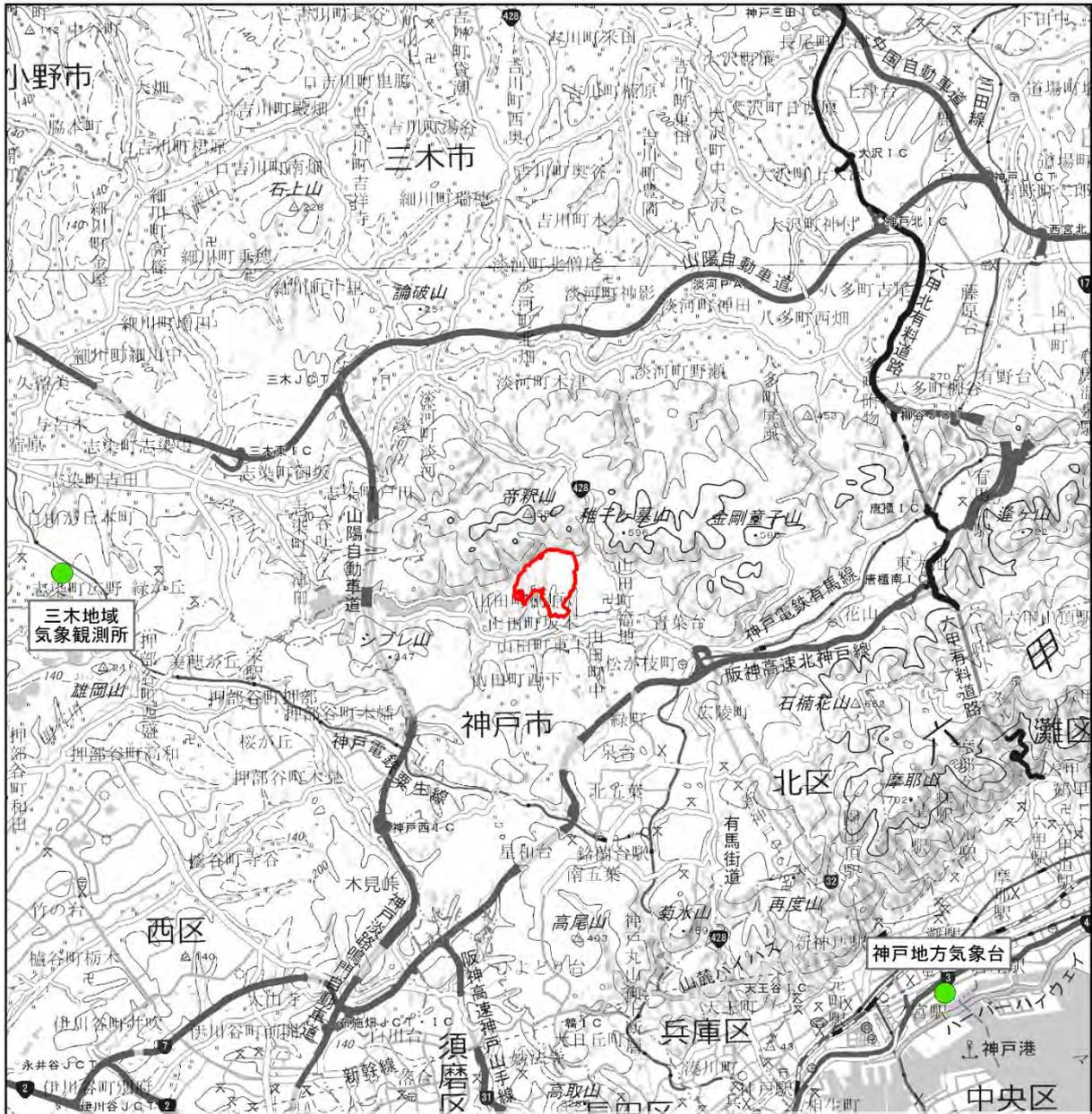
区分	年次	平均気温 (°C)			降水量			風速 (m/s)		日照時間 (h)	雪日数 (日)	霧日数 (日)
		日平均	日最高	日最低	合計 (mm)	日最大 (mm)	日 10mm 以上(日)	平均	最大			
神戸地方気象台	平成 25 年	17.0	20.6	13.9	1,297.5	100.5	38	3.7	26.1	2,255.4	19	0
	平成 26 年	16.7	20.3	13.7	1,222.0	125.5	34	3.8	22.4	2,096.0	21	0
	平成 27 年	17.3	20.6	14.3	1,578.0	267.0	48	3.6	17.5	1,988.4	20	1
	平成 28 年	17.8	21.4	14.7	1,346.5	68.0	45	3.6	18.0	2,114.7	7	0
	平成 29 年	16.8	20.3	13.8	1,196.0	94.0	31	3.6	30.7	2,195.1	15	2
	平均	17.1	20.6	14.1	1,328.0	131.0	39	3.7	22.9	2,129.9	16	1
三木地域気象観測所	平成 25 年	15.0	19.5	10.8	1,385.0	146.5	38	2.5	12.1	2,126.1		
	平成 26 年	14.7	19.1	10.7	1,202.5	101.5	38	2.6	17.1	2,039.1		
	平成 27 年	15.3	19.4	11.4	1,549.5	275.5	52	2.5	11.7	1,939.1		
	平成 28 年	15.8	20.0	11.8	1,439.0	61.5	50	2.5	14.1	2,078.3		
	平成 29 年	15.1	19.3	11.0	1,170.0	149.0	34	2.4	12.7	2,157.8		
	平均	15.2	19.5	11.1	1,349.2	146.8	42	2.5	13.5	2,068.1		

注) 気象観測所の住所

神戸地方気象台 : 神戸市中央区脇浜海岸通

三木地域気象観測所 : 三木市志染町広野

出典 : 「気象庁 過去の気象データ (平成 25 年～29 年)」 (気象庁 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

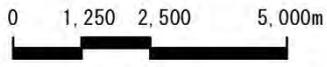


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 平 30 情復、第 1237 号)

- 事業実施区域
- 気象観測所



S=1:140,000



注)出典  
「地域気象観測所一覧」(気象庁 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.2-6 気象台、地域気象観測所の位置

## 2.2.4 植 物

### (1) 植物相

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに維管束植物（シダ植物以上の高等植物）186科 2,423種の生育が確認されている。

事業実施区域及びその周囲では、表 2.2-3 に示すとおり維管束植物 52科 113種の生育が確認されており、里山では少なくなったエビネ、トチバニンジン、葉緑素を持たないオニノヤガラ、水生植物のタヌキモ、ヤマトミクリ、ジュンサイ、ヒツジグサ等が確認されている。

表 2.2-3(1) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

No.	分類群名	科名	種名	既存資料等			
				①	②	③	
1	シダ植物	トクサ	スギナ		○		
2		ウラジロ	コシダ		○		
3	裸子植物	マツ	アカマツ		○		
4		スギ	スギ		○		
5		ヒノキ	ヒノキ		○		
6			ネズ		○		
7	離弁花類	クルミ	ノグルミ	○			
8		カバノキ	ハンノキ		○		
9		ブナ	クヌギ		○		
10			アラカシ		○		
11			ウラジロガシ		○		
12			コナラ		○		
13			アベマキ		○		
14		タデ	ヤノネグサ		○		
15			ミゾソバ		○		
16		ナデシコ	ハコベ	○			
17		ヒユ	ヒナタイノコズチ	○			
18		クスノキ	ヤマコウバシ		○		
19			クロモジ		○		
20		アケビ	ミツバアケビ		○		
21		ツツラフジ	アオツツラフジ		○		
22		スイレン	ジュンサイ		○		
23			ヒツジグサ		○		
24		ドクダミ	ドクダミ	○	○		
25		ツバキ	ヒサカキ		○		
26		ユキノシタ	ウツギ		○		
27			タコノアシ			○	
28		バラ	キンミズヒキ		○		
29			カマツカ		○		
30			ヤマザクラ		○		
31			ノイバラ		○		
32			クサイチゴ		○		
33			ナガバモミジイチゴ		○		
34			マメ	ネムノキ		○	
35				クズ		○	

表 2.2-3(2) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

No.	分類群名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
36	離弁花類	マメ	ムラサキツメクサ	○		
37			フジ		○	
38		ヒメハギ	ヒメハギ		○	
39		ウルシ	ヌルデ		○	
40			ヤマウルシ		○	
41		モチノキ	イヌツゲ		○	
42			ソヨゴ		○	
43			ウメモドキ		○	
44		ブドウ	ツタ		○	
45		ヒシ	ヒシ		○	
46		アカバナ	ミズユキノシタ		○	
47			メマツヨイグサ	○		
48		ミズキ	ハナイカダ		○	
49		ウコギ	トチバニンジン		○	
50		合弁花類	ツツジ	ネジキ		○
51	アセビ				○	
52	モチツツジ				○	
53	コバノミツバツツジ				○	
54	ナツハゼ				○	
55	ヤブコウジ		ヤブコウジ		○	
56	サクラソウ		ヌマトラノオ	○		
57	モクセイ		マルバアオダモ		○	
58			ネズミモチ		○	
59			ヒイラギ		○	
60	リンドウ		アケボノソウ		○	
61	アカネ		ヤイトバナ		○	
62	クマツヅラ		ムラサキシキブ		○	
63			ヤブムラサキ		○	
64			クサギ		○	
65	シソ		ヒメオドリコソウ	○		
66			シロネ		○	
67			ウツボグサ	○		
68			アキノタムラソウ	○		
69	ゴマノハグサ		オオイヌノフグリ	○		
70	キツネノマゴ		キツネノマゴ	○		
71	タヌキモ		タヌキモ		○	
72			コタヌキモ		○	
73	スイカズラ		ヤマウグイスカグラ		○	
74			ウグイスカグラ		○	
75			スイカズラ		○	
76			コバノガマズミ		○	
77	キク		ヨモギ		○	
78			サジガクビソウ	○		
79			サワヒヨドリ	○		
80			コウヤボウキ		○	
81		セイタカアワダチソウ		○		
82	単子葉植物	トチカガミ	セキシウモ		○	
83		ヒルムシロ	ヒルムシロ		○	
84			ミズヒキモ		○	
85		ユリ	ジャノヒゲ		○	

表 2.2-3(3) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

No.	分類群名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
86	単子葉植物	ユリ	ナガバジャノヒゲ		○	
87			サルトリイバラ		○	
88		ツユクサ	ツユクサ	○		
89			イボクサ		○	
90		イネ	トダシバ		○	
91			チゴザサ		○	
92			ススキ		○	
93			ケチヂミザサ		○	
94			ヨシ		○	
95			マダケ		○	
96			モウソウチク		○	
97			ネザサ		○	
98			メダケ		○	
99			ウキシバ		○	
100			ムラサキエノコロ	○		
101		サトイモ	ショウブ		○	
102		ウキクサ	アオウキクサ		○	
103		ミクリ	ヤマトミクリ		○	
104		ガマ	ガマ		○	
105		カヤツリグサ	カサスゲ		○	
106	タチスゲ			○		
107	ゴウソ			○		
108	アゼスゲ			○		
109	ヤワラスゲ			○		
110	カンガレイ			○		
111	ラン	エビネ		○		
112		シュンラン		○		
113		オニノヤガラ		○		
—	—	52 科	113 種	18 種	95 種	1 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015 年度）」に従った。

注 2) 既存資料等

- ①：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）
- ②：「（仮称）たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」  
（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）
- ③：事業実施区域内におけるタコノアシの生育確認情報  
（平成 29 年 4 月 3 日、神戸市環境局自然環境共生課からの聞き取り）

## (2) 植 生

事業実施区域及びその周囲における現存植生は、図 2.2-7 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の植生は、丹生・帝釈山系に「アベマキーコナラ群集」が広く分布し、「モチツツジ-アカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がモザイク状に分布する。帝釈山や丹生山の山頂部付近に「アカガシ群落」が見られ、丹生山周辺には「スギ・ヒノキ・サワラ植林」がまとまって分布する。「竹林」は、低起伏丘陵の周縁部に点在している。志染川やその支流の河川沿いの低地部や丘陵地には「水田雑草群落」が広く分布している。

事業実施区域は丹生・帝釈山系の南側の小起伏丘陵地に位置し、人為的な影響を強く受けた代償植生で占められており、自然植生及びそれに近い常緑広葉樹林は成立していない。



出典：「自然環境保全基礎調査 現存植生図（第6、7回）」（環境省 自然環境局 生物多様性センターHP、平成30年12月閲覧）

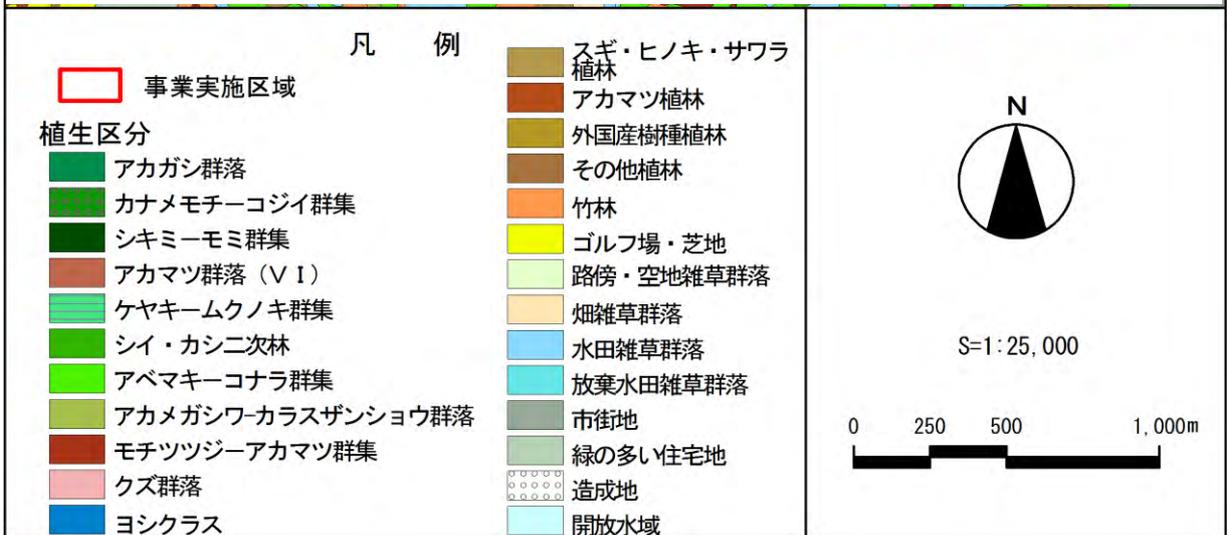


図 2.2-7 事業実施区域およびその周囲の現存植生

### (3) 重要な種及び植物群落

#### ① 重要な植物種

##### a. 重要な植物種の選定基準

重要な植物種は、既存資料等により把握した植物の生育状況を踏まえ、「学術上又は希少性の観点」から選定した。

重要な植物種の選定基準は、表 2.2-4 に示すとおりである。

表 2.2-4 重要な植物種の選定基準

区分	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
A	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	国特：特別天然記念物に指定された植物 国天：天然記念物に指定された植物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年条例第 58 号)	県天：天然記念物に指定された植物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)	市天：天然記念物に指定された植物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 国際：国際希少野生動植物種
C	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年兵庫県条例第 75 号)	指定：指定野生動植物種
D	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
E	「【維管束植物】環境省レッドリスト(2018)」 (平成 30 年 5 月 22 日、環境省)	EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 EN：絶滅危惧 I B 類 NT：準絶滅危惧 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 VU：絶滅危惧 II 類 DD：情報不足
F	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」(平成 22 年、兵庫県)	【維管束植物】 絶：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 要調：要調査種
G	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2015－」(平成 28 年、神戸市)	【維管束植物】 今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 要調：要調査種

b. 重要な植物種

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生育が確認された維管束植物（50科113種）のうち、重要な植物は表 2.2-5 に示すとおり 5科6種である。

表 2.2-5 重要な植物種

No.	分類群名	科名	種名	選定基準							事業実施区域及び周囲での確認		
				A	B	C	D	E	F	G	①	②	③
1	離弁花類	スイレン	ヒツジグサ							C		○	
2		ユキノシタ	タコノアシ					NT	C	C			○
3	合弁花類	タヌキモ	タヌキモ					NT	A			○	
4	単子葉植物	ミクリ	ヤマトミクリ					NT	B	A		○	
5		ラン	エビネ					NT	C	C		○	
6			オニノヤガラ						C	C		○	
—	—	5科	6種	—	—	—	—	4種	5種	5種	—	5種	1種

注) 1.選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【維管束植物】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX；絶滅、EW；野生絶滅、CR+EN；絶滅危惧 I 類、CR；絶滅危惧 I A 類、EN；絶滅危惧 I B 類、  
VU；絶滅危惧 II 類、NT；準絶滅危惧、DD；情報不足、LP；絶滅のおそれのある地域個体群
- F：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」（平成 22 年 3 月、兵庫県）  
絶；絶滅、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査種
- G：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査

2.事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ②：「(仮称)たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）
- ③：事業実施区域内におけるタコノアシの生育確認情報（平成 29 年 4 月 3 日、神戸市環境局自然環境共生課からの聞き取り）

## ② 重要な植物群落

### a. 重要な植物群落の選定基準

重要な植物群落は、既存資料等により把握した植物群落の生育状況を踏まえ、「学術上又は希少性の観点」から選定した。

重要な植物群落の選定基準は、表 2.2-6 に示すとおりである。

表 2.2-6 重要な植物群落の選定基準

区分	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	国特：特別天然記念物に指定された植物の生育地 国天：天然記念物に指定された植物の生育地
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年条例第 58 号)	県天：天然記念物に指定された植物の生育地
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)	市天：天然記念物に指定された植物の生育地
b	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」 第 2 回(昭和 53 年度) 第 3 回(昭和 59 年～61 年度) 第 5 回(平成 9 年～10 年度) (環境省)	<b>【特定植物群落】</b> A 原生林もしくはそれに近い自然林 B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林) F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)
c	「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」 第 4 回(昭和 63 年度) 第 6 回(平成 11 年、平成 12 年度) (環境省)	<b>【巨樹・巨木林】</b> 巨樹：地上から 130cm の位置で幹周(幹の円周)が 300cm 以上の樹木 巨木林：巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを持って生えている場合
d	「自然環境保全基礎調査 植生自然度調査」 第 6 回(平成 11 年～平成 16 年度) 第 7 回(平成 17 年～) (環境省)	<b>【自然植生】</b> ①植生自然度 10：自然草原 ②植生自然度 9：自然林
e	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」(平成 22 年、兵庫県)	<b>【植物群落】</b> A：A ランク B：B ランク C：C ランク 要注：要注目
f	「神戸の希少な野生動植物ー神戸版レッドデータ 2015ー」(平成 28 年、神戸市)	<b>【植物群落】</b> A：A ランク B：B ランク C：C ランク

b. 重要な植物群落

事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落は表 2.2-7 に、重要な植物群落の分布位置は図 2.2-8 に示すとおりである。

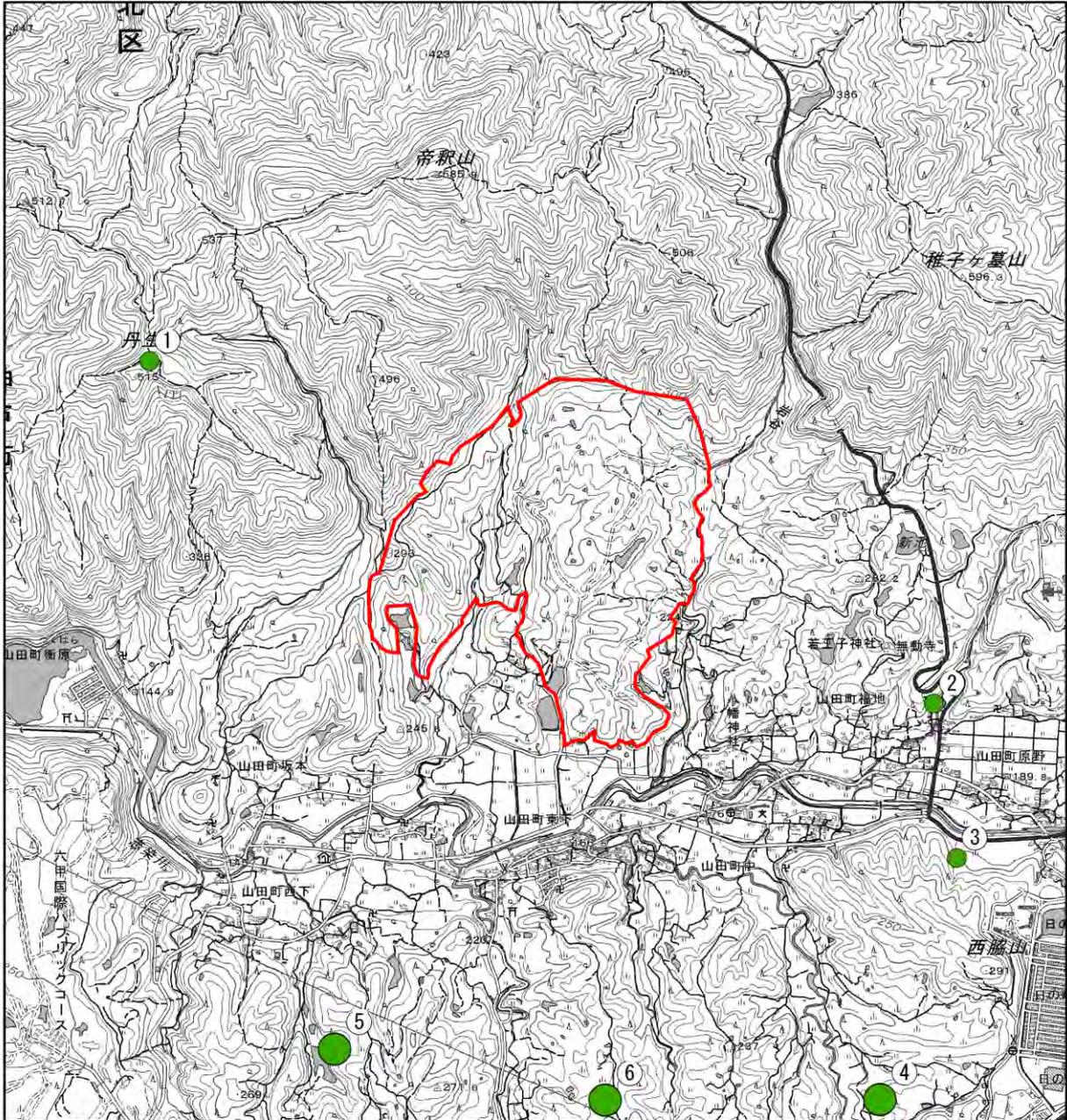
重要な植物群落は、照葉樹林の「モミーアカガシ群落」及び「コジイ群落」、夏緑樹林の「西脇山のヘラノキ群落」、草地植生の「西下のススキーネザサ群落」が分布する。

表 2.2-7 事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落

No.	群落分類	群落名	確認場所		選定基準			
					a	b	e	f
①	照葉樹林	モミーアカガシ群落	北区山田町坂本 丹生山	丹生神社				C
②	照葉樹林	コジイ群落	北区山田町原野火打石	八坂神社				C
③	夏緑樹林	ヘラノキ群落	北区山田町原野 西脇山	原野		C・H	C	A
④	草地植生	ススキーネザサ群落	北区山田町中	水田畦畔草地				C
⑤	草地植生	ススキーネザサ群落	北区山田町西下	水田畦畔草地				B
⑥	草地植生	ススキーネザサ群落	北区山田町東下	水田畦畔草地				C

注) 1.選定基準

- a: 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年条例第 58 号)  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)  
国特; 特別天然記念物、国天; 国指定天然記念物、県天; 県指定天然記念物、市天; 市指定天然記念物
- b: 「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」第 2 回(昭和 53 年度)、第 3 回(昭和 59 年~61 年度)、第 5 回(平成 9 年~10 年度)(環境省)  
特定植物群落; A,B,C,D,E,F,G,H (詳細は表 2.2-6 参照)
- e: 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」(平成 22 年 3 月、兵庫県)  
A; A ランク、B; B ランク、C; C ランク、要注; 要注目
- f: 「神戸の希少な野生動植物ー神戸版レッドデータ 2015ー」(平成 28 年、神戸市)  
【植物群落】 A; A ランク、B; B ランク、C; C ランク



凡 例

事業実施区域

● 重要な植物群落

出典：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落(第2～5回)」  
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターHP、平成30年12月閲覧)  
 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2010  
 (植物・植物群落)」(平成22年、兵庫県)  
 「神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-」  
 (平成28年、神戸市)

※ 群落④、⑤、⑥は「神戸版レッドデータブック2015」の  
 植物群落・鳥類サンクチュアリ位置図をもとに概略の位置を  
 示した。



S=1:25,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

図 2.2-8 事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落の分布

c. 巨樹・巨木林

事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林の登録状況は表 2.2-8 に、巨樹・巨木林の分布は図 2.2-9 に示すとおりである。

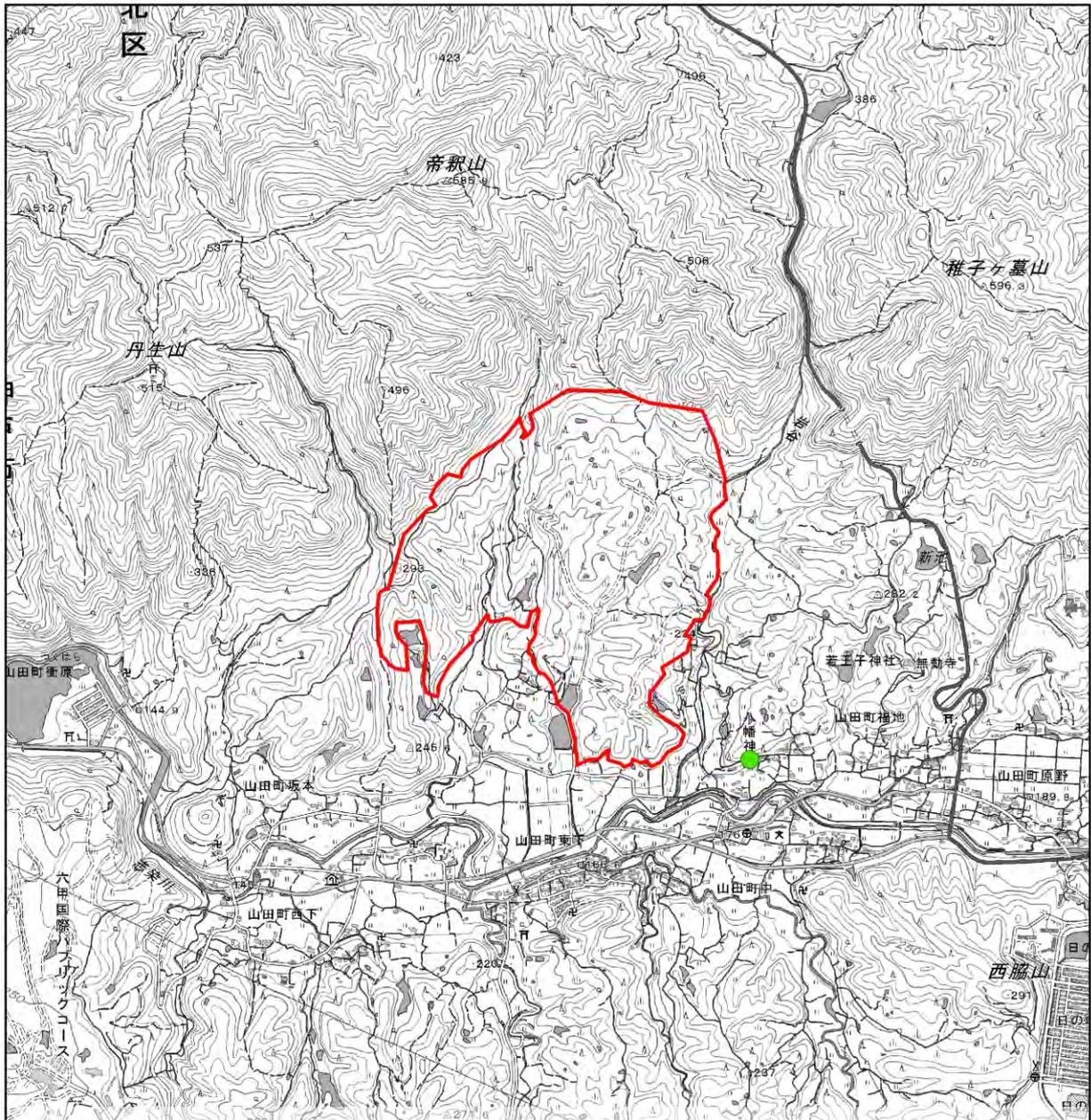
事業実施区域の南東側で、イチヨウの巨樹（幹周 450cm、樹高 13m）1 本が登録されている。

表 2.2-8 事業実施区域およびその周囲における巨樹・巨木林

No.	区分	樹種	幹周(cm)	樹高(m)	所在地	調査種別	選定基準
							c
①	単木	イチヨウ	450	13	神戸市北区山田町	第4・6回調査	巨樹

注)選定基準 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第4回・第6回」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターHP、平成 30 年 12 月閲覧)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例	
	事業実施区域
	巨樹・巨木
 S=1:25,000 	
注)出典 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第4回・第6回」 (環境省 自然環境局 生物多様性センターHP、平成30年12月閲覧)	

図 2.2-9 事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林の分布

d. 植生自然度 9、10 に区分される植生

事業実施区域及びその周囲における植生自然度 9、10 に区分される植生の分布状況は、表 2.2-9 及び図 2.2-10 に示すとおりである。

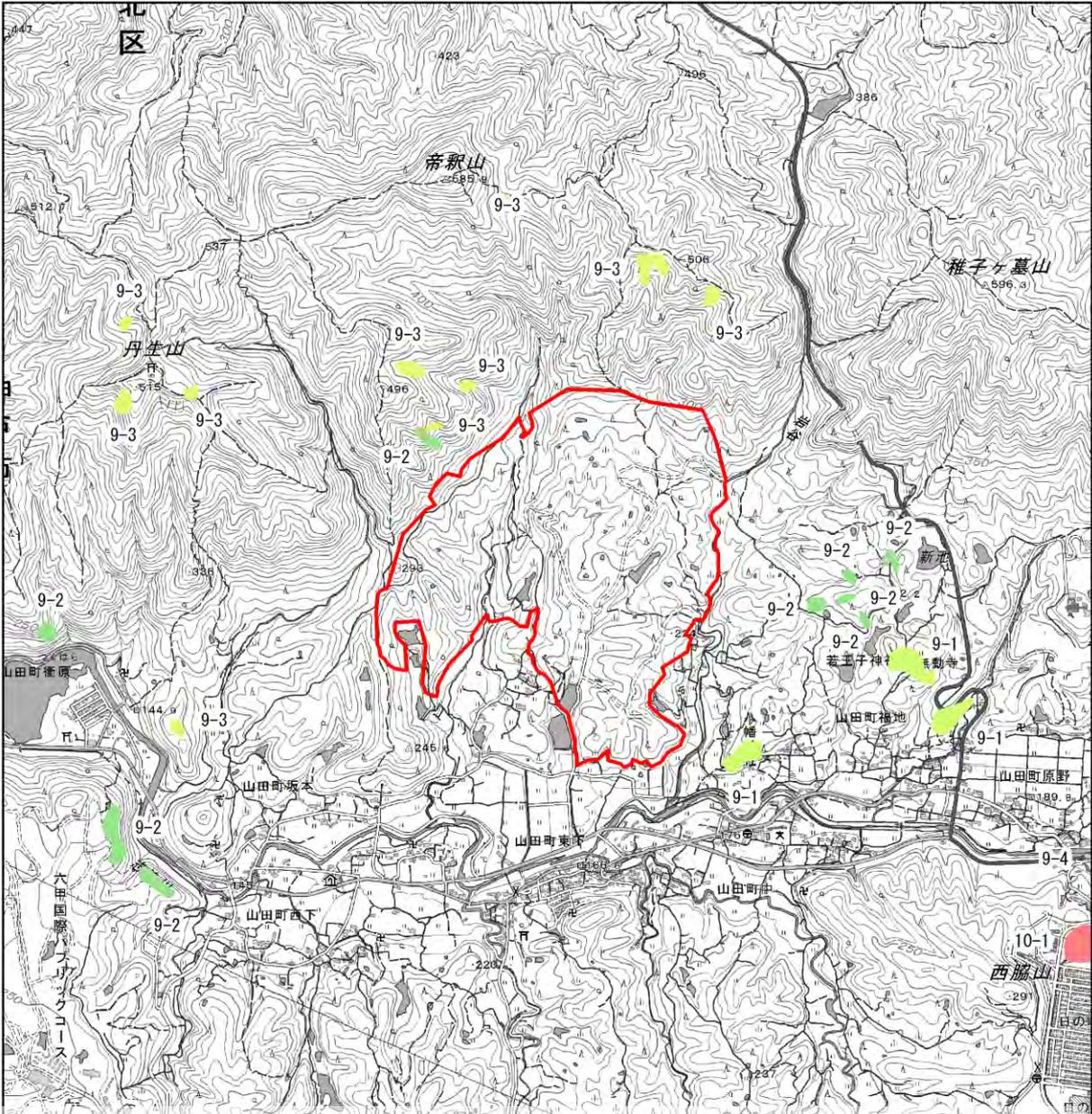
植生自然度 10 に区分される植生は「ヨシクラス」で、植生自然度 9 に区分される植生は「カナメモチーコジイ群集」、「アカマツ群落(VI)」、「シキミーモミ群集」及び「ケヤキームクノキ群集」である。

表 2.2-9 事業実施区域及びその周囲における植生自然度 9、10 に区分される植生の分布

自然度区分	植生区分	群 落 名	選定基準
			d
10	自然草原	10-1：ヨシクラス	植生自然度 10
9	自然林	9-1：カナメモチーコジイ群集 9-2：アカマツ群落(VI) 9-3：シキミーモミ群集 9-4：ケヤキームクノキ群集	植生自然度 9

注)選定基準 「自然環境保全基礎調査 植生自然度調査 第6回・第7回」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターHP、平成 30 年 12 月閲覧)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

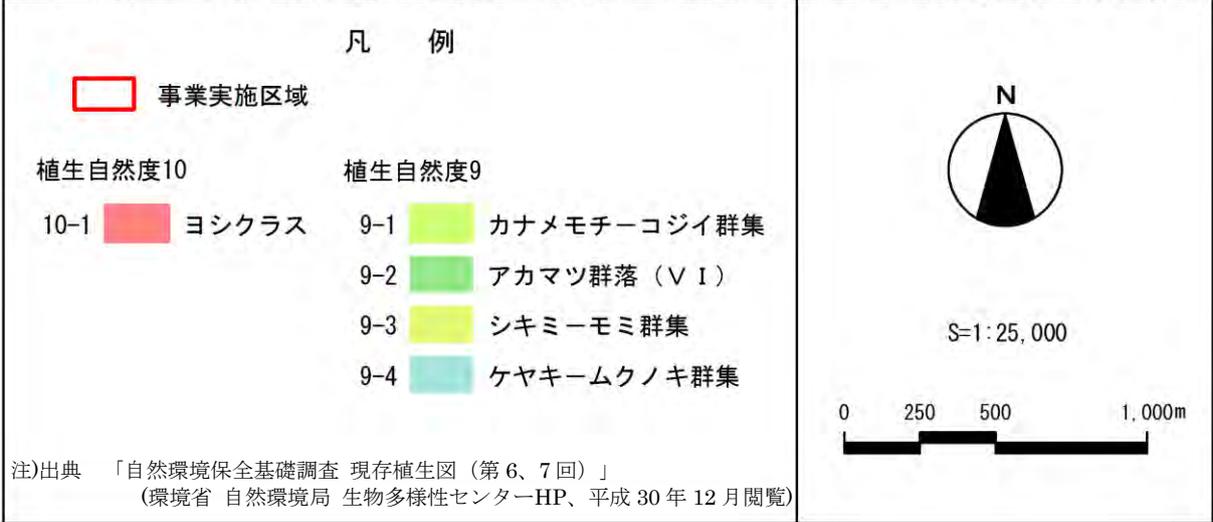


図 2.2-10 事業実施区域及びその周囲における植生自然度 9,10 の植生の分布

## 2.2.5 動物

### (1) 哺乳類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに哺乳類 7 目 15 科 33 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-10 に示すとおり、コウベモグラ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、アライグマ、タヌキやニホンイノシシなど 6 目 9 科 12 種の哺乳類の生息が確認されており、主に低山地から平地にかけて生息する種で構成されている。なお、アライグマは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）」（以下「特定外来生物法」という。）により「特定外来生物」に指定されている。

表 2.2-10 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた哺乳類

No.	目名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
1	モグラ	モグラ	コウベモグラ			○
2	サル	オナガザル	ニホンザル	○		
3	ウサギ	ウサギ	ノウサギ	○		
4	ネズミ	リス	ニホンリス	○		
5		ネズミ	アカネズミ	○		○
6	ネコ	アライグマ	アライグマ	○	○	
7		イヌ	タヌキ	○		
8			キツネ	○		
9		イタチ	テン	○		○
10			イタチ	○		○
11			アナグマ	○		
12	ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ	○		
—	6 目	9 科	12 種	11 種	1 種	4 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015 年度）」に従った。

注 2) 既存資料等

①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回、4 回、5 回、6 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧)

※二次メッシュ (523510, 523511) における神戸市北区での確認種を示した。

②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

※神戸市北区山田町における確認種を示した (平成 30 年 12 月 1 日現在)。

③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

(2) 鳥 類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに鳥類 22 目 68 科 293 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-11 に示すとおり、キジバト、アオサギ、サンバ、モズ、シジュウカラ、ツバメ、センダイムシクイ、オオルリ、スズメ、イカルやホオジロなど 12 目 27 科 51 種の鳥類の生息が確認されており、里山に普通に見られる種で構成されている。

表 2.2-11(1) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

No.	目名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
1	キジ	キジ	キジ	○	○	
2	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○		
3	ハト	ハト	キジバト	○		○
4	ペリカン	サギ	ゴイサギ			○
5			アオサギ			○
6			コサギ	○		
7	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○		○
8			ツツドリ	○		○
9	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			○
10	チドリ	シギ	ヤマシギ			○
11			クサシギ	○		
12	タカ	タカ	トビ	○		○
13			サシバ	○		○
14	フクロウ	フクロウ	アオバズク	○		
15	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ			○
16	キツツキ	キツツキ	コゲラ	○		○
17			アオゲラ	○		○
18	スズメ	モズ	モズ	○		○
19		カラス	カケス	○		○
20			ハシボソガラス	○		○
21			ハシブトガラス	○		
22			シジュウカラ	ヤマガラ	○	
23		シジュウカラ		○		○
24		ヒバリ	ヒバリ	○		
25		ツバメ	ツバメ	○	○	○
26			コシアカツバメ	○		
27		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○		○
28		ウグイス	ウグイス	○		○
29			ヤブサメ	○		○
30		エナガ	エナガ	○		○
31	ムシクイ	センダイムシクイ	○			
32	メジロ	メジロ	○	○	○	
33	セッカ	セッカ	○			
34	ヒタキ		シロハラ			○
35			ツグミ	○		○
36			ルリビタキ	○	○	
37			ジョウビタキ	○		○
38			コサメビタキ	○		
39	ヒタキ	オオルリ	○			
40	スズメ	スズメ	○		○	

表 2.2-11(2) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

No.	目名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
41	スズメ	セキレイ	キセキレイ	○		○
42			セグロセキレイ	○		○
43		アトリ	カワラヒワ	○		○
44			ベニマシコ			○
45			イカル	○		○
46		ホオジロ	ホオジロ	○		○
47			カシラダカ	○		○
48			ミヤマホオジロ			○
49			アオジ	○		○
50		キジ	キジ	(コジュケイ)	○	
51	ハト	ハト	(ドバト)	○		
—	12 目	27 科	51 種	43 種	4 種	36 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改定第 7 版」(2012 年、日本鳥学会)に従った。

注 2) 種名の ( ) 書きは外来種を示す。

注 3) 既存資料等

①: 「自然環境保全基礎調査(第 2 回、3 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧)

※二次メッシュ (523510, 523511) における神戸市北区での確認種を示した。

②: 「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

※神戸市北区山田町における確認種を示した(平成 30 年 12 月 1 日現在)。

③: 「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

### (3) 爬虫類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに爬虫類 2 目 11 科 19 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-12 に示すとおり、ニホンイシガメ、ニホントカゲ、アオダイショウやヒバカリなど 2 目 4 科 8 種の爬虫類の生息が確認されており、河川、農耕地、樹林環境などの生息環境に応じて様々な爬虫類が確認されている。

表 2.2-12 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた爬虫類

No.	目名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
1	カメ	イシガメ	クサガメ	○		○
2			ニホンイシガメ	○		
3	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ			○
4		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○
5		ナミヘビ	アオダイショウ			○
6			シマヘビ	○	○	○
7			ヒバカリ			○
8			ヤマカガシ	○	○	○
—	2 目	4 科	8 種	5 種	3 種	7 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015 年度）」に従った。

注 2) 既存資料等

①：「自然環境保全基礎調査（第 4 回、5 回）」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）

※二次メッシュ（523510, 523511）における神戸市北区での確認種を示した。

②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。

③：「（仮称）たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）

#### (4) 両生類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに両生類 2 目 8 科 17 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-13 に示すとおり、カスミサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ニホンアマガエル、タゴガエル、ウシガエル、トノサマガエルやモリアオガエルなど 2 目 6 科 12 種の両生類の生息が確認されており、水田、ため池、溪流環境などの生息環境に応じて様々な両生類が確認されている。なお、ウシガエルは、「特定外来生物法」により「特定外来生物」に指定されている。

表 2.2-13 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた両生類

No.	目名	科名	種名	既存資料等		
				①	②	③
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ	○	○	○
2			ヒダサンショウウオ	○		
3	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	○		
4		アマガエル	ニホンアマガエル	○	○	○
5		アカガエル	タゴガエル	○		○
6			ニホンアカガエル	○		○
7			ウシガエル	○	○	○
8			ツチガエル			○
9			トノサマガエル	○	○	○
10		ヌマガエル	ヌマガエル	○		○
11		アオガエル	シュレーゲルアオガエル		○	○
12			モリアオガエル	○		○
—	2 目	6 科	12 種	10 種	5 種	10 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015 年度）」に従った。

注 2) 既存資料等

①：「自然環境保全基礎調査(第 4 回、5 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧)

※二次メッシュ (523510, 523511) における神戸市北区での確認種を示した。

②：「みんなで作る KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

※神戸市北区山田町における確認種を示した (平成 30 年 12 月 1 日現在)。

③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

(5) 魚 類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに魚類 9 目 19 科 72 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-14 に示すとおり、コイ、オイカワ、ドジョウ、アカザ、アマゴ、ミナミメダカ、ブルーギル、オオクチバスやカワヨシノボリなど 5 目 9 科 19 種の魚類の生息が確認されており、河川、ため池、溪流環境などの生息環境に応じて様々な魚類が確認されている。なお、ブルーギル及びオオクチバスは、「特定外来生物法」により「特定外来生物」に指定されている。

表 2.2-14 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた魚類

No.	目名	科名	種名	既存資料等			
				①	②	③	④
1	コイ	コイ	コイ	○		○	○
2			ギンブナ			○	○
—			フナ属	○			
3			オイカワ	○			○
4			カワムツ			○	○
—			カワムツ属	○			
5			タカハヤ	○			○
6			モツゴ	○			○
7			ムギツク	○			○
8			カマツカ	○			○
9			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ	○	
10	オオシマドジョウ						○
11	ナガレホトケドジョウ	○					
—	ホトケドジョウ属	○					
12	ナマズ	ギギ	ギギ	○			
13		アカザ	アカザ				○
14	サケ	サケ	アマゴ	○			
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○		○	
16	スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	○		○	
17			オオクチバス	○			
18		ドンコ	ドンコ	○			○
19		ハゼ	カワヨシノボリ				○
—			ヨシノボリ属	○		○	○
—	5 目	9 科	19 種	15 種	—	7 種	13 種

注 1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015 年度）」に従った。

注 2) 既存資料等

①：「自然環境保全基礎調査(第 4 回、第 5 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧)

※二次メッシュ (523510, 523511) における神戸市北区での確認種を示した。

②：「みんなで作る KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

※神戸市北区山田町における確認種を示した (平成 30 年 12 月 1 日現在)。

③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

④：「神戸の淡水魚 (志染川)」(平成 13 年、神戸市教育委員会)

(6) 昆虫類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」他）によると、神戸市内ではこれまでに昆虫類 25 目 389 科 4,568 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-15 に示すとおり、トンボ目 67 種、チョウ目 49 種やコウチュウ目 26 種など 8 目 41 科 159 種の昆虫類の生息が確認されており、河川、ため池、農耕地、樹林などの生息環境に応じて様々な昆虫類が確認されている。

表 2.2-15(1) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

No.	目名	科名	種名	既存資料等			
				①	②	③	
1	トンボ	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	○	○		
2			アオイトトンボ	○			
3			オオアオイトトンボ	○			
4		イトトンボ	ホソミイトトンボ	○			
5			キイトトンボ	○			
6			アジアイトトンボ	○			
7			モートンイトトンボ	○			
8			クロイトトンボ	○			
9			セスジイトトンボ	○			
10			オオイトトンボ	○			
11			モノサシトンボ	モノサシトンボ	○	○	
12		カワトンボ	ハグロトンボ	○	○		
13			ミヤマカワトンボ	○			
14			ニホンカワトンボ	○			
15			アサヒナカワトンボ	○			
16		ヤンマ	アオヤンマ	○			
17			オオルリボシヤンマ	○			
18			ルリボシヤンマ	○			
19			マルタンヤンマ	○			
20			クロスジギンヤンマ	○			
21			ギンヤンマ	○			
22			コシボソヤンマ	○			
23			カトリヤンマ	○			
24			ミルンヤンマ	○			
25			ヤブヤンマ	○			
26			サラサヤンマ	○			
27			サナエトンボ	ヤマサナエ	○		
28				キイロサナエ	○		
29				ダビドサナエ	○		
30		ヒメクロサナエ		○			
31		アオサナエ		○			
32		ホンサナエ		○			
33		コオニヤンマ		○			
34		ウチワヤンマ		○			
35		オジロサナエ		○			
36		フタスジサナエ		○			
37		オグマサナエ		○			
38		オニヤンマ	オニヤンマ	○			
39		エゾトンボ	オオヤマトンボ	○	○		
40			コヤマトンボ	○			
41			ハネビロエゾトンボ	○			
42			タカネトンボ	○			
43			エゾトンボ	○			
44		トンボ	ショウジョウトンボ	○			
45			コフキトンボ	○			
46			ヨツボシトンボ	○		○	
47			ハラビロトンボ	○			
48			ハッチョウトンボ	○			
49			シオカラトンボ	○	○		
50			シオヤトンボ	○			

表 2.2-15(2) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

No.	目名	科名	種名	既存資料等								
				①	②	③						
51	トンボ	トンボ	オオシオカラトンボ	○								
52			ウスバキトンボ	○								
53			コシアキトンボ	○								
54			チョウトンボ	○								
55			コノシメトンボ	○								
56			キトンボ	○								
57			ナツアカネ	○								
58			マユタテアカネ	○								
59			アキアカネ	○								
60			ナニワトンボ	○								
61			ノシメトンボ	○								
62			マイコアカネ	○								
63			ヒメアカネ	○	○							
64			ミヤマアカネ	○								
65			リスアカネ	○								
66			ネキトンボ	○								
67			タイリクアカネ	○								
68	カマキリ	カマキリ	オオカマキリ		○							
69	バッタ	マツムシ	アオマツムシ	○								
70		バッタ	ショウリョウバッタ			○						
71			トノサマバッタ				○					
72			ツマグロバッタ					○				
73		イナゴ	ツチイナゴ					○				
74	ナナフシ	ナナフシ	トゲナナフシ	○								
75	カメムシ	セミ	アブラゼミ	○								
76			ミンミンゼミ	○								
77			ヒグラシ	○	○							
78			ハルゼミ	○								
79		ホソヘリカメムシ	クモヘリカメムシ				○					
80		カメムシ	ナガメ					○				
81		タイコウチ	ミズカマキリ						○			
82		マツモムシ	マツモムシ							○		
83		チョウ	マダラガ	ホタルガ						○		
84			セセリチョウ	ダイミョウセセリ		○						
85	ギンイチモンジセセリ				○							
86	イチモンジセセリ				○							
87	チャバネセセリ				○							
88	マダラチョウ		アサギマダラ		○							
89	テングチョウ		テングチョウ		○	○						
90	シジミチョウ		コツバメ		○							
91			ウラギンシジミ		○	○						
92			ツバメシジミ		○							
93			アカシジミ						○	○		
94			ウラナミシジミ		○							
95			ベニシジミ		○	○						
96			ミドリシジミ		○							
97			クロシジミ		○							
98			ヤマトシジミ本土亜種		○							
99			シルビアシジミ		○							
100			タテハチョウ	ツマグロヒョウモン		○						
101	ゴマダラチョウ本土亜種				○							
102	ルリタテハ本土亜種				○	○						
103	イチモンジチョウ				○							
104	ミスジチョウ				○							
105	ホシミスジ				○							
106	コムスジ			○								
107	キタテハ			○								
108	オオムラサキ			○								
109	ヒメアカタテハ			○								
110	アカタテハ			○								

表 2.2-15(3) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

No.	目名	科名	種名	既存資料等			
				①	②	③	
111	チョウ	アゲハチョウ	ジャコウアゲハ本土亜種	○			
112			カラスアゲハ本土亜種	○			
113			モンキアゲハ	○			
114			クロアゲハ本土亜種	○			
115		シロチョウ	モンキチョウ	○	○		
116			スジグロシロチョウ	○			
117			モンシロチョウ	○	○		
118		ジャノメチョウ	キマダラモドキ	○			
119			クロヒカゲ本土亜種	○			
120			ジャノメチョウ		○		
121			コジャノメ	○			
122			ヒメジャノメ	○			
123			サトキマダラヒカゲ	○			
124			ヒメウラナミジャノメ	○	○		
125			シャクガ	ヒョウモンエダシャク		○	
126				スジハグルマエダシャク		○	
127			ヤママユガ	エゾヨツメ			○
128		ウスタビガ			○		
129		ドクガ	マイマイガ		○		
130		ヤガ	アミメキシタバ	○			
131		コウチュウ	オサムシ	マイマイカブリ			○
132				オオオサムシ			○
133				マヤサンオサムシ			○
134			ハンミョウ	アイヌハンミョウ	○		
135				ニワハンミョウ	○		
136				ハンミョウ	○		
137				コハンミョウ	○		
138			ゲンゴロウ	マルチビゲンゴロウ	○		
139				ホソセスジゲンゴロウ	○		
140				ハイロゲンゴロウ	○		
141				シマゲンゴロウ	○		○
142	コシマゲンゴロウ			○			
143	ウスイロシマゲンゴロウ			○			
144	コマルケシゲンゴロウ			○			
145	マルケシゲンゴロウ			○			
146	ヒメケシゲンゴロウ			○			
147	ツブゲンゴロウ			○			
148	ルイスツブゲンゴロウ			○			
149	シャープツブゲンゴロウ			○			
150	モンキマメゲンゴロウ			○			
151	オオヒメゲンゴロウ		○				
152	クワガタムシ		スジクワガタ	○			
153			コクワガタ	○			
154	ホタル		ゲンジボタル	○			
155	テントウムシ		ナナホシテントウ		○		
156	ハムシ		キベリハムシ	○			
157		アリ	ツノアカヤマアリ	○			
158	ハチ	ハキリバチ	○				
159		イマイツツハナバチ	○				
-	8目	41科	159種	138種	31種	7種	

注1) 種名及び配列は、原則として「神戸市動植物リスト（2015年度）」に従った。

注2) 既存資料等

- ①：「自然環境保全基礎調査(第4回、第5回)」(自然環境 Web-GIS、平成30年12月閲覧)  
※二次メッシュ(523510, 523511)における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成30年12月閲覧)  
※神戸市北区山田町における確認種を示した(平成30年12月1日現在)。
- ③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」  
(昭和62年11月、たんじょう開発株式会社)

(7) 陸産及び淡水産貝類

既存資料等（「神戸市動植物データベース生物種リスト」）によると、神戸市内ではこれまでに陸産貝類 4 目 23 科 111 種、淡水産貝類 4 目 9 科 16 種の生息情報が得られている。

事業実施区域及びその周囲では表 2.2-16 に示すとおり、陸産貝類が 67 種、淡水産貝類が 9 種、合わせて 5 目 23 科 76 種の貝類の生息が確認されており、農耕地や樹林地、河川、ため池などの生息環境に応じて様々な貝類が確認されている。

表 2.2-16(1) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で  
生息情報が得られた陸産及び淡水産貝類

No.	目名	科名	種名	既存資料等			区分		
				①	②	③	陸産	淡水産	
1	原始腹足	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ	○			○		
2		ヤマキサゴ	ヤマキサゴ	○			○		
3	中腹足	ヤマタニシ	ヤマタニシ	○			○		
4			アツブタガイ	○			○		
5			ミジンヤマタニシ	○			○		
6			アズキガイ	○			○		
7			ムシオイガイ	○			○		
8			ゴマガイ	○			○		
9			オオウエゴマガイ	○			○		
10			ウゼンゴマガイ	○			○		
11			ヒダリマキゴマガイ	○			○		
12			タニシ	オオタニシ	○			○	
13				ヒメタニシ	○			○	
14	基眼	サカマキガイ	サカマキガイ	○		○	○		
15		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	○			○		
16			ヒラマキガイモドキ	○			○		
17		カワコザラガイ	カワコザラガイ	○			○		
18	柄眼	マキゾメガイ	ヒラドマルナタネ	○			○		
19		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ	○			○		
20		キセルガイ	ナミコギセル	○			○		
21			シリオレットノサマギセル	○			○		
22			ハゲギセル	○			○		
23			チビギセル	○			○		
24			ナミギセル	○			○		
25			ウスベニギセル	○			○		
26			エルベリギセル	○			○		
27			シリオレギセル	○			○		
28			ホソヒメギセル	○			○		
29			ゼイギセル	○			○		
30			ナラビヒダギセル	○			○		
31			オカチョウジガイ	マルオカチョウジガイ	○			○	
32				オカチョウジガイ	○			○	
33				ホソオカチョウジガイ	○			○	
34			ナタネガイ	ナタネガイ	○			○	
35				ミジンナタネ	○			○	
36			ナメクジ	イボイボナメクジ	○			○	
37				ヤマナメクジ	○			○	
38		コウラナメクジ	チャコウラナメクジ	○			○		
39		オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ	○			○		
40	ベッコウマイマイ		ヒラベッコウガイ	○			○		
41			ヤクシマヒメベッコウ	○			○		
42			キビガイ	○			○		
43			ハクサンベッコウ	○			○		
44				ヒメハリマキビ	○			○	
45				コシタカシタラガイ	○			○	

表 2.2-16(2) 既存資料等により事業実施区域及びその周囲で  
 生息情報が得られた陸産及び淡水産貝類

No.	目名	科名	種名	既存資料等			区分		
				①	②	③	陸産	淡水産	
46	柄眼	ベッコウマイマイ	カサネシタラガイ	○			○		
47			ウメムラシタラガイ	○			○		
48			カサキビ	○			○		
49			オオウエキビ	○			○		
50			ヒメカサキビ	○			○		
51			ウラジロベッコウ	○			○		
52			オオクラヒメベッコウ	○			○		
53			ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ	○			○	
54				ヒメビロウドマイマイ	○			○	
55				シメクチマイマイ	○			○	
56				ニッポンマイマイ	○			○	
57				コベソマイマイ	○			○	
58		ヤマタカマイマイ		○			○		
59		オナジマイマイ	ウスカワマイマイ	○			○		
60			コウベマイマイ	○			○		
61			コオオベソマイマイ	○			○		
62			オオケマイマイ	○			○		
63			オナジマイマイ	○			○		
64			クチベニマイマイ	○			○		
65			ハリママイマイ	○			○		
66			ギューリキマイマイ	○			○		
67			コガネマイマイ	○			○		
68			ナミマイマイ	○			○		
69			アワジオトメマイマイ	○			○		
70			マメマイマイ	○			○		
71	クロオトメマイマイ		○			○			
72	ミヤコオトメマイマイ	○			○				
73	オトメマイマイ	○			○				
74	コオトメマイマイ	○			○				
75	タワラガイ	タワラガイ	○			○			
76	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ	○			○		
—	5 目	23 科	76 種	76 種	—	1 種	69 種	7 種	

注 1) 種名及び配列は、原則として「環境庁自然保護局野生生物課編 日本産野生生物目録  
 本邦産野生動植物の種の現状（無脊椎動物Ⅲ）1998」に従った。

注 2) 既存資料等

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 4 回、第 5 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧)  
 ※二次メッシュ(523510, 523511)における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなで作る KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)  
 ※神戸市北区山田町における確認種を示した(平成 30 年 12 月 1 日現在)。
- ③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」  
 (昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

(8) 重要な種及び注目すべき生息地

① 重要な動物種

a. 重要な動物種の選定基準

重要な動物種は、既存資料等により把握した動物の確認状況を踏まえ、「学術上又は希少性の観点」から選定した。

重要な動物種の選定基準は、表 2.2-17 に示すとおりである。

表 2.2-17 重要な動物種の選定基準

区分	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
A	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	国特：特別天然記念物に指定された動物 国天：天然記念物に指定された動物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)	県天：天然記念物に指定された動物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)	市天：天然記念物に指定された動物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	特定：特定国内希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 国際：国際希少野生動植物種
C	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年兵庫県条例第 28 号)	指定：指定野生動植物種
D	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
E	「【哺乳類】【鳥類】【爬虫類】【両生類】【汽水・淡水魚類】【昆虫類】【貝類】環境省レッドリスト(2018)」(平成 30 年 5 月 22 日、環境省)	EX : 絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 EN : 絶滅危惧 I B 類 NT : 準絶滅危惧 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群 EW : 野生絶滅 CR : 絶滅危惧 I A 類 VU : 絶滅危惧 II 類 DD : 情報不足
F	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(平成 29 年、兵庫県)	絶 : 絶滅 B : B ランク 要注 : 要注目種 要調 : 要調査種 A : A ランク C : C ランク 地域 : 地域限定貴重種
G	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2013 (鳥類)」(平成 25 年、兵庫県)	今 : 今見られない B : B ランク 要注 : 要注目種 A : A ランク C : C ランク 要調 : 要調査種
H	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2012 (昆虫類)」(平成 24 年、兵庫県)	絶 : 絶滅 B : B ランク 要注 : 要注目種 要調 : 要調査種 A : A ランク C : C ランク 地域 : 地域限定貴重種
I	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2014 (貝類・その他無脊椎動物)」(平成 26 年、兵庫県)	絶 : 絶滅 B : B ランク 要注 : 要注目種 要調 : 要調査種 A : A ランク C : C ランク 地域 : 地域限定貴重種
J	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2015－」(平成 28 年、神戸市)	今 : 今見られない B : B ランク 要調 : 要調査 A : A ランク C : C ランク

b. 重要な動物種

ア) 哺乳類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された哺乳類（6目9科12種）のうち、重要な種は表 2.2-18 に示すとおり 3目5科7種である。

表 2.2-18 重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準							事業実施区域及び周囲での確認		
				A	B	C	D	E	F	J	①	②	③
1	モグラ	モグラ	コウベモグラ							C			○
2	ネズミ	リス	ニホンリス							B	○		
3		ネズミ	アカネズミ							C	○		○
4	ネコ	イヌ	キツネ							要調	○		
5		イタチ	テン							要調	○		○
6			イタチ							要調	○		○
7			アナグマ							B	○		
—	3目	5科	7種	—	—	—	—	—	—	7種	6種	—	4種

注 1) 選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【哺乳類】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX；絶滅、EW；野生絶滅、CR+EN；絶滅危惧 I 類、CR；絶滅危惧 I A 類、EN；絶滅危惧 I B 類、  
VU；絶滅危惧 II 類、NT；準絶滅危惧、DD；情報不足、LP；絶滅のおそれのある地域個体群
- F：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」（平成 29 年、兵庫県）  
絶；絶滅、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、  
要注；要注目種、地域；地域限定貴重種、要調；要調査種
- J：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回～第 6 回)」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）  
※二次メッシュ（523510,523511）における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）

イ) 鳥 類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された鳥類（12 目 27 科 51 種）のうち、重要な種は表 2.2-19 に示すとおり 9 目 10 科 15 種である。

表 2.2-19 重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									事業実施区域及び周囲での確認			
				A	B	C	D	E	G	J			①	②	③	
										繁殖	通過	越冬				
1	ペリカン	サギ	ゴイサギ								B					○
2			コサギ								B			○		
3	カッコウ	カッコウ	ホトトギス								B			○		○
4			ツツドリ								B			○		○
5	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ					NT	A	B					○	
6	チドリ	シギ	ヤマシギ								B			C		○
7			クサシギ											C	○	
8	タカ	タカ	サシバ					VU	B	A				○	○	
9	フクロウ	フクロウ	アオバズク						B	B				○		
10	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ						要注						○	
11	キツツキ	キツツキ	アオゲラ						C	C		C	○		○	
12	スズメ	ヒタキ	ルリビタキ						A				○	○		
13			コサメビタキ						C	C			○			
14			オオルリ						要注				○			
15		ホオジロ	アオジ						A				○		○	
—	9目	10科	15種	—	—	—	—	2種	10種	9種	—	3種	11種	1種	9種	

注 1) 選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【鳥類】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- G：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2013（鳥類）」（平成 25 年、兵庫県）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要注；要注目種、要調：要調査種
- J：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調：要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回～第 6 回)」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）  
※二次メッシュ（523510,523511）における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなで作る KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ③：「（仮称）たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）

ウ) 爬虫類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された爬虫類(2目4科8種)のうち、重要な種は表 2.2-20 に示すとおり 2目2科3種である。

表 2.2-20 重要な種 (爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						事業実施区域及び周囲での確認			
				A	B	C	D	E	F	J	①	②	③
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ					NT	C	B	○		
2	有鱗	ナミヘビ	アオダイショウ							要調			○
3			ヒバカリ						要注	B			○
—	2目	2科	3種	—	—	—		1種	2種	3種	1種	—	2種

注 1) 選定基準

- A : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号) 国特; 特別天然記念物、国天; 国指定天然記念物、県天; 県指定天然記念物、市天; 市指定天然記念物
- B : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) 国内; 国内希少野生動植物種、緊急; 緊急指定種、国際; 国際希少野生動植物種
- C : 「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号) 指定; 指定野生動植物種
- D : 「神戸市生物多様性の保全に関する条例」(平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号) 希少; 希少野生動植物種
- E : 「【爬虫類】環境省レッドリスト(2018)」(平成 30 年 5 月 22 日、環境省) EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 I A 類、EN: 絶滅危惧 I B 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- F : 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(平成 29 年、兵庫県) 絶; 絶滅、A; A ランク、B; B ランク、C; C ランク、要注; 要注目種、地域; 地域限定貴重種、要調; 要調査種
- J : 「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」(平成 28 年、神戸市) 今; 今見られない、A; A ランク、B; B ランク、C; C ランク、要調; 要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ① : 「自然環境保全基礎調査(第 2 回~第 6 回)」(自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧) ※二次メッシュ (523510,523511) における神戸市北区での確認種を示した。
- ② : 「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧) ※神戸市北区山田町における確認種を示した(平成 30 年 12 月 1 日現在)。
- ③ : 「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社)

## エ) 両生類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された両生類（2目6科12種）のうち、重要な種は表 2.2-21 に示すとおり 2目4科9種である。

表 2.2-21 重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						事業実施区域及び周囲での確認				
				A	B	C	D	E	F	J	①	②	③	
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ					VU	B	B	○	○	○	
2			ヒダサンショウウオ				希少	NT	B	A	○			
3	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル						C	C	○			
4			アカガエル	タゴガエル						C	C	○		○
5				ニホンアカガエル						C	C	○		○
6				ツチガエル						C	B			○
7				トノサマガエル					NT			○	○	○
8			アオガエル	シュレーゲルアオガエル						C	C		○	○
9				モリアオガエル						B	B	○		○
—	2目	4科	9種	—	—	—	1種	3種	8種	8種	7種	3種	7種	

注 1) 選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【両生類】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- F：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」  
(平成 29 年、兵庫県)  
絶；絶滅、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、  
要注；要注目種、地域；地域限定貴重種、要調；要調査種
- J：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回～第 6 回)」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）  
※二次メッシュ (523510,523511) における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）

オ) 魚 類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された魚類（5目9科19種）のうち、重要な種は表 2.2-22 に示すとおり 4目6科9種である。

表 2.2-22 重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						事業実施区域及び周囲での確認				
				A	B	C	D	E	F	J	①	②	③	④
1	コイ	コイ	ギンブナ							C			○	○
2			ムギツク							A	○			○
3		ドジョウ	ドジョウ					NT	要注	C	○		○	○
4			オオシマドジョウ							B				○
5			ナガレホトケドジョウ					EN	要調	B	○			
6	ナマズ	ギギ	ギギ						B	○				
7		アカザ	アカザ				希少	VU	地域	A				○
8	サケ	サケ	サツキマス（アマゴ）					NT	要調		○			
9	ダツ	メダカ	ミナミメダカ					VU	要注	C			○	
—	4目	6科	9種	—	—	—	1種	5種	5種	8種	5種	—	3種	5種

注 1) 選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【汽水・淡水魚類】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- F：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」  
(平成 29 年、兵庫県)  
絶；絶滅、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、  
要注；要注目種、地域；地域限定貴重種、要調；要調査種
- J：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回～第 6 回)」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）  
※二次メッシュ（523510,523511）における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ③：「（仮称）たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）
- ④：「神戸の淡水魚（志染川）」（平成 13 年、神戸市教育委員会）

カ) 昆虫類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された昆虫類(8目41科160種)のうち、重要な種は表2.2-23に示すとおり5目15科45種である。

表2.2-23(1) 重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						事業実施区域及び周囲での確認				
				A	B	C	D	E	H	J	①	②	③	
1	トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ					NT	A	B	○			
2			オオイトトンボ						B	C	○			
3		ヤンマ	アオヤンマ					NT	C	A	○			
4			ルリボシヤンマ						C	A	○			
5			マルタンヤンマ							C	○			
6			カトリヤンマ						C	B	○			
7			サラサヤンマ						B	B	○			
8			サナエトンボ	キイロサナエ					NT	B	C	○		
9				ヒメクロサナエ							B	○		
10		アオサナエ							C	A	○			
11		ホンサナエ							A	A	○			
12		オジロサナエ								C	○			
13		フタスジサナエ							NT			○		
14		オグマサナエ							NT		要調	○		
15		エゾトンボ		ハネヒロエゾトンボ					VU	B	B	○		
16			タカネトンボ						要注	要調	○			
17			エゾトンボ						C	C	○			
18		トンボ	ヨツボシトンボ						要注	C	○		○	
19			ハッチョウトンボ						B	B	○			
20			キトンボ							C	○			
21			アキアカネ						要注	C	○			
22			ナニワトンボ						VU	C	C	○		
23			ノシメトンボ							C	○			
24			マイコアカネ							要調	○			
25			ヒメアカネ						要注		○	○		
26			ミヤマアカネ						C	C	○			
27	カメムシ		セミ	ハルゼミ					要注		○			
28		タイコウチ	ミズカマキリ					要注			○			
29	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ					NT	B	B	○			
30		シジミチョウ	ミドリシジミ						要注	C	○			
31			クロシジミ					EN	A	A	○			
32			シルビアシジミ					EN	B	A	○			
33		タテハチョウ	ミスジチョウ							C	○			
34			オオムラサキ					NT	C	C	○			
35		ジャノメチョウ	キマダラモドキ					NT	B		○			
36		ヤガ	アミメキシタバ						C		○			

表 2.2-23(2) 重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準								事業実施区域及び 周囲での確認		
				A	B	C	D	E	H	J	①	②	③	
37	コウチュウ	ハンミョウ	アイヌハンミョウ					NT	C	C	○			
38		ゲンゴロウ	シマゲンゴロウ					NT		B	○		○	
39			コマルケシゲンゴロウ					NT			○			
40			マルケシゲンゴロウ					NT		C	○			
41			ヒメケシゲンゴロウ					VU		C	○			
42			マルチビゲンゴロウ					NT			○			
43			ルイスツブゲンゴロウ					VU		C	○			
44			シャープツブゲンゴロウ					NT		C	○			
45	ハチ	アリ	ツノアカヤマアリ					DD			○			
—	5 目	15 科	45 種	—	—	—	—	21 種	28 種	36 種	44 種	2 種	2 種	

注 1) 選定基準

- A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）  
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号）  
国特；特別天然記念物、国天；国指定天然記念物、県天；県指定天然記念物、市天；市指定天然記念物
- B：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）  
国内；国内希少野生動植物種、緊急；緊急指定種、国際；国際希少野生動植物種
- C：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）  
指定；指定野生動植物種
- D：「神戸市生物多様性の保全に関する条例」（平成 29 年 10 月神戸市条例第 7 号）  
希少；希少野生動植物種
- E：「【昆虫類】環境省レッドリスト(2018)」（平成 30 年 5 月 22 日、環境省）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- H：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2012(昆虫類)」（平成 24 年、兵庫県）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、  
要注；要注目種、地域；地域限定貴重種、要調；要調査種
- J：「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—」（平成 28 年、神戸市）  
今；今見られない、A；A ランク、B；B ランク、C；C ランク、要調；要調査

注 2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①：「自然環境保全基礎調査(第 2 回～第 6 回)」（自然環境 Web-GIS、平成 30 年 12 月閲覧）  
※二次メッシュ（523510,523511）における神戸市北区での確認種を示した。
- ②：「みんなでつくる KOBE 生きものマップ」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
※神戸市北区山田町における確認種を示した（平成 30 年 12 月 1 日現在）。
- ③：「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」（昭和 62 年 11 月、たんじょう開発株式会社）

キ) 陸産及び淡水産貝類

既存資料等により事業実施区域及びその周囲で生息が確認された陸産及び淡水産貝類(5目23科76種)のうち、重要な種は表2.2-24に示すとおり5目13科25種である。

表2.2-24 重要な種(陸産及び淡水産貝類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						事業実施区域及び周囲での確認															
				A	B	C	D	E	I	J	①	②	③												
1	原始腹足	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ					NT		C	○														
2	中腹足	ムシオイガイ	ハリマムシオイガイ						A	A	○														
3		タニシ	オオタニシ					NT			○														
4	基眼	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ					DD			○														
5			ヒラマキガイモドキ					NT			○														
6	柄眼	マキゾメガイ	ヒラドマルナタネ						B		○														
7		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ						C	C	○														
8		キセルガイ	シリオレットノサマギセル	ハゲギセル					NT			○													
9															エルベリギセル				DD		○				
10															ホソヒメギセル				VU		○				
11															ナメクジ	イボイボナメクジ					NT	A	A	○	
12		オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ						NT	B		○													
13		ベッコウマイマイ	ヒラベッコウガイ	ハクサンベッコウ					DD			○													
14															ヒメハリマキビ				NT		○				
15															カサネシタラガイ				NT	B	○				
16															ウメムラシタラガイ				NT		B	○			
17															オオウエキビ				DD			○			
18															ヒメカサキビ				NT			○			
19															ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ					NT	B	B	○	
20	ヒメビロウドマイマイ																	VU			○				
21	ヤマタカマイマイ				NT			○																	
22	オナジマイマイ	ギューリキマイマイ						要注	B	○															
23	イシガイ	シジミ	マシジミ					VU	要注	C	○														
—	5目	13科	25種	—	—	—	—	20種	9種	9種	25種	—	—												

注1) 選定基準

- A: 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年兵庫県条例第58号)「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月神戸市条例第50号) 国特; 特別天然記念物、国天; 国指定天然記念物、県天; 県指定天然記念物、市天; 市指定天然記念物
- B: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号) 国内; 国内希少野生動植物種、緊急; 緊急指定種、国際; 国際希少野生動植物種
- C: 「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年兵庫県条例第28号) 指定; 指定野生動植物種
- D: 「神戸市生物多様性の保全に関する条例」(平成29年10月神戸市条例第7号) 希少; 希少野生動植物種
- E: 「【貝類】環境省レッドリスト(2018)」(平成30年5月22日、環境省) EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- I: 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2014(貝類・その他無脊椎動物)」(平成26年、兵庫県) 絶; 絶滅、A; Aランク、B; Bランク、C; Cランク、要注; 要注目種、地域; 地域限定貴重種、要調; 要調査種
- J: 「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ2015—」(平成28年、神戸市) 今; 今見られない、A; Aランク、B; Bランク、C; Cランク、要調; 要調査

注2) 事業実施区域及びその周囲での確認

- ①: 「自然環境保全基礎調査(第2回~第6回)」(自然環境 Web-GIS、平成30年12月閲覧) ※二次メッシュ(523510,523511)における神戸市北区での確認種を示した。
- ②: 「みんなで作る KOBE 生きものマップ」(神戸市 HP、平成30年12月閲覧) ※神戸市北区山田町における確認種を示した(平成30年12月1日現在)。
- ③: 「(仮称) たんじょうカントリークラブ建設事業環境影響評価書」(昭和62年11月、たんじょう開発株式会社)

## ② 注目すべき生息地

### a. 注目すべき生息地の選定基準

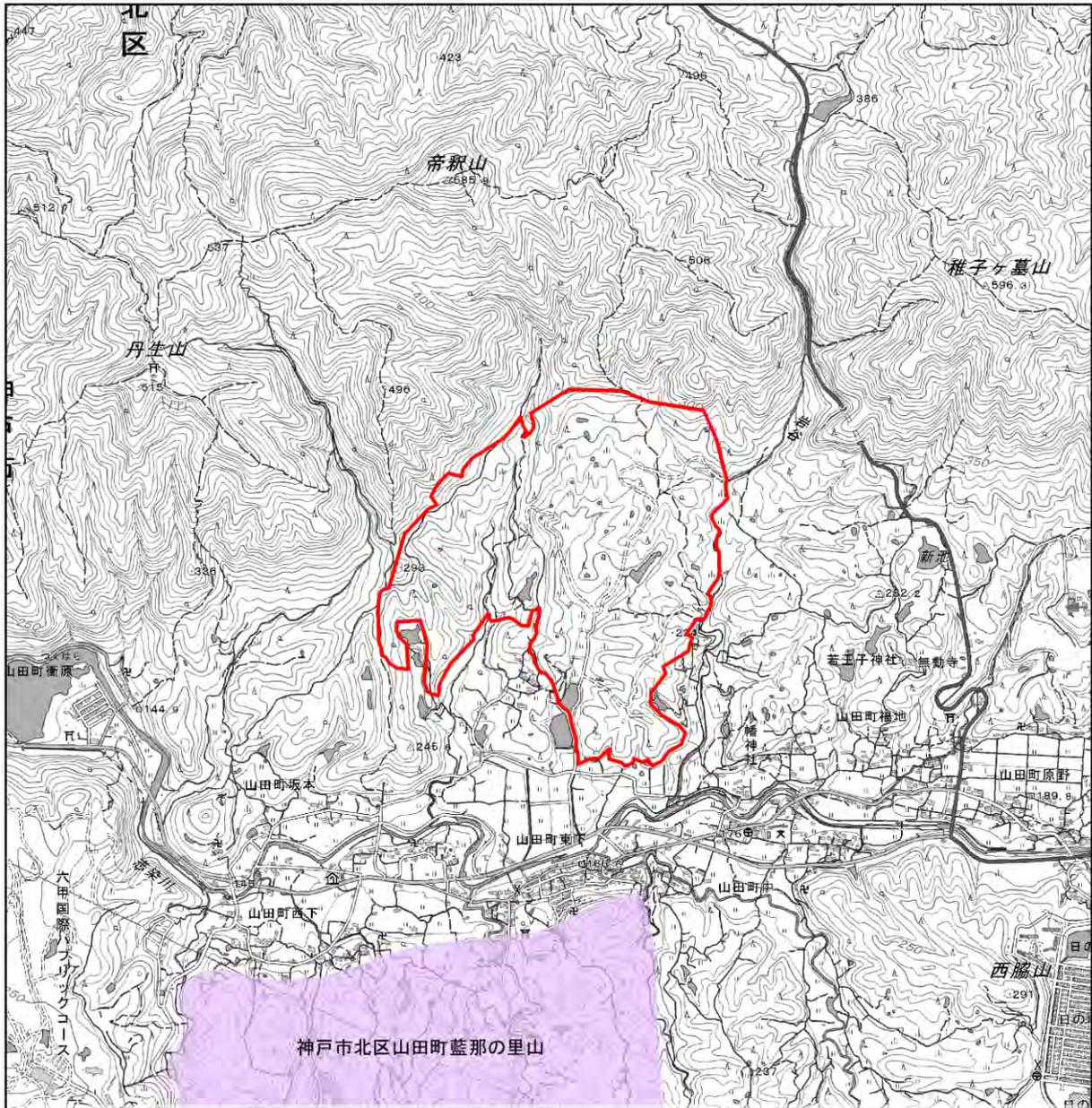
注目すべき生息地は、既存資料等により把握した生息地の状況を踏まえ、「学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由」により選定した。

注目すべき生息地の選定基準は、表 2.2-25 に示すとおりである。

表 2.2-25 注目すべき生息地の選定基準

区分	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
A	「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	特別天然記念物または天然記念物に指定された動物の生息地
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)	天然記念物に指定された動物の生息地
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月神戸市条例第 50 号)	天然記念物に指定された動物の生息地
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年法律第 75 号)	生息地等保護区 (動物に係るもの)
C	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成 4 年条約第 7 号)	自然遺産の登録基準に該当するもの
D	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 (昭和 55 年条約第 28 号)	指定湿地
E	「自然公園法」(昭和 38 年、法律第 161 号)	特別保護地区
F	「自然環境保全法」(昭和 47 年、法律第 80 号)	原生環境保全地域、自然環境保全地域
G	「兵庫県自然公園条例」(昭和 38 年、条例第 80 号)	特別地域
H	「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年、条例第 28 号)	自然環境保全地域、自然環境保全地区
I	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(平成 23 年、兵庫県)	【重要な生態系】 A : A ランク B : B ランク C : C ランク





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

- 事業実施区域
- 注目すべき生息地



S=1:25,000



出典：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011  
(地形・地質・自然景観・生態系)」(平成 23 年 3 月、兵庫県)

図 2.2-11 事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地の位置

## 2.2.6 生態系

事業実施区域及びその周囲は、アカマツ、コナラ等の二次林、スギ植林、竹林及び農耕地等からなる里山環境となっている。谷部には水田跡地や池が多数分布する。事業実施区域及びその周囲における生物の生育・生息基盤環境の類型区分の状況は表 2.2-27 に示すとおりであり、森林生態系、草地生態系、水辺生態系及び市街地生態系に区分される。

また、事業実施区域周囲における重要な生態系としては、「2.2.5 動物」の項で示した注目すべき生息地として選定した「神戸市北区山田町藍那の里山」があげられる。

「神戸市北区山田町藍那の里山」は、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成 23 年 3 月、兵庫県）において、「小中生態系を内包する重要な生態系」として「C ランク」に選定されている（詳細は表 2.2-26 参照）。

表 2.2-27 事業実施区域及びその周囲の生態系の類型区分

類型区分	地形	地質	植生
森林生態系	小起伏山地 小起伏丘陵地	火山性岩石 固結堆積物	アカガシ群落 シイ・カシ二次林 アベマキーコナラ群集 モチツツジ・アカマツ群集 スギ・ヒノキ・サワラ植林 竹林
草地生態系	小起伏丘陵地	固結堆積物 半固結堆積物	クズ群落 その他植林 畑雑草群落
水辺生態系	小起伏丘陵地 扇状地性低地	固結堆積物 半固結堆積物 未固結堆積物	開放水域
市街地生態系	小起伏丘陵地 扇状地性低地	固結堆積物 半固結堆積物 未固結堆積物	水田雑草群落 ゴルフ場・芝地 緑の多い住宅地 市街地

## 2.2.7 景観、人と自然との触れ合い活動の場の状況

### (1) 景観の状況

#### ① 主要な眺望点

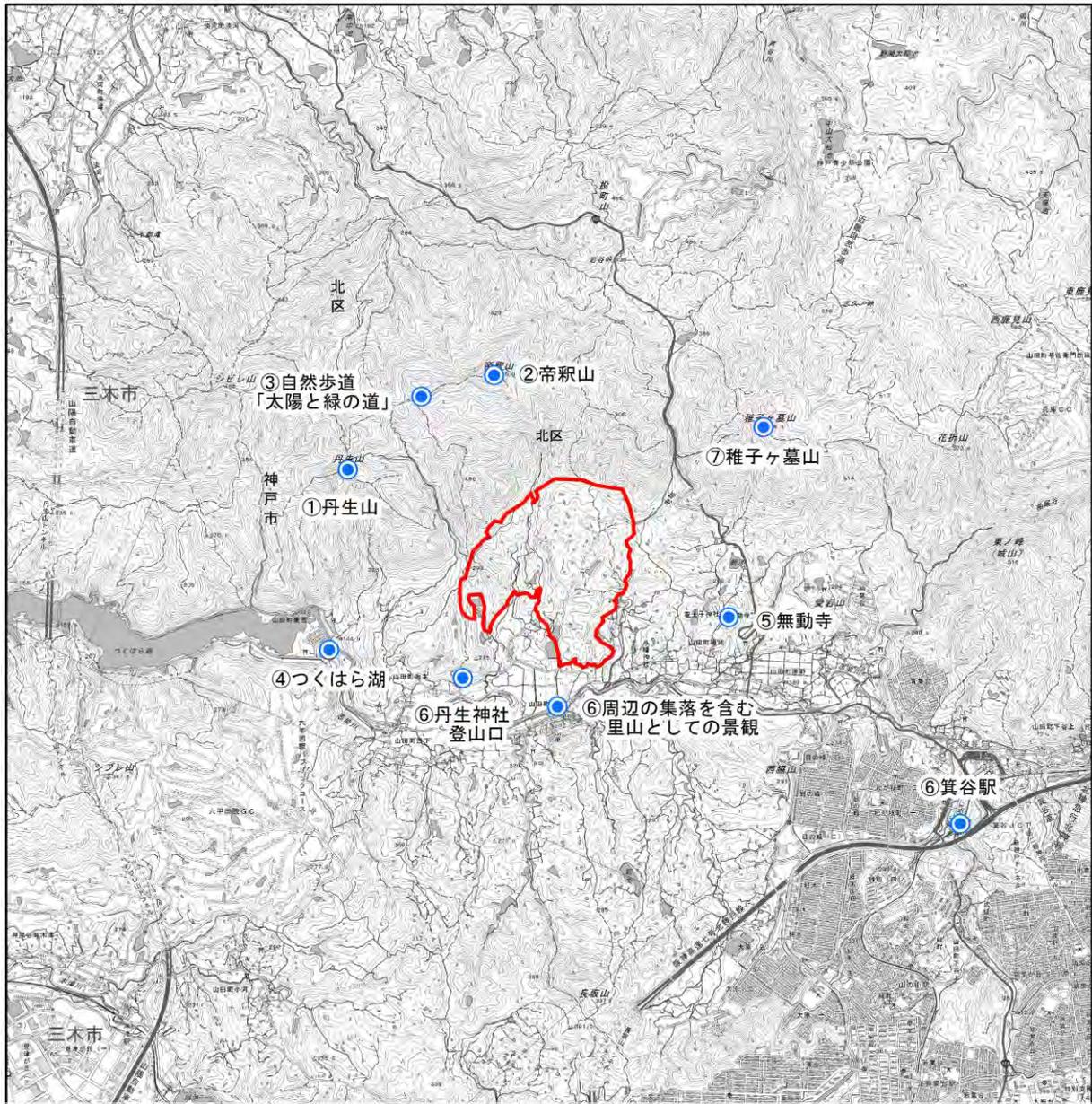
事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、表 2.2-28 及び図 2.2-12 に示すとおりである。

表 2.2-28 事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の概要

No.	種別	名称	眺望点の概要	出典			
				1	2	3	4
①	山地	丹生山	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫 50 山の一つで、標高は 515m である。</li> <li>山頂には丹生神社がある。</li> <li>利用者はハイカー、神社の参拝者等に限定されると考えられる。</li> </ul>	○			
②	山地	帝釈山	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生山から稚子ヶ墓山に続く尾根上であり、標高は 585.9m である。</li> <li>山頂から南方向には、遠く明石海峡、淡路島が遠望でき、眼下には鈴蘭台方面の町並みと山田町が俯瞰できると考えられる。</li> <li>利用者はハイカー等に限定されると考えられる。</li> </ul>	○			
③	野外レクリエーション施設	自然歩道「太陽と緑の道」	<ul style="list-style-type: none"> <li>総延長は約 167km、六甲山から帝釈、丹生山、そして雌岡山まで、北区・西区の太陽と緑豊かな地域を中心としたハイキングコースである。</li> <li>利用者は不特定多数である。</li> </ul>	○			
④	湖沼	つくはら湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点は事業実施区域の西側に位置する。</li> <li>利用者は不特定多数である。</li> </ul>		○	○	
⑤	神社・仏閣	無動寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点は事業実施区域の東側に位置する。</li> <li>利用者は不特定多数である。</li> </ul>			○	
⑥	植生・地形	景観資源として「丹生山・帝釈山」を望む主な眺望点（神戸電鉄箕谷駅、山田町一帯、丹生神社登山口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点は丹生山・帝釈山の南側から南東側に位置する。</li> <li>利用者は不特定多数である。</li> </ul>				○
⑦	山地	稚子ヶ墓山	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生山系の最高峰で、標高は 596.3m である。</li> <li>山頂から南方向には、遠く明石海峡、淡路島が遠望でき、眼下には山田町が俯瞰できると考えられる。</li> <li>利用者はハイカー等に限定されると考えられる。</li> </ul>	○			

注) 出典

1. 「観光・文化・イベント」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）
2. 「神戸らしい眺望景観 50 選.10 選 MAP」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）
3. 「全国観るなび」（社団法人 日本観光協会：平成 30 年 12 月閲覧）
4. 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011(地形・地質・自然景観・生態系)」（平成 23 年、兵庫県）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 主要な眺望点

注)出典：

- 「兵庫の貴重な自然兵庫県版レッドデータブック 2011  
(地形・地質・自然景観・生態系)」(平成 23 年、兵庫県)
- 「観光・文化・イベント」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)
- 「神戸らしい眺望景観 50 選・10 選 MAP」(神戸市 HP、平成 29 年 8 月閲覧)
- 「全国観るなび」(社団法人 日本観光協会：平成 30 年 12 月閲覧)



S=1:50,000

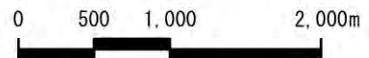


図 2.2-12 事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の位置

## ② 主要な景観資源

事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源の概況は、表 2.2-29 及び図 2.2-13 に示すとおりである。

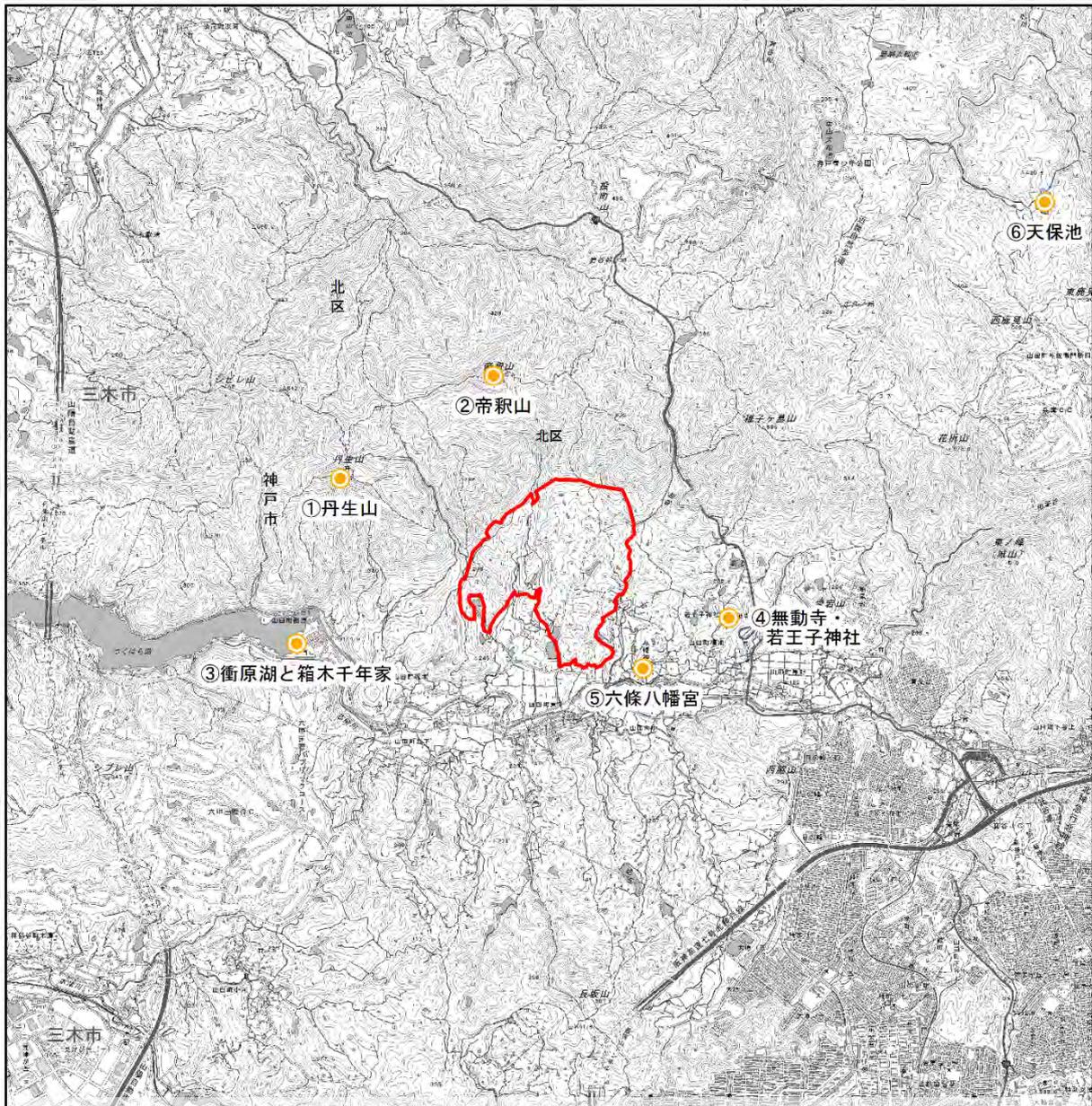
表 2.2-29 事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源の概況

No.	名 称	内 容	出典	
			1	2
①	丹生山	<※1> ・重要な自然景観（植生・地形）として、「Bランク」に選定されている。	○	○
②	帝釈山	<※2> ・自然緑地景観形成ゾーン 緑地保全制度の規制を受ける緑地や自然環境と一体となった文化環境保存区域を中心とする地域を「自然緑地景観形成ゾーン」として設定。	○	○
③	衝原湖と箱木千年家	<※1> ・重要な自然景観（人の暮らしに密接に関わる自然景観）として、「要注目」に選定されている。	○	
④	無動寺・若王子神社及びその周辺	<※2> ・文化環境保存区域 無動寺の背後には、帝釈山、丹生山が迫り、優れた景観を有している。 ・田園集落景観形成ゾーン 田園集落と一体となった文化環境保存区域を中心とする地域を「田園集落景観形成ゾーン」として設定。		○
⑤	六條八幡宮及びその周辺	<※2> ・文化環境保存区域 鳥居と本殿の間は田園が広がり、背後の山林を含め、調和した景観を有している。 ・田園集落景観形成ゾーン 田園集落と一体となった文化環境保存区域を中心とする地域を「田園集落景観形成ゾーン」として設定。		○
⑥	天保池	<※1> ・重要な自然景観（植生・地形）として、「Cランク」に選定されている。	○	

注) 出典

※1. 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011(地形・地質・自然景観・生態系)」  
(平成 23 年、兵庫県)

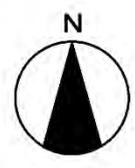
※2. 「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和 57 年、神戸市)



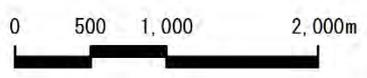
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

- 事業実施区域
- 主要な景観資源



S=1:50,000



注)出典：「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011  
 (地形・地質・自然景観・生態系)」(平成23年3月、兵庫県)  
 「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和57年、神戸市)

図 2.2-13 事業実施区域及びその周囲における主要な景観資源の位置

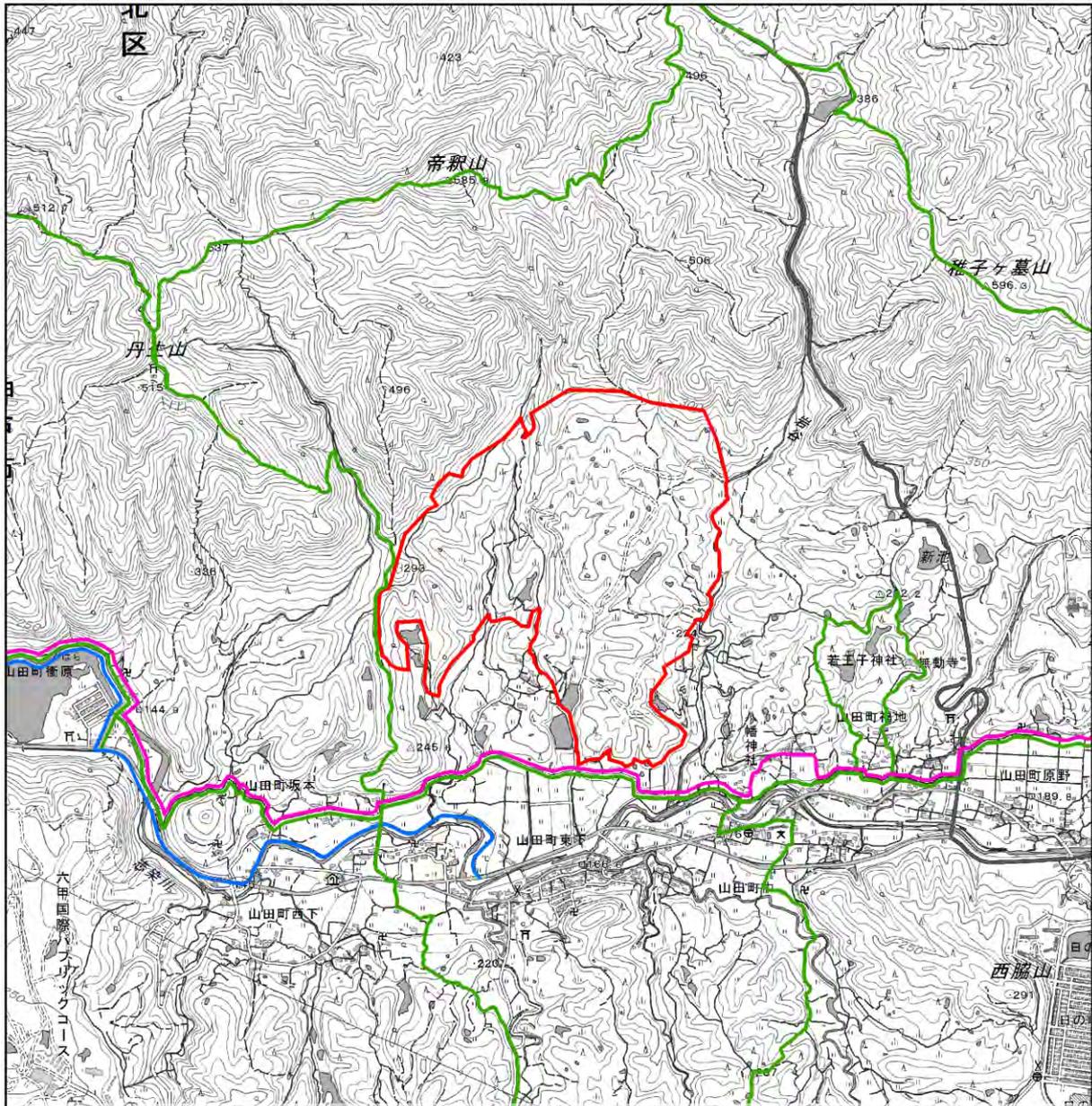
(2) 人と自然との触れ合い活動の場の状況

事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場の状況は表 2.2-30 及び図 2.2-14 に示すとおりである。

表 2.2-30 人と自然との触れ合い活動の場の状況

No.	名 称	種 別	概 要
①	自然歩道 「太陽と緑の道」	ハイキングコース	昭和 47 年、神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された。 六甲山から帝釈・丹生山、そして雌岡山まで、北区・西区の太陽と緑豊かな地域を中心にしたハイキングコースで、現在、総延長は約 167km となっている。
②	近畿自然歩道 山陽路ルート「つくはら湖 をめぐるみち」	ハイキングコース	神戸市・神姫バス大滝口バス停から「つくはら湖」を通り、三木市・神姫バス御坂バス停までの 11.5km のコース。
③	神出山田自転車道	自転車・歩行者道	山田町大上橋付近から、旧つくはらサイクリングターミナル付近を通り、国道 175 号老ノ口休憩所までの延長 19.3km のコース。

注)出典 「観光・レジャー情報」、「道路・駐車場(神戸のみち)」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)



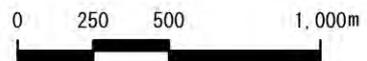
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- ▭ 事業実施区域
- 自然歩道「太陽と緑の道」
- 近畿自然歩道 山陽路ルート  
「つくはら湖をめぐるみち」
- 神出山田自転車道



S=1:25,000



注)出典 「観光・レジャー情報」、「道路・駐車場(神戸のみち)」  
(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.2-14 事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場の位置

## 2.2.8 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施区域及びその周囲の一般環境中の放射線の状況は、兵庫県が県立健康生活科学研究所（神戸市兵庫区荒田町 2-1-29）において空間放射線量率の測定を平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 15 日まで実施していた。その後、県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町 3-1-12）に移設され、平成 30 年 3 月 22 日より測定が開始されている。また、神戸市では、市役所・北区役所等 10 箇所 32 地点において平成 24 年 6 月より、定期的に空間放射線量率の測定を行っている。測定位置（兵庫県立健康生活科学研究所、県立工業技術センター及び神戸市北区役所（北神支所を含む））は、図 2.2-15 に示すとおりである。

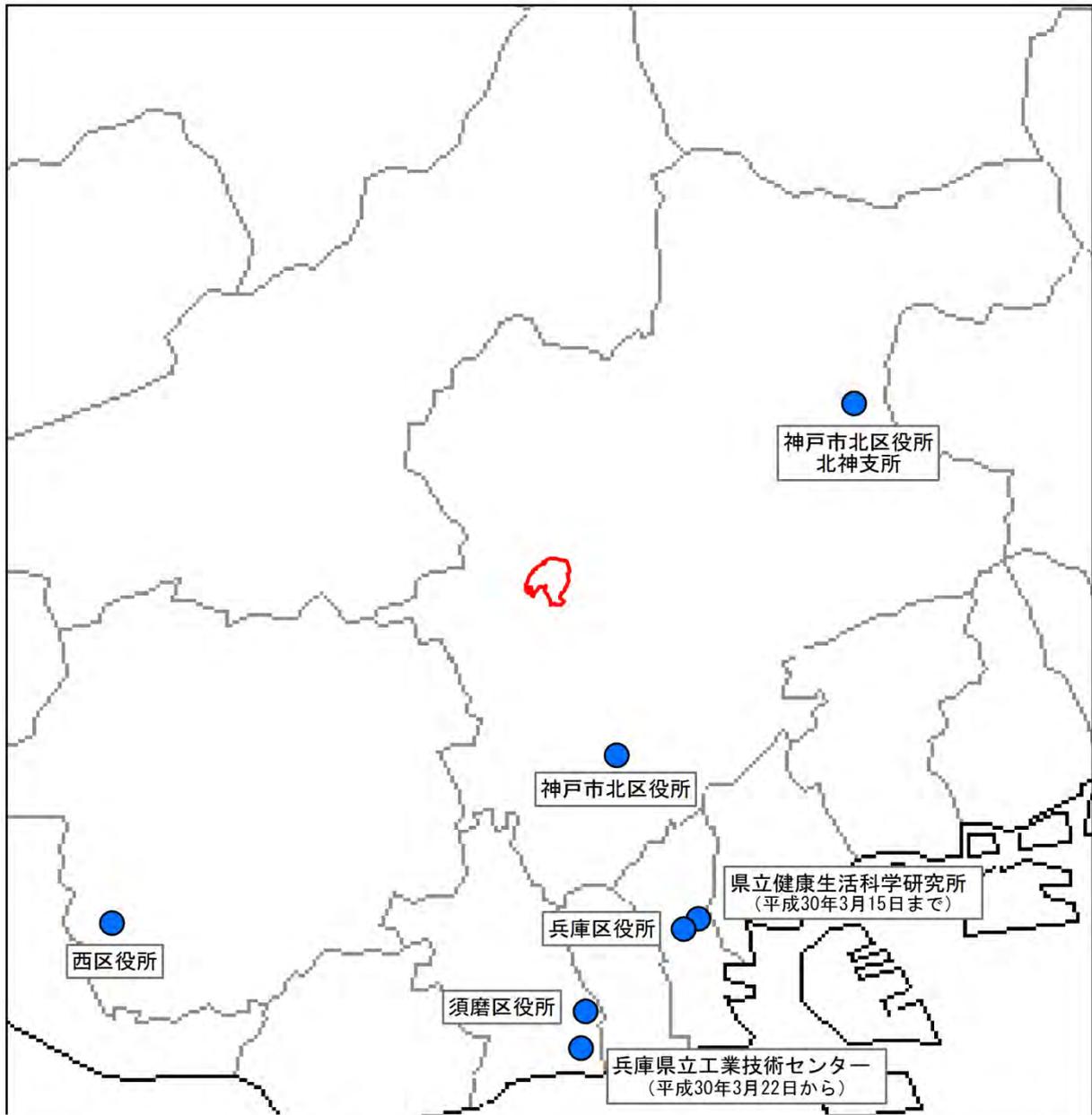
兵庫県立健康生活科学研究所における測定開始（平成 18 年 4 月 1 日）から福島原発事故前（平成 23 年 3 月 11 日）までの空間放射線量率（日最大値；宇宙線は除く）の測定結果は毎時 0.034～0.077 マイクロシーベルトを示している。福島原発事故後（平成 23 年 3 月 12 日）から平成 30 年 3 月 15 日までの空間放射線量率（日最大値；宇宙線は除く）は毎時 0.035～0.079 マイクロシーベルトを、測定場所が移転（平成 30 年 3 月 22 日）してから現在（平成 30 年 12 月 23 日）までの空間放射線量率（日最大値；宇宙線は除く）は毎時 0.105～0.123 マイクロシーベルトを示している。

出典：「環境放射能測定結果 モニタリングポストによる空間放射線量率」（兵庫の環境、平成 30 年 12 月閲覧）  
「全国 47 都道府県の既設モニタリングポストにおける測定結果の 1 m 高さの推計値及び実測値」  
（原子力規制委員会、平成 30 年 12 月 27 日閲覧）

神戸市北区役所、兵庫区役所、西区役所、須磨区役所の計 4 地点における平成 29 年度の測定結果は、毎時 0.065～0.100 マイクロシーベルトを示しており、国が全国の観測局で測定している結果の範囲内で、測定時期による変動はみられていない。

出典：「平成 29 年度 神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況(資料編)」  
（平成 30 年 7 月、神戸市環境局）

なお、一般人の公衆被曝線量限度（自然界からの放射線と医療目的の被曝は除く。）は、国際放射線防護委員会（ICRP）の 1990 年勧告によると年間 1.0 ミリシーベルト（1,000 マイクロシーベルト）である。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

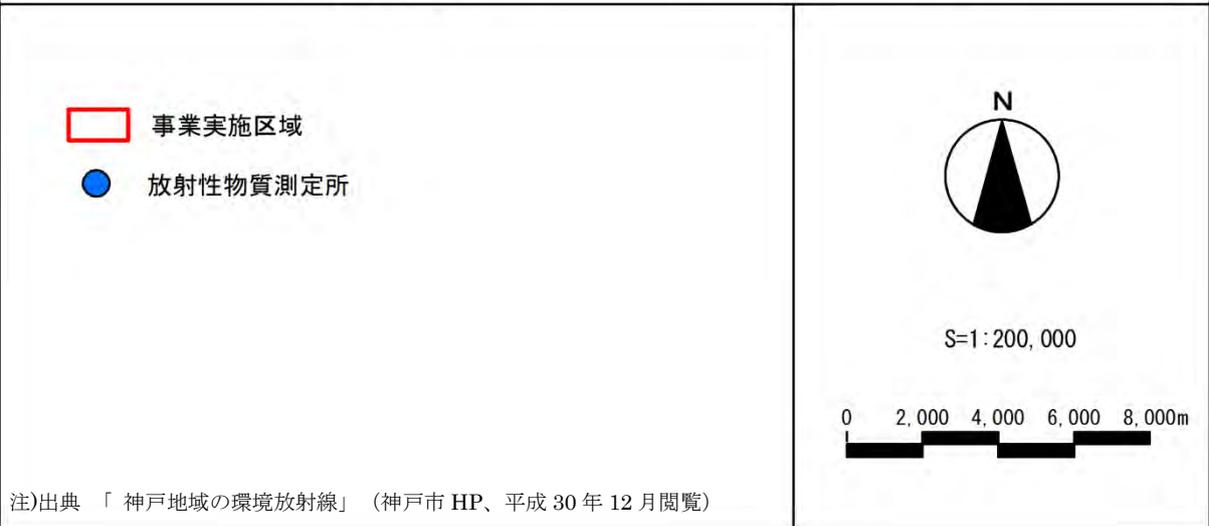


図 2.2-15 一般環境中の放射性物質の測定位置

## 2.3 地域の社会的状況

### 2.3.1 人口

神戸市及び事業実施区域が位置する北区の人口及び世帯数の状況は、表 2.3-1 及び図 2.3-1 に示すとおりである。

北区における平成 30 年の人口は 214,037 人で、平成 26 年以降、漸減から横這い傾向にある。

表 2.3-1 人口及び世帯数の状況

行政区域	年次	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総数	男	女		
神戸市	平成 26 年 a)	1,539,755	727,721	812,034	699,714	2,764
	27 年 a)b)	1,537,272	726,700	810,572	705,459	2,760
	28 年 a)	1,535,765	725,789	809,976	710,733	2,757
	29 年 a)	1,532,153	723,811	808,342	714,544	2,751
	30 年 a)	1,527,407	721,198	806,209	718,247	2,742
北区	平成 26 年 a)	222,050	104,977	117,073	87,171	924
	27 年 a)	219,805	103,783	116,022	87,126	915
	28 年 a)	217,864	102,767	115,097	87,292	907
	29 年 a)	216,190	101,910	114,280	87,528	900
	30 年 a)	214,037	100,889	113,148	87,658	891

注) \* 世帯数・人口については、国勢調査結果(確定数)を基礎に、毎月の住民基本台帳の届出数を加減して算出している。

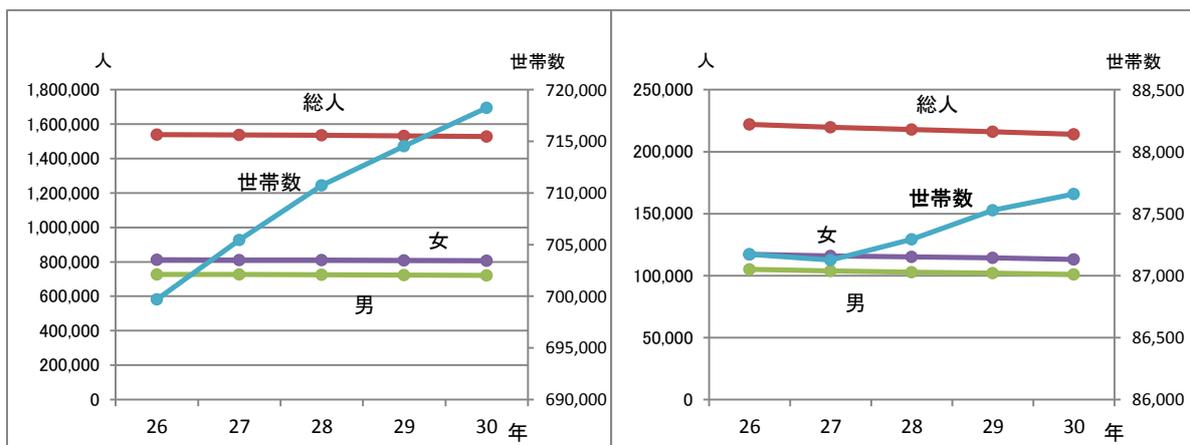
\*\* 面積は、国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」では境界未定となっているため、「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」の参考値による。

\*\*\*この人口と世帯数は、国勢調査(平成 27 年 10 月 1 日実施)を基礎とし、毎月各市町から住民基本台帳法に基づく当該月間の移動数の報告を受け集計したもの。

a) 10 月 1 日現在

b) 国勢調査(確定数)

出典：「神戸市の推計人口」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)



[神戸市]

[神戸市北区]

図 2.3-1 神戸市及び北区の人口及び世帯数の経年変化

## 2.3.2 産 業

神戸市及び事業実施区域が位置する北区の産業別就業者数推移は表 2.3-2 に、平成 27 年度における産業別就業者数の構成は図 2.3-2 に示すとおりである。

北区の平成 27 年度における就業者数の構成は、第 3 次産業が最も多く 77.3%、次いで第 2 次産業 16.9%、第 1 次産業 1.5%の順である。

表 2.3-2 産業別就業者数

行政区域	項 目	年 次	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	総数
神戸市	就業者数 (人)	平成 22 年	4,743	124,162	488,217	48,360	665,482
		27 年	4,974	124,429	494,038	35,741	659,182
	割合 (%)	平成 22 年	0.7	18.7	73.3	7.3	100.0
		27 年	0.8	18.9	74.9	5.4	100.0
北区	就業者数 (人)	平成 22 年	1,288	16,612	74,313	5,847	98,060
		27 年	1,401	16,043	73,624	4,116	95,184
	割合 (%)	平成 22 年	1.3	16.9	75.8	6.0	100.0
		27 年	1.5	16.9	77.3	4.3	100.0

注)出典 国勢調査(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

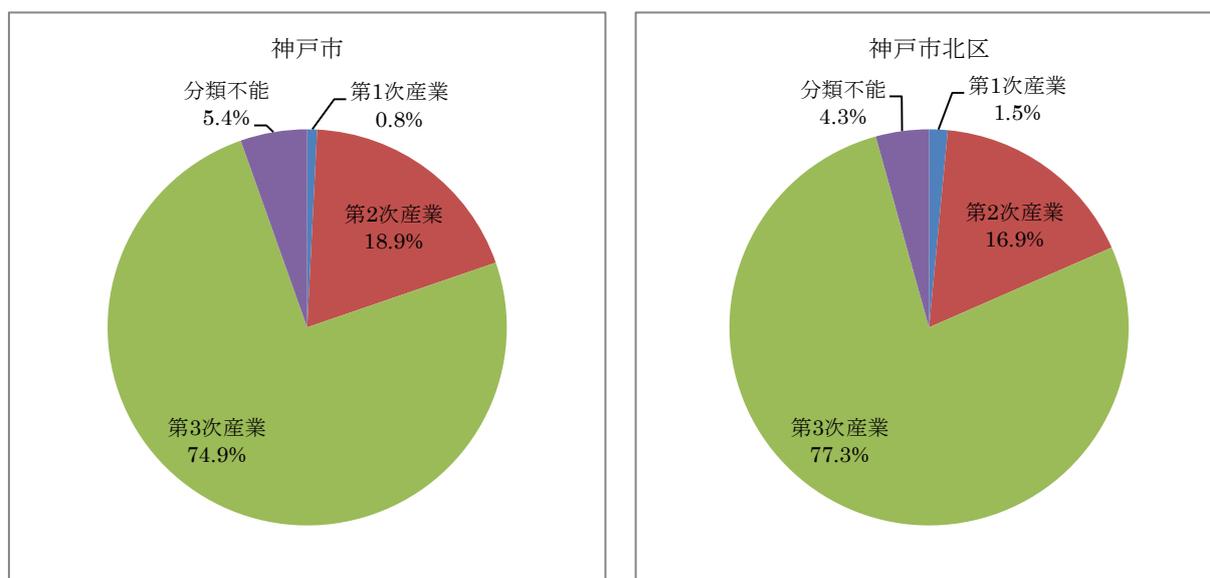


図 2.3-2 神戸市及び北区における産業別就業者数の比率 (平成 27 年)

## 2.3.3 交通

### (1) 道路

事業実施区域及びその周囲における主要な道路交通網、道路交通センサス調査地点は図 2.3-3 に示すとおりである。

主要な道路は、一般国道 428 号が南北に、主要地方道神戸加東線（県道 85 号）が東西に走り、これらに市道西下木津線や市道日ノ峰 1 号線が接続し主要な道路交通網を形成している。なお、工事関連車両の走行ルートは、事業実施区域南東側から阪神高速 32 号線新神戸トンネル、国道 428 号線、県道 85 号線（主要地方道神戸加東線）、市道東下 6 号線を通行し、事業実施区域に入るルートと事業実施区域南西側から県道 85 号線（主要地方道神戸加東線）、市道東下 6 号線を通行し、事業実施区域に入るルートの 2 ルートを計画している。

事業実施区域及びその周囲における主要道路の交通量の状況（平日）は、表 2.3-3 に示すとおりである。

表 2.3-3 事業実施区域及びその周囲における主要道路の交通量の状況（平日）

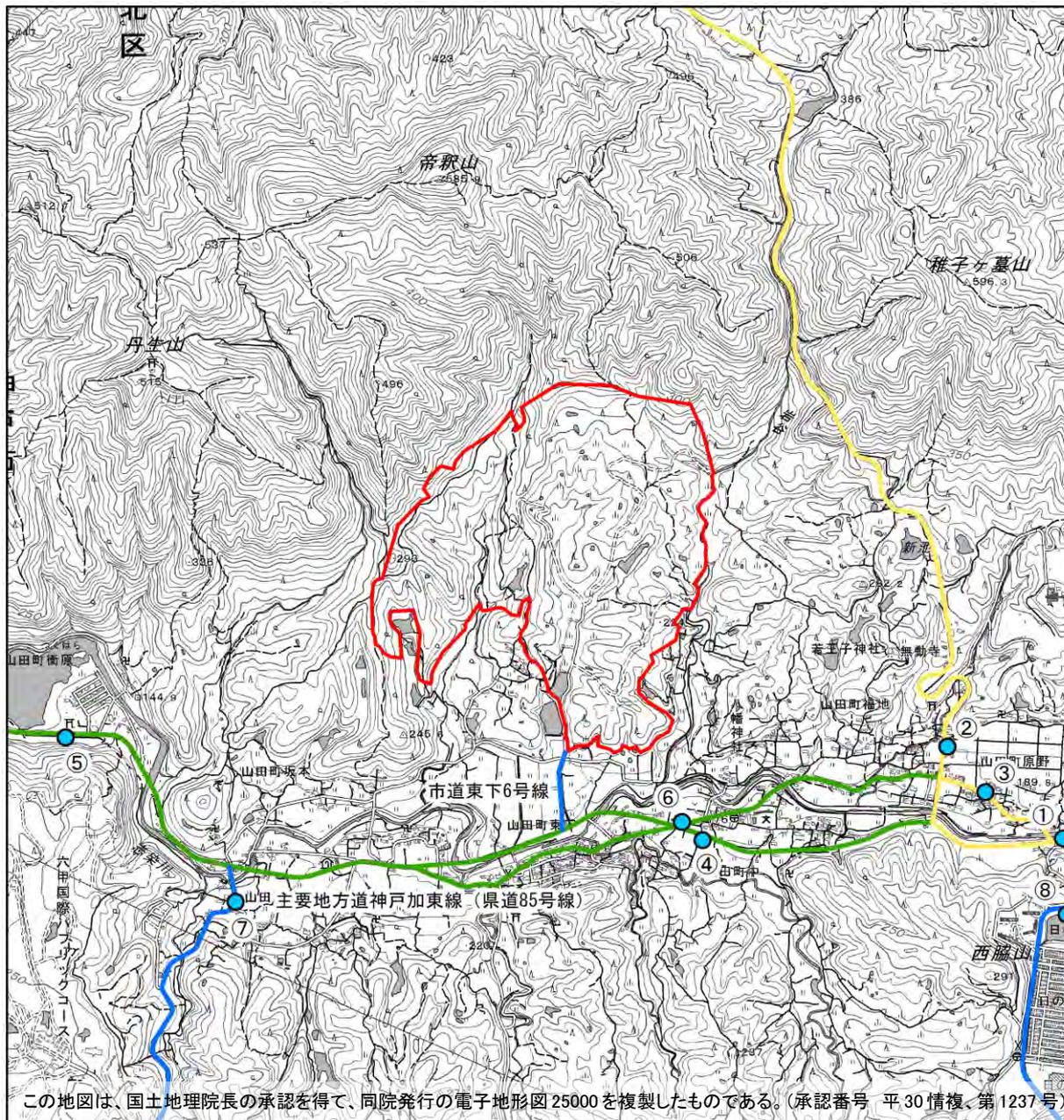
No.	路線名	昼間 12 時間 自動車類交通量 (上下合計；台)	昼夜率	昼間 12 時間 大型車混入率 (%)
①	一般国道 428 号	14,168	1.34	11.1
②	一般国道 428 号	4,350	1.28	10.2
③	一般国道 428 号	4,528	1.28	8.4
④	主要地方道神戸加東線（県道 85 号）	10,405	1.32	14.5
⑤	主要地方道神戸加東線（県道 85 号）	7,222	1.30	15.5
⑥	主要地方道神戸加東線（県道 85 号）	1,453	1.22	8.7
⑦	市道西下木津線	3,724	1.28	14.9
⑧	市道日ノ峰 1 号線	5,821	1.29	6.4

注) No.③及び No.⑥は推定値

出典：「道路交通センサス 平成 27 年度 箇所別基本表」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

### (2) 鉄道

事業実施区域及びその周囲に鉄道路線はない。



凡 例

- 事業実施区域
- 一般国道428号
- 主要地方道神戸加東線(県道85号線)
- 市道
- 道路交通センサス調査地点



S=1:25,000



注)出典 「道路交通センサス 平成 27 年度 調査箇所図」  
(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.3-3 主要な道路交通網及び道路交通センサス調査地点の位置

## 2.3.4 地域社会

### (1) 学校、福祉施設、病院

神戸市及び北区の学校、福祉施設、病院の状況は表 2.3-4 に示すとおりである。

神戸市の施設数は、学校が 689 施設、福祉施設が 3,121 施設、病院等が 2,631 施設である。

北区の施設数は、学校が 96 施設、福祉施設が 517 施設、病院等が 279 施設である。

表 2.3-4 学校、福祉施設、病院の状況（平成 29 年次）

施設区分		施設数		備考
		神戸市	北区	
学校	幼稚園	126	20	休園を含む
	幼保連携認定こども園	127	15	休園を含む
	小学校	168	34	—
	中学校	103	17	休校を含む
	高等学校（全日制）	52	5	—
	高等学校（定時制）	6	0	—
	高等専門学校	1	0	—
	専修学校	40	2	休校を含む
	各種学校	31	0	—
	特別支援学校	11	2	—
	短期大学	5	0	—
	大学	19	1	—
	計	689	96	
福祉施設	児童福祉施設	705	76	—
	社会福祉施設	2,416	384	—
	計	3,121	460	—
病院等	病院	110	19	平成 28 年次
	一般診療所	1,578	155	
	歯科診療所	953	105	
	計	2,631	279	

注) 出典 「第 94 回神戸市統計書 平成 29 年度版」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

## (2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の位置

事業実施区域及びその周囲において、環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は表 2.3-5～表 2.3-7 に、施設の位置は図 2.3-4 に示すとおりである。

環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、教育施設が 2 施設、社会福祉施設が 2 施設、医療施設が 2 施設位置している。

表 2.3-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

施設区分		番号	名 称
教育施設	幼稚園	①	神戸市立山田幼稚園
学校	小学校	②	神戸市立山田小学校

注)出典 「国土数値情報 学校、公共施設、福祉施設、文化施設データ（平成 18～27 年）」

（国土交通省 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「神戸市立小学校・中学校区一覧」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

表 2.3-6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉施設）

施設区分		番号	名 称
福祉施設	社会福祉施設	③	神戸市立山田地域福祉センター
		④	コープ在宅介護支援センターデイズ神戸北町

注)出典 「国土数値情報 公共施設、福祉施設、文化施設データ（平成 18～27 年）」

（国土交通省 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「福祉施設一覧」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

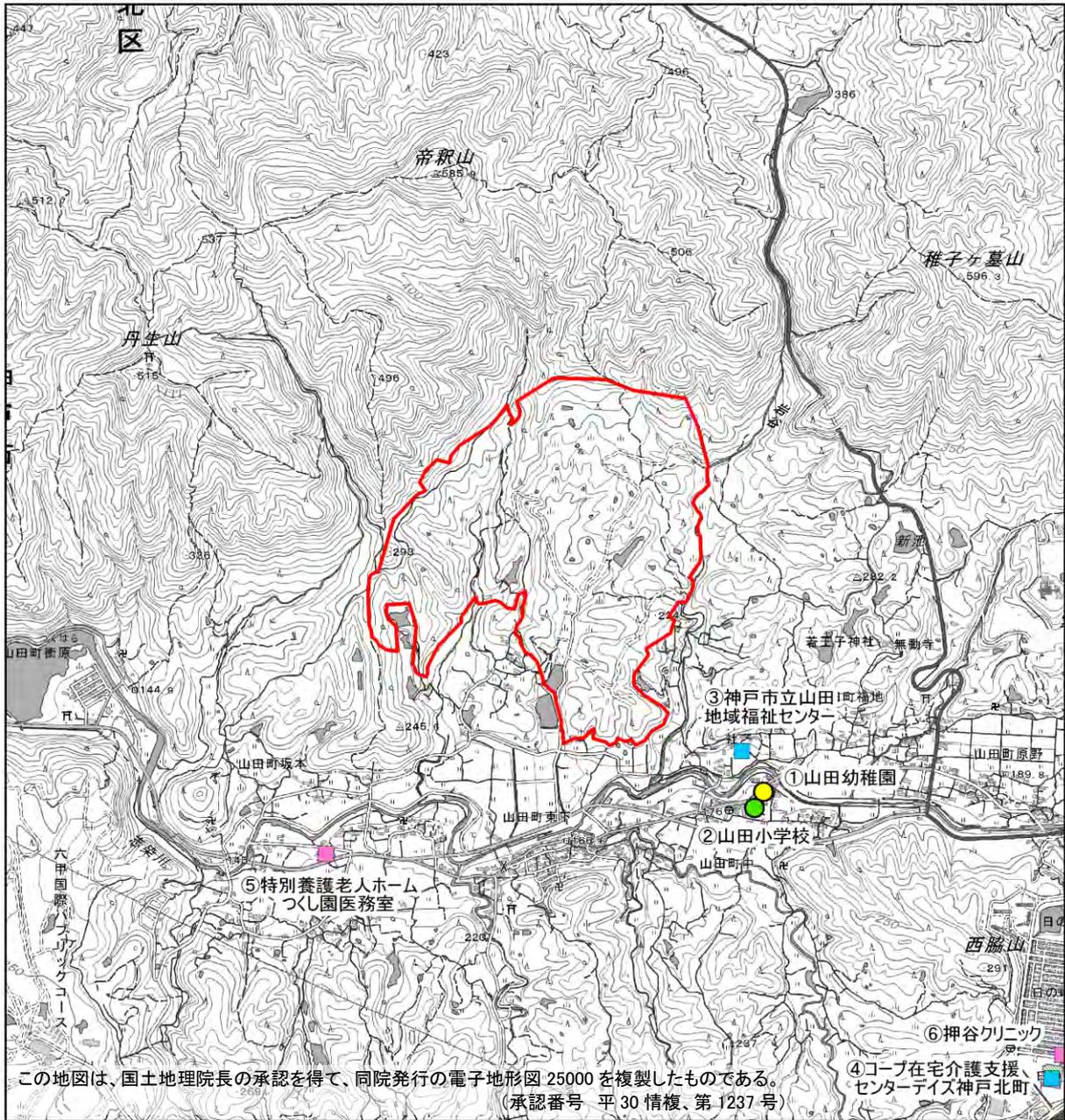
表 2.3-7 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療施設）

施設区分	番号	名 称
医療施設	⑤	特別養護老人ホームつくし園（医務室）
	⑥	押谷クリニック

注)出典 「国土数値情報 公共施設、医療機関、福祉施設（平成 18～27 年）」

（国土交通省 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「平成 29 年 兵庫県内病院一覧」（兵庫県 HP、平成 30 年 12 月閲覧）



凡 例

- 事業実施区域
- 幼稚園・保育所
- 小学校
- 福祉施設
- 医療施設



S=1:25,000



注)出典  
「国土数値情報 学校、公共施設、医療機関、福祉施設、文化施設データ  
(平成 18~25 年度)」(国土交通省 国土情報課 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.3-4 事業実施区域及びその周囲において環境の保全についての配慮が特に必要な施設

### 2.3.5 土地利用

神戸市及び事業実施区域が位置する北区の地目別土地面積及び構成は、表 2.3-8 に示すとおりである。

北区では、山林が最も多く 53.3%、次いで宅地の 17.3%、田の 15.7%、雑種地その他の 10.9%と続く。

表 2.3-8 地目別土地面積及び構成

行政区域	区分	総数	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地 その他
神戸市	面積(ha)	26,919	10,001	4,462	550	8,658	352	2,896
	割合(%)	100.0	37.1	16.6	2.0	32.2	1.3	10.8
北区	面積(ha)	11,969	2,075	1,874	178	6,383	155	1,304
	割合(%)	100.0	17.3	15.7	1.5	53.3	1.3	10.9

注) 平成 29 年 1 月 1 日現在 出典

「第 94 回神戸市統計書 平成 29 年度版」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

### 2.3.6 水域利用

事業実施区域内には、北山川(普通河川)と氷越谷川(準用河川)、また事業実施区域の東側には岩谷川(普通河川)が存在し、いずれの河川も事業実施区域の南側で志染川に合流する。北山川、氷越谷川、岩谷川には、漁業権は設定されていない。また、志染川は淡河川合流点から上流側については、漁業権は設定されていない。

事業実施区域内には、奥の池、青池、角ヶ谷池等の大小様々な大きさの池が分布している。事業実施区域内の池は、南東部の角ヶ谷池を除き、すべての池についてため池廃止届が提出され、廃止されている。

## 2.3.7 環境関連社会資本

### (1) 上水道

神戸市の水道普及状況は表 2.3-9 に示すとおりであり、平成 27 年度末現在で水道普及率は 99.8% である。

表 2.3-9 神戸市の水道普及状況（平成 28 年度）

行政区域	給水人口(人)	給水区域内人口(人)	普及率(%)	給水面積(km <sup>2</sup> )	計画給水区域面積(km <sup>2</sup> )
神戸市	1,527,541	1,530,050	99.8	285.44	348.40

注) 平成 28 年度末現在 出典

「第 94 回神戸市統計書 平成 29 年度版」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

### (2) 下水道

神戸市の公共下水道の整備状況は表 2.3-10 に示すとおりであり、平成 27 年度末現在で下水道普及率は 98.7% である。

表 2.3-10 公共下水道の整備状況（平成 28 年度）

行政区域	処理区域内人口(人)	行政区域内人口(人)	普及率(%)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )
神戸市	1,521,433	1,541,080	98.7	171.56

注) 平成 28 年度末現在 出典

「第 94 回神戸市統計書 平成 29 年度版」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

### (3) ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況

#### ① 一般廃棄物

神戸市の一般廃棄物処理施設の概要は表 2.3-11～表 2.3-14 に、神戸市の一般廃棄物の収集量及び処理量は表 2.3-15 に示すとおりである。

神戸市には現在、3ヶ所のクリーンセンター、2ヶ所の破碎施設、1ヶ所の資源リサイクルセンター、2ヶ所の埋立処分地（環境センター）があり、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

事業実施区域及びその周囲の可燃ごみは3ヶ所のクリーンセンターで焼却処分され、缶・びん・ペットボトルは資源リサイクルセンターで資源化、焼却不適物及び不燃性廃棄物は布施畑環境センターで埋立処分されている。

表 2.3-11 クリーンセンターの概要

名称	所在地	設備能力
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	900t/24時間
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12-1	600t/24時間
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹三番廻り74-1	600t/24時間

注)出典 「平成30年度 事業概要」(神戸市環境局)

表 2.3-12 破碎施設の概要

名称	所在地	設備能力
布施畑環境センター破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	150t/5時間×2基
港島クリーンセンター木質系破碎施設	中央区港島9丁目12-1	10t/5時間×2基

注)出典 「平成30年度 事業概要」(神戸市環境局)

表 2.3-13 資源リサイクルセンターの概要

名称	所在地	設備能力
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9	90t/5時間(45t/5時間×2系列)

注)出典 「平成30年度 事業概要」(神戸市環境局)

表 2.3-14 埋立処分地の概要

名称	所在地	設備能力
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	23,500,000m <sup>3</sup>
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700,000m <sup>3</sup>

注)出典 「平成30年度 事業概要」(神戸市環境局)

表 2.3-15 神戸市の一般廃棄物の収集量及び処理量

単位：t

年度 (平成)	収集量						処理量			
	総量	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ c)	事業系 ごみ	焼却 a)	埋立	資源化 b)	圧縮・破砕 等処理
28 年度	489,735	255,116	11,766	4,279	26,473	192,101	453,327	16,583	23,398	23,680

注 a)水分を含む。

b)資源化量は、実際に資源として有効活用された量。

c)資源ごみの内訳（缶・ビン・ペットボトル：17,632t 容器包装プラスチック：8,841t）

出典：「第 94 回神戸市統計書 平成 29 年度版」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

## ② 産業廃棄物

### a. 神戸市における産業廃棄物の業種別排出量

平成 21 年度における神戸市の産業廃棄物業種別排出量の状況は表 2.3-16 のとおりである。

神戸市における産業廃棄物の排出量は約 370 万 t であり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約 158 万 t（排出量合計の約 43%）で最も多く、次いで製造業が約 127 万 t（同約 34%）となっている。

表 2.3-16 産業廃棄物業種別排出量（平成 21 年度）

業種		地域	神戸市 (t)
一次産業	農業		—
	漁業		—
	計		—
二次産業	鉱業		5
	建設業		744,912
	製造業		1,269,174
	計		2,014,092
三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		1,579,864
	情報通信業		8,890
	運輸・郵便業		14,267
	卸売・小売業		44,898
	金融業、保険業		164
	不動産業、物品賃貸業		7,127
	学術研究、専門・技術サービス業		839
	宿泊業、飲食サービス業		8,315
	生活関連サービス業、娯楽業		669
	教育、学習支援業		290
	医療、福祉		5,423
	複合サービス業		113
	サービス業（他に分類されないもの）		16,233
	計		1,687,092
合 計			3,701,184

出典：「兵庫県廃棄物処理計画資料編」（平成 25 年 兵庫県）

b. 産業廃棄物処理場施設の立地状況

事業実施区域及びその周辺を中心とした半径約 50km 以内の市町にある産業廃棄物処理施設数は表 2.3-17、表 2.3-18 及び表 2.3-19 に、立地状況は図 2.3-5 に示すとおりであり、中間処理施設は兵庫県に 302 施設、大阪府に 315 施設、京都府域に 15 施設、最終処分場は兵庫県に 10 施設、京都府に 1 施設ある。

表 2.3-17 産業廃棄物処理施設数（兵庫県）

（単位：施設）

種類		中間処理施設	最終処分場
県・市町			
兵庫県	神戸市	46	5
	姫路市	76	1
	尼崎市	49	0
	明石市	10	1
	西宮市	7	0
	洲本市	0	0
	芦屋市	0	0
	伊丹市	7	0
	加古川市	12	0
	西脇市	6	1
	宝塚市	1	0
	三木市	11	1
	高砂市	8	0
	川西市	3	0
	小野市	5	0
	三田市	9	0
	加西市	8	0
	篠山市	1	0
	丹波市	10	0
	朝来市	0	0
	淡路市	6	0
	加東市	8	1
	猪名川町	0	0
	多可町	2	0
	稲美町	8	0
	播磨町	5	0
	市川町	2	0
	福崎町	1	0
	神河町	0	0
	太子町	1	0
計	302	10	

出典：「国土数値情報（廃棄物処理施設データ 平成 24 年度）」  
 （国土交通省 GIS ホームページ、平成 30 年 12 月閲覧）

表 2.3-18 産業廃棄物処理施設数（大阪府）

（単位：施設）

種類		中間処理施設	最終処分場
府・市町			
大阪府	大阪市	108	0
	堺市	51	0
	岸和田市	15	0
	豊中市	0	0
	池田市	1	0
	吹田市	0	0
	泉大津市	5	0
	高槻市	14	0
	貝塚市	5	0
	守口市	1	0
	枚方市	1	0
	茨木市	4	0
	八尾市	30	0
	泉佐野市	3	0
	富田林市	0	0
	寝屋川市	6	0
	松原市	9	0
	大東市	7	0
	和泉市	5	0
	箕面市	1	0
	柏原市	1	0
	羽曳野市	0	0
	門真市	9	0
	摂津市	14	0
	高石市	4	0
	藤井寺市	0	0
	東大阪市	10	0
	泉南市	2	0
	四條畷市	1	0
	交野市	0	0
	大阪狭山市	1	0
	阪南市	2	0
	島本町	0	0
豊能町	0	0	
能勢町	2	0	
忠岡町	2	0	
熊取町	0	0	
田尻町	1	0	
岬町	0	0	
計	315	0	

出典：「国土数値情報（廃棄物処理施設データ 平成 24 年度）」

（国土交通省 GIS ホームページ、平成 30 年 12 月閲覧）

表 2.3-19 産業廃棄物処理施設数（京都府）

（単位：施設）

種類		中間処理施設	最終処分場
府・市町			
京都府	京都市	0	0
	亀岡市	10	0
	南丹市	3	1
	福知山市	0	0
	京丹波町	2	0
	計	15	1

出典：「国土数値情報（廃棄物処理施設データ 平成 24 年度）」

（国土交通省 GIS ホームページ、平成 30 年 12 月閲覧）

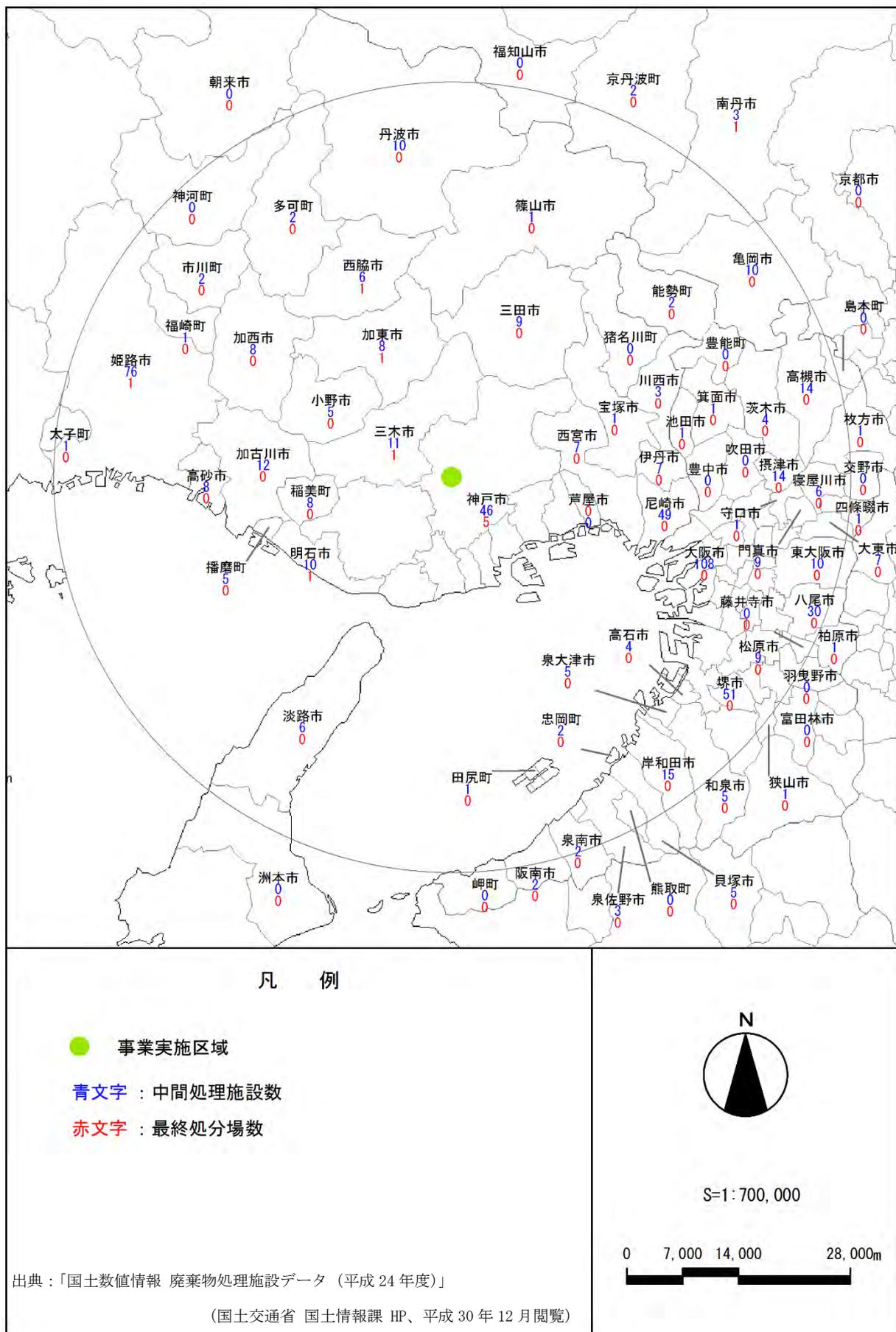


図 2.3-5 産業廃棄物処理施設の立地状況

## 2.4 環境関連法令等の状況

### 2.4.1 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく環境基準は、人の健康の保護、及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁(河川、湖沼、海域及び地下水)、土壌汚染、騒音に関して環境上の条件が定められている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準」は、表2.4-1に示すとおりである。

表 2.4-1(1) 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日環告第73号)  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日環告第74号)  
 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成13年4月20日環告第30号)  
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。</p>
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。</p>
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。</p>
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。</p>

表 2.4-1(2) 大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日環告第73号)  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日環告第74号)  
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成30年11月19日環告第100号)  
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

物質	環境上の条件	評価方法
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	【長期的評価】 同一地点で連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	【長期的評価】 長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価を行う。 短期基準：年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
備考		
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 4.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 5.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

(2) 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準」は、表 2.4-2 に示すとおりである。

表 2.4-2 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環告第64号、最終改正：平成24年3月30日環告第54号)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 2.Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 3.Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 4.Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離とする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

また、神戸市では「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成30年3月27日告示682号）に基づき、表2.4-3に示すとおり地域の類型を当てはめる地域を指定しており、事業実施区域及びその周囲の指定状況は図2.4-1に示すとおりである。

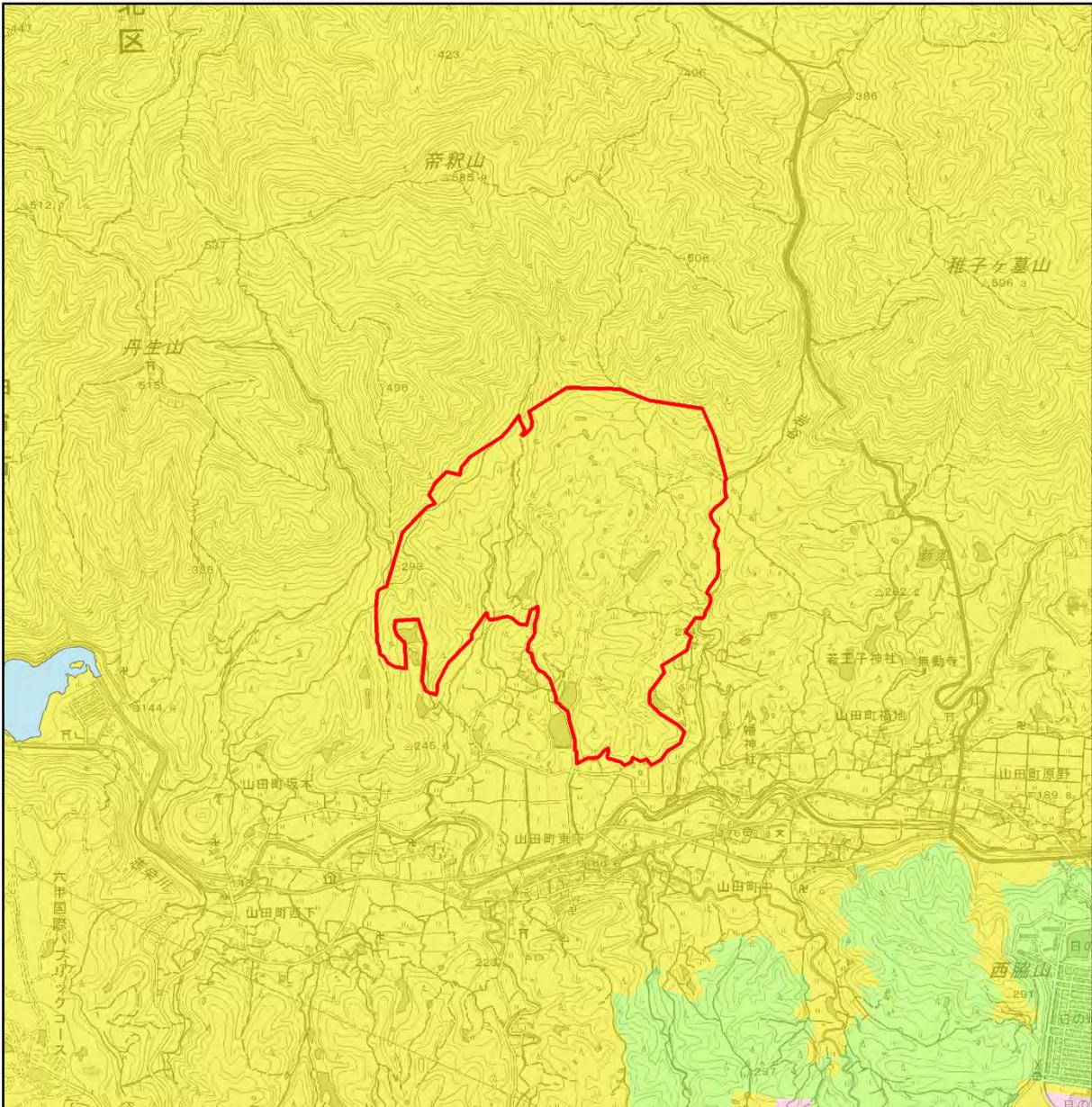
表 2.4-3 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」

（平成24年3月27日神戸市告示第694号、平成30年3月27日神戸市告示第682号）

地域の類型	類型をあてはめる地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
B	都市計画法の第7条第3項に規定する市街化調整区域、同法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び、同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。
C	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域及び、同条第23項に規定する（臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。

注：神戸市では、AA類型に指定している地域はない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

- 事業実施区域
- Aの類型を当てはめる地域
- Bの類型を当てはめる地域
- Cの類型を当てはめる地域

注)出典  
 「神戸市情報マップ」(神戸市 HP、平成30年12月閲覧)  
 「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」  
 (平成24年3月27日 神戸市告示第694号、  
 最終改正：平成30年3月27日 神戸市告示第682号)



S=1:25,000



図 2.4-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

### (3) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、基準値は表 2.4-4 に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準値を設定しており、河川に関する環境基準は表 2.4-5 に、湖沼に関する環境基準は表 2.4-6 に示すとおりである。

兵庫県では、「公共用水域が該当する水域類型の指定等」(昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示 451 号)に基づき、環境基準に係る水域類型を指定し、事業実施区域及びその周囲では、図 2.4-2 に示すとおり、志染川(水域の範囲：呑吐ダム上流端から上流の本流)が B 類型に指定されている。

表 2.4-4 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環告第 37 号）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	JIS K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	JIS K 0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	JIS K 0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	JIS K 0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準について（以下「公共用水域告示」という。）（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	JIS K 0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	JIS K 0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は JIS K 102 34.1c に定める方法及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	JIS K 0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

表 2.4-5(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環告第 37 号）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いるを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.4-5(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		日本工業規格 K0102 53 に定める 方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる方法
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 2.4-6(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上あり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上ある人工湖）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日環告第 37 号）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.4-6(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測定方法		日本工業規格 K0102 （以下「規格」という。） 45.2、45.3、45.4 又は 45.6に定める方法	規格 46.3 に定める方法
<p>備考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>			

(注) 1 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

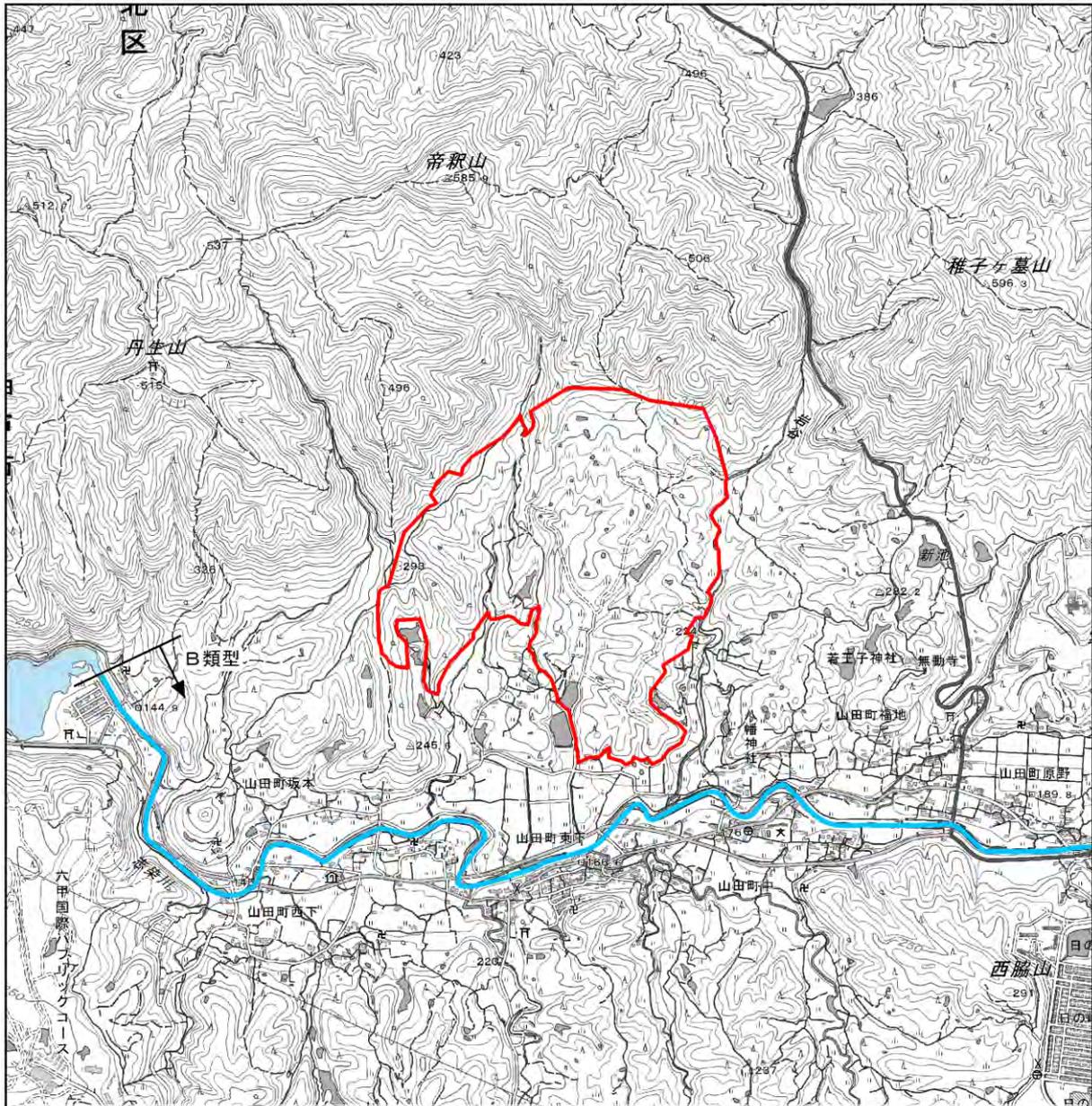
表 2.4-6(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下
測定方法		日本工業規格 K0102 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		日本工業規格 K0102 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備 考		
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

- 事業実施区域
- B類型



S=1:25,000



出典：「平成28年度環境水質」（平成30年2月、神戸市環境局）

図 2.4-2 河川の環境基準に係る水域類型の指定状況

#### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は、表 2.4-7 に示すとおりである。

表 2.4-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環告第 10 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日環告第 31 号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	JIS K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は JIS K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	JIS K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	JIS K0102 の 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	JISK0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	JISK0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては JISK0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JISK0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	JIS K0102 の 34.1 に定める方法又は公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準」は、表 2.4-8 に示すとおりである。

表 2.4-8 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環告第 46 号、最終改正：平成 30 年 9 月 18 日環告第 77 号）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102 の 55 に定める方法又は環告第 59 号付表 1 に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されない	JIS K 0102 の 38 に定める方法 (38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐 (りん)	検液中に検出されない	環告第 64 号付表 1 に掲げる方法又は JIS K 0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、環告第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下	JIS K 0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下	JIS K 0102 の 65.2 に定める方法
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K 0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下	環告第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環告第 59 号付表 2 及び環告第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環告第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満	総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下	環告第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下	シス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下	環告第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	JIS K 102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下	JIS K 0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は JIS K 102 34.1C に定める方法及び環告第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下	JIS K 0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05 mg 以下	環告第 59 号付表 7 に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より漸定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」は、表 2.4-9 に示すとおりである。

表 2.4-9 ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」  
(平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環告第 11 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質は除く)	1 pg-TEQ/L 以下	JIS K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備 考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</li> <li>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</li> <li>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>		

## 2.4.2 公害の防止に関する法令に基づく規制基準等

### (1) 大気汚染

#### ① 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づく、工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表2.4-10に示すとおりである。

表 2.4-10(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号、最終改正：平成29年環令第1号)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h)=K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup> 一般排出基準：K=3.0～17.5 ※神戸市はK=3.0 特別排出基準：K=1.17～2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率：0.5～1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準：0.04～0.5 g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準：0.03～0.2 g/Nm <sup>3</sup>	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 mg/Nm <sup>3</sup>
		塩素(Cl <sub>2</sub> )、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素：30 mg/Nm <sup>3</sup> 、塩化水素：80, 700 mg/Nm <sup>3</sup>
		フッ素(F)、 フッ化水素(HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0～20 mg/Nm <sup>3</sup>
		鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10～30 mg/Nm <sup>3</sup>
	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60～950 ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000 ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	

表 2.4-10(2) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号、最終改正：平成29年環令第1号)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
有害大気汚染物質	有害248物質(群) このうち「優先取組物質」として23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600 mg/Nm <sup>3</sup> 既設：100～1500 mg/Nm <sup>3</sup>
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設：300～500 mg/Nm <sup>3</sup>
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等 施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設：300～500 mg/Nm <sup>3</sup>

注) 1.ばいじん及び有害物質については、兵庫県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定している。

2.有害大気汚染物質：低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

## ② 自動車排出ガスの規制

神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号)において規定される、窒素酸化物及び粒子状物質の対策地域に指定されている。

## (2) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音、建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は、措置を要請する限度が定められている。

### ① 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する事業場又は事業所)において発生する騒音の規制基準は表 2.4-11 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況は図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-11 特定工場等に係る騒音の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚・農・通・運告第 1 号、  
最終改正:平成 18 年 9 月 29 日環告第 132 号)  
「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 253 号、  
最終改正:平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 144 号)  
「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」  
(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 819 号、  
最終改正:平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
備考 1 区域の区分			
第 1 種区域: 都市計画法第 9 条第 1 項から第 2 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第 8 項に規定する田園住居地域			
第 2 種区域: 都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 9 条第 3 項から第 7 項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第 9 条第 11 項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域			
第 3 種区域: 都市計画法第 9 条第 9 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第 2 種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第 9 条第 12 項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域			
第 4 種区域: 工業地域(第 3 種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)			
2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。			

② 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 2.4-12 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-12 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚・建告 1 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日 環告 16 号)

	地域の区分 ※注 2)	騒音の規制に関する基準	適用除外 ※注 3)
騒音の大きさ	①、②	85 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	19 時～翌日 7 時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
	②の区域	22 時～翌日 6 時の時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	①の区域	10 時間を超えないこと	イ、ロ
	②の区域	14 時間を超えないこと	
作業時間	①、②	連続 6 日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

備考：規制の対象となる特定建設作業の種類は、「注 1)特定建設作業の種類」に示すとおり。

注 1)特定建設作業の種類

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えないものに限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 平方メートル以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年 1 月 8 日 兵庫県規則第 1 号）  
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日 兵庫県規則第 27 号

注 2)地域の区分

騒音規制法に基づく区域		都市計画法における用途地域
①の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域
	第 2 種区域	市街化調整区域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、西区及び北区における準工業地域であつて第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第 2 種区域を除く。）並びに、西区及び北区における工業地域であつて、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域
	第 4 種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内	工業地域（第 3 種区域を除く。）及び工業専用地域（工業専用地域については内陸部に限る。）
②の区域	第 4 種区域のうち、上記の区域を除く区域	

注) 兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第 1 号の区域の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 254 号、最終改正：平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 145 号）

注 3)適用除外

記号	内 容
イ	災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事であって必要な場合

### ③ 自動車騒音の限度

自動車騒音の限度は表 2.4-13 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は、図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-13 自動車騒音の限度（等価騒音レベル（L<sub>Aeq</sub>））

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

区域の区分 ※注 2)		時間の区分	
		昼 間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

注 1)幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

時間の区分	昼間	夜間
限 度	75 デシベル	70 デシベル

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線からの距離とする。

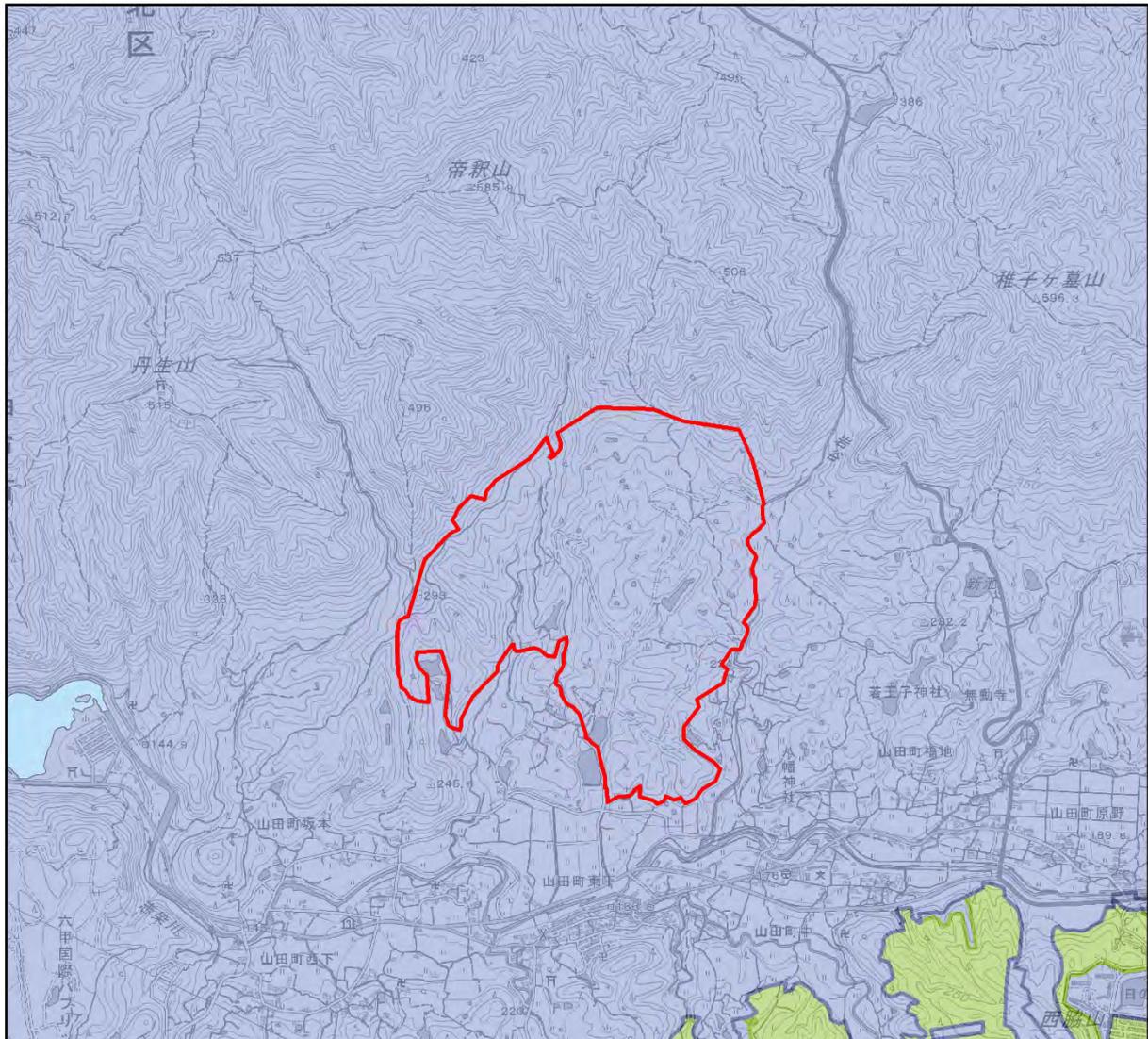
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

注 2)区域の区分

区 域	区 分
a 区域	都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第 8 項に規定する田園住居地域
b 区域	都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
c 区域	都市計画法第 9 条第 9 項から第 13 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号、最終改正：平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 684 号）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

注)出典

「国土数値情報 用途地域データ (平成 23 年度)」(国土交通省 国土情報課 HP、平成 29 年 8 月閲覧)  
 「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 819 号)  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第 1 号の区域の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 254 号)  
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」  
 (平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号)

### 凡 例

 事業実施区域

凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a 区域
	第2種区域		b 区域
	第3種区域	第2号区域	c 区域

注 1) 学校等の周囲 80m 以内の地域は第1号地域



S=1:25,000



図 2.4-3 騒音規制地域の指定状況

### (3) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動、建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は、措置を要請する限度が定められている。

#### ① 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準は表 2.4-14 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-14 特定工場等の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環告第 90 号、最終改正:平成 12 年 3 月 28 日環告第 18 号)  
 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 257 号、最終改正:平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 146 号)  
 「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 818 号、最終改正:平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 685 号)

区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 1 区域の区分  
 第 1 種区域:都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び第 9 条第 1 項から第 7 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第 8 項に規定する田園住居地域  
 第 2 種区域:都市計画法第 9 条第 9 項から第 12 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域  
 2 第 1 種区域又は第 2 種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

## ② 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 2.4-15 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-15 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環令第 19 号)

	地域の区分 ※注 2)	振動の規制に関する基準	適用除外 ※注 3)
振動の大きさ	①、②	75 デシベル	-
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	19 時～翌日 7 時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
	②の区域	22 時～翌日 6 時の時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	①の区域	10 時間を超えないこと	イ、ロ
	②の区域	14 時間を超えないこと	
作業時間	①、②	連続 6 日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

備考：規制の対象となる特定建設作業の種類は、「注 1)特定建設作業の種類」に示すとおり。

### 注 1)特定建設作業の種類

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えないものに限る。）
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成 8 年 1 月 8 日 兵庫県規則第 1 号  
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日 兵庫県規則第 27 号)

### 注 2)地域の区分

振動規制法に基づく区域		都市計画法の区域のめやす
①の区域	第 1 種区域	市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
	第 2 種区域のうち「工業地域」を除いた区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
②の区域	第 2 種区域であつて「工業地域」である区域	第 2 種区域であつて「工業地域」である区域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

注) 兵庫県条例では、振動規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号の区域の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 258 号、  
最終改正：平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 147 号)

### 注 3)適用除外

記号	内容
イ	災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事であつて必要な場合

### ③ 道路交通振動の要請限度

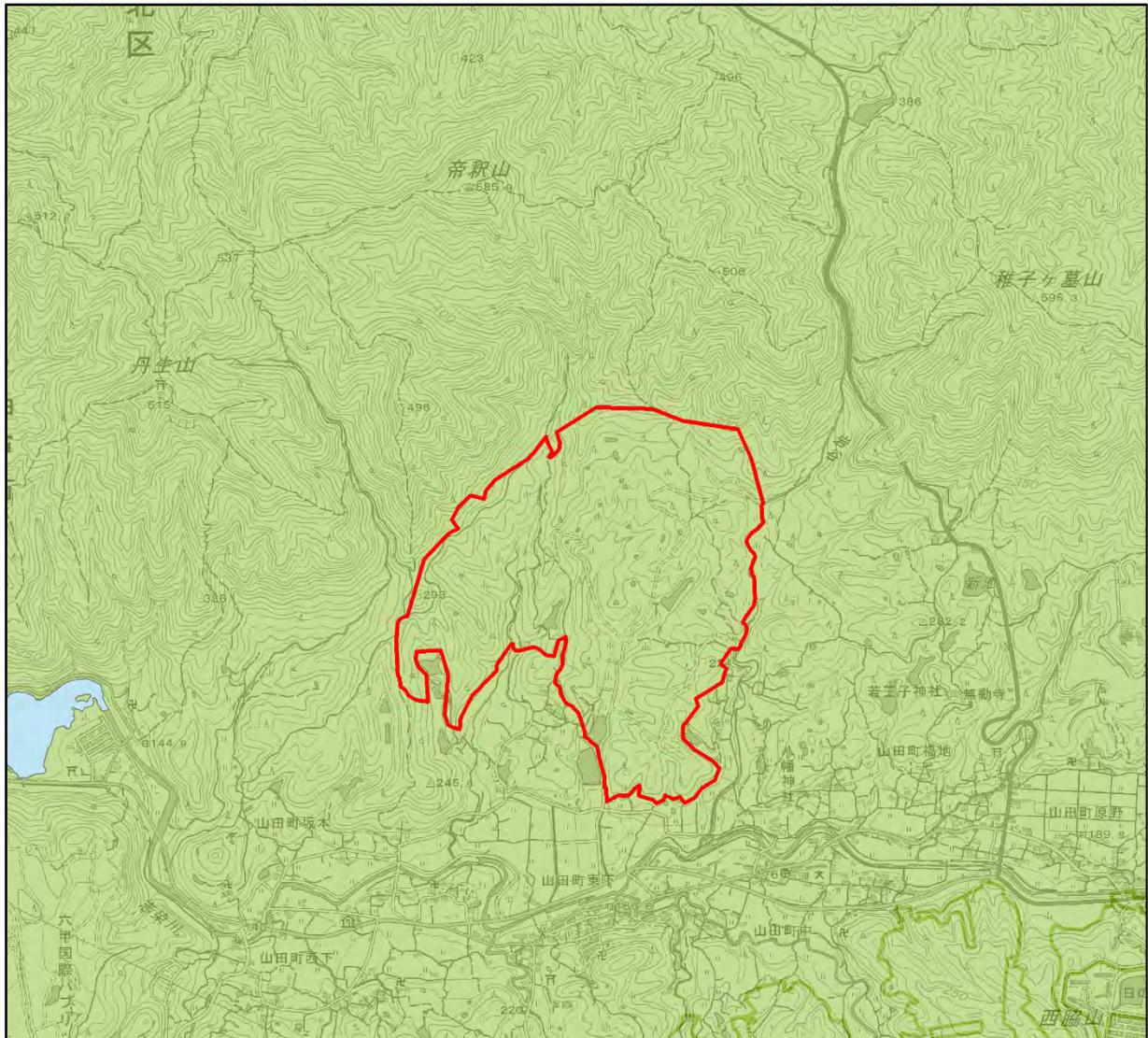
道路交通振動の要請限度に関する基準は表 2.4-16 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-16 道路交通振動の要請限度（振動レベル(L<sub>10</sub>））

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環令第 19 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び備考 2 の時間の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 259 号）

区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

出典：「国土数値情報 用途地域データ（平成 23 年度）」（国土交通省 国土情報課 HP、平成 29 年 8 月閲覧）  
 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環告第 90 号）  
 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 257 号）  
 「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」（平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 818 号）  
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号の区域の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 258 号）  
 「振動規制法施行規則」（平昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

### 凡 例

 事業実施区域

凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

注 1) 学校等の周囲 80m 以内の地域は第1号地域



S=1:25,000



図 2.4-4 振動規制地域の指定状況

#### (4) 悪臭

悪臭に係る規制は、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)に基づき、神戸市では臭気指数規制として、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口における規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)を導入している。規制基準は表2.4-17～表2.4-19に、事業実施区域及びその周囲における悪臭防止規制地域の範囲は図2.4-5に示すとおりである。

**表 2.4-17 臭気指数規制による敷地境界線上の規制基準 (1号基準)**

「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、  
最終改正：平成30年3月27日告示第686号)

区分	規制地域の指定	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域として定められた地域(都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。)	臭気指数 10
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域として定められた地域(都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。)	臭気指数 15
第3種区域	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域として定められた区域、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域、工業専用地域として定められた地域、都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区	臭気指数 18

**表 2.4-18 気体排出口における規制基準 (2号基準)**

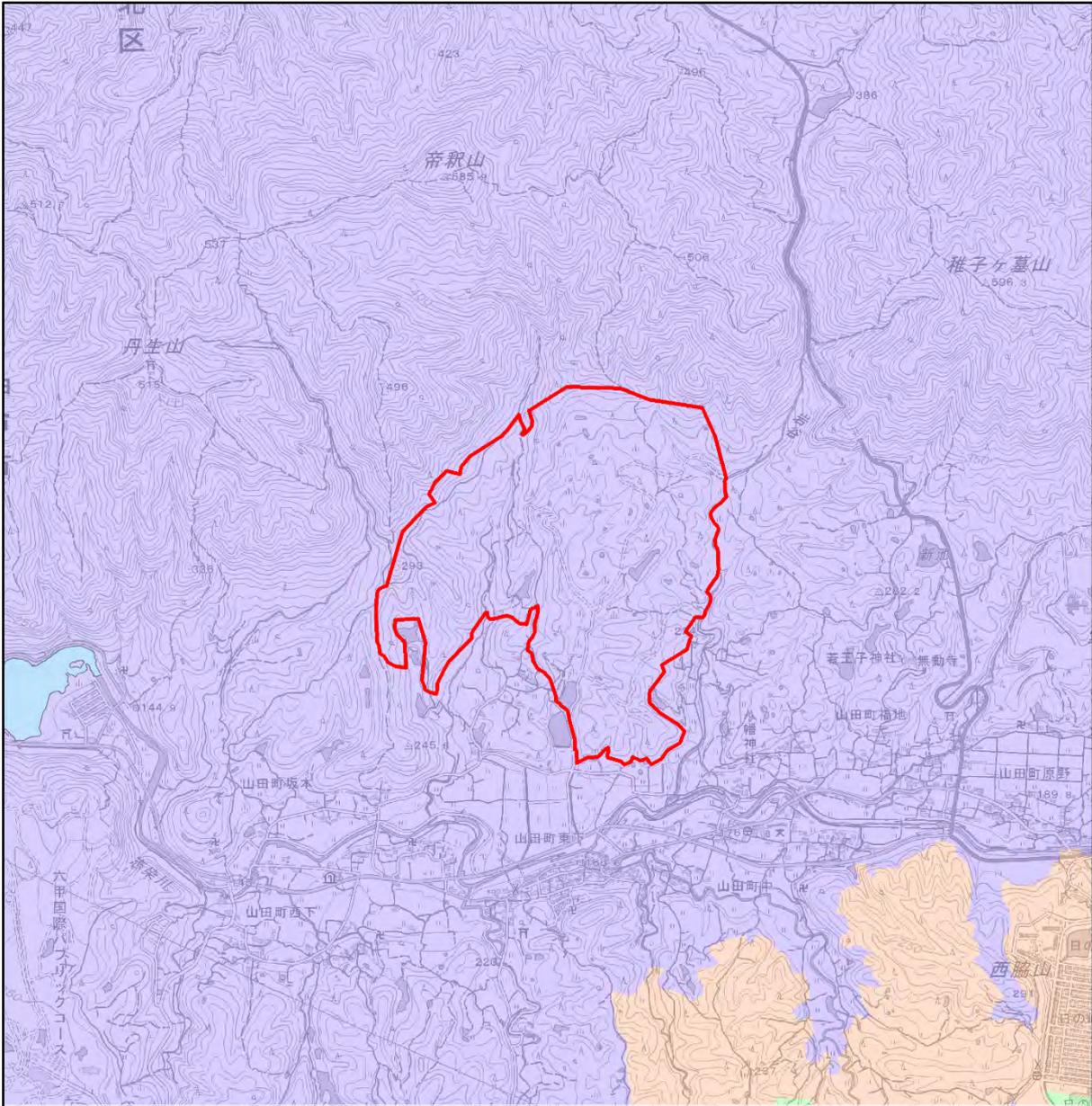
「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、  
最終改正：平成24年12月18日告示第545号)

区 分	規制基準
排出口高さ 15m以上	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m未満	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

**表 2.4-19 排出水の規制基準 (3号基準)**

「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、  
最終改正：平成24年12月18日告示第545号)

地域区分	基準値＝第1号規制基準値＋16
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 31
第3種区域	臭気指数 34



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域



S=1:25,000



出典：「国土数値情報 用途地域データ（平成 23 年度）」  
 （国土交通省 国土情報課 HP、平成 30 年 12 月閲覧）  
 「悪臭防止法による規制地域の指定等」  
 （平成 24 年 10 月 2 日神戸市告示第 423 号）

図 2.4-5 臭気指数規制による規制地域

## (5) 水質汚濁

### ① 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成28年5月20日法律第47号)により、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、表2.4-20及び表2.4-21に示す全国一律の排水基準が定められている。

なお、事業実施区域及びその周囲の水域は、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年3月27日兵庫県条例第18号、最終改正：平成17年9月21日条例第60号)に基づく、「上乘せ排水基準」の適用区域(瀬戸内海水域)である。

表 2.4-20 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総令第35号、最終改正：平成28年11月15日、環令第25号)

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	海域以外：10 mg/L、海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：8 mg/L、海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

注:1.「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 2.4-21 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年 6 月 21 日総令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日、環令第 25 号）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外：5.8～8.6、海域：5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L以下（日間平均120 mg/L以下）
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L以下（日間平均120 mg/L以下）
浮遊物質 (SS)	200 mg/L以下（日間平均150 mg/L以下）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
フェノール類含有量	5 mg/L以下
銅含有量	3 mg/L以下
亜鉛含有量	2 mg/L以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下
クロム含有量	2 mg/L以下
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下
窒素含有量	120 mg/L以下（日間平均60 mg/L以下）
燐含有量	16 mg/L以下（日間平均8 mg/L以下）

〔備 考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量及びフッ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

## ② 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する兵庫県条例

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項及び第 4 項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 2 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例（昭和 49 年 3 月 27 日兵庫県条例第 18 号、最終改正：平成 17 年 9 月 21 日兵庫県条例第 60 号）で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される汚水に係る上乗せ排水基準を定めている。

## (6) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正：平成29年5月19日法律第33号)第6条第1項第1号に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表2.4-22に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表2.4-23に示すとおりである。

なお、事業実施区域が位置する神戸市北区には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域は指定されていないが、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な形質変更時要届出区域が北区山田町小部字東山65番1の一部に指定されている。(平成29年4月7日付神戸市告示第21号、指定する特定有害物質：ふっ素及びその化合物)

表2.4-22 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環令第29号、最終改正：平成29年12月27日環令第29号)別表第3

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

表 2.4-23 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準（土壤含有量）

「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環令第29号、最終改正：平成29年12月27日環令第29号）別表第4

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kgにつきカドミウム 150mg以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kgにつき六価クロム 250mg以下であること。
シアン化合物	土壤 1kgに遊離シアン 50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

#### (7) 地盤沈下

地盤沈下に対する規制は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 10 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）に基づき地下水の採取制限が行われているが、事業実施区域及びその周囲は指定地域になっていない。

## (8) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：平成27年7月17日法律第58号)により、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、表2.4-24に示す20種類の産業廃棄物が定められている。

表 2.4-24 産業廃棄物の種類

「産業廃棄物の種類と具体例」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターHP、平成30年12月閲覧)

種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)	

## 2.4.3 自然環境に係る法令等

### (1) 自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、休養および教化に資することを目的として、同法第 5 条第 1 項の規定により国立公園が、同法第 5 条第 2 項の規定により国定公園が、同法第 72 条の規定に基づき「兵庫県立自然公園条例」(昭和 38 年 7 月 5 日条例第 80 号、最終改正：平成 24 年 3 月 21 日条例第 5 号)第 3 条第 1 項の規定により兵庫県立自然公園が指定されている。

事業実施区域及びその周囲は、国立公園等に指定されていない。

### (2) 自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、同法第 14 条第 1 項の規定により原生自然環境保全地域が、同法第 22 条第 1 項の規定により自然環境保全地域が、同法第 45 条第 1 項の規定に基づき「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号、最終改正：平成 28 年 3 月 23 日条例第 30 号)第 89 条第 1 項の規定により保全地域等(自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物)が指定されている。

事業実施区域及びその周囲は、保全地域等に指定されていない。

### (3) 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号 最終改正 平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号)第 28 条第 1 項の規定に基づき鳥獣保護区等が指定される。

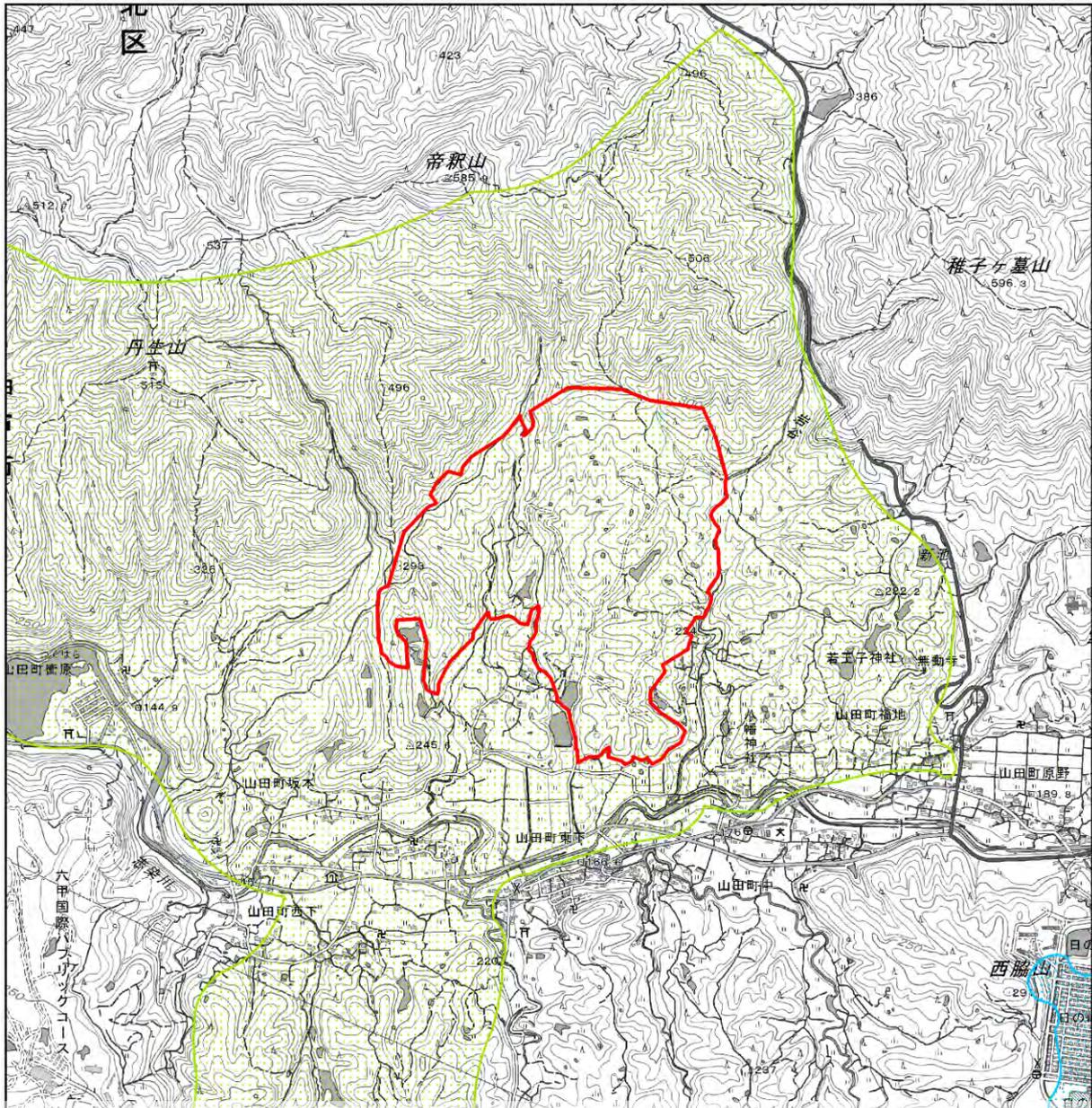
事業実施区域及びその周囲は鳥獣保護区等に指定された区域があり、指定状況は表 2.4-25 及び図 2.4-6 に示すとおりである。

表 2.4-25 鳥獣保護区等の指定状況

No.	区分	区域名	所在地	面積(ha)	設定期限
①	特定猟具使用禁止区域	丹生山	神戸市	1,370	平成 38 年 10 月 31 日
②		神戸		18,483	平成 34 年 10 月 31 日

出典：「鳥獣保護区等位置図(平成 30 年度)」(兵庫県 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

「第 12 次鳥獣保護事業計画書(平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間)」(兵庫県 HP、平成 30 年 12 月閲覧)



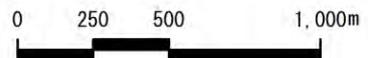
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 特定猟具使用禁止区域
- 丹生山
- 神戸



S=1:25,000



出典：「国土数値情報 鳥獣保護区データ（平成 27 年度）」  
 (国土交通省 国土情報課 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-6 鳥獣保護区等の指定状況

#### (4) 保安林

「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号)の規定により、水源のかん養、土砂の崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等の特定の公共目的のために保安林が指定されている。

事業実施区域は保安林に指定されていないが、事業実施区域周囲には保安林(丹生山地域；水源かん養保安林、保健保安林、面積；97ha)に指定された区域があり、保安林の指定状況は図 2.4-7 に示すとおりである。

#### (5) 風致地区等

「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、都市における風致の維持を目的として風致地区が指定されている。

事業実施区域及びその周囲には風致地区(丹生山風致地区(第 1 種)、面積；990ha)に指定された区域があり、風致地区の指定状況は表 2.4-26 及び図 2.4-8 に示すとおりである。

表 2.4-26 風致地区の指定状況

地区名	面積(ha)	風致保全計画	
丹生山風致地区(第 1 種)	990.0	風致保全目標	神戸市を代表する豊かな自然域を保全するとともに、価値の高い雄大な自然景観及び山麓部の田園地域と調和した里山景観を保全し、郷土性豊かな風致景観を形成する。
		保全方針	① 地区の緑地景観を代表している主稜部のスカイライン及び南面の山腹斜面を保全する。 ② 良好な動物相や渓谷、自然林など自然環境を保全する。 ③ 山麓部の自然豊かな里山環境・景観を保全する。
		育成方針	① 緑地環境・景観を向上させるため、適切な植樹や樹林地の管理策を講ずる。 ② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルート of 適切な整備、ルート沿道の樹林地の管理を行う。 ③ 国道 428 号沿いにおいては、四季の変化が感じられるサクラ等の花木や紅葉樹などを植栽することにより、良好な沿道景観を育成する。

出典：「風致地区内行為許可申請のあらまし(第 4 版)」(平成 30 年 4 月、神戸市建設局公園部計画課)

#### (6) 都市緑地法、生産緑地法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく指定地域等

「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)に基づき緑地保全地区等が指定される。事業実施区域及びその周囲には特別緑地保全地区に指定された区域(帝釈丹生山特別緑地保全地区、面積；762ha)があり、指定状況は図 2.4-9 に示すとおりである。

また、「生産緑地法」(昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)に基づき生産緑地地区が、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)に基づき近郊緑地保全区域等が指定されるが、事業実施区域及びその周囲は生産緑地地区や近郊緑地保全区域等に指定されていない。

**(7) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する神戸市条例に基づく緑地の保存区域等**

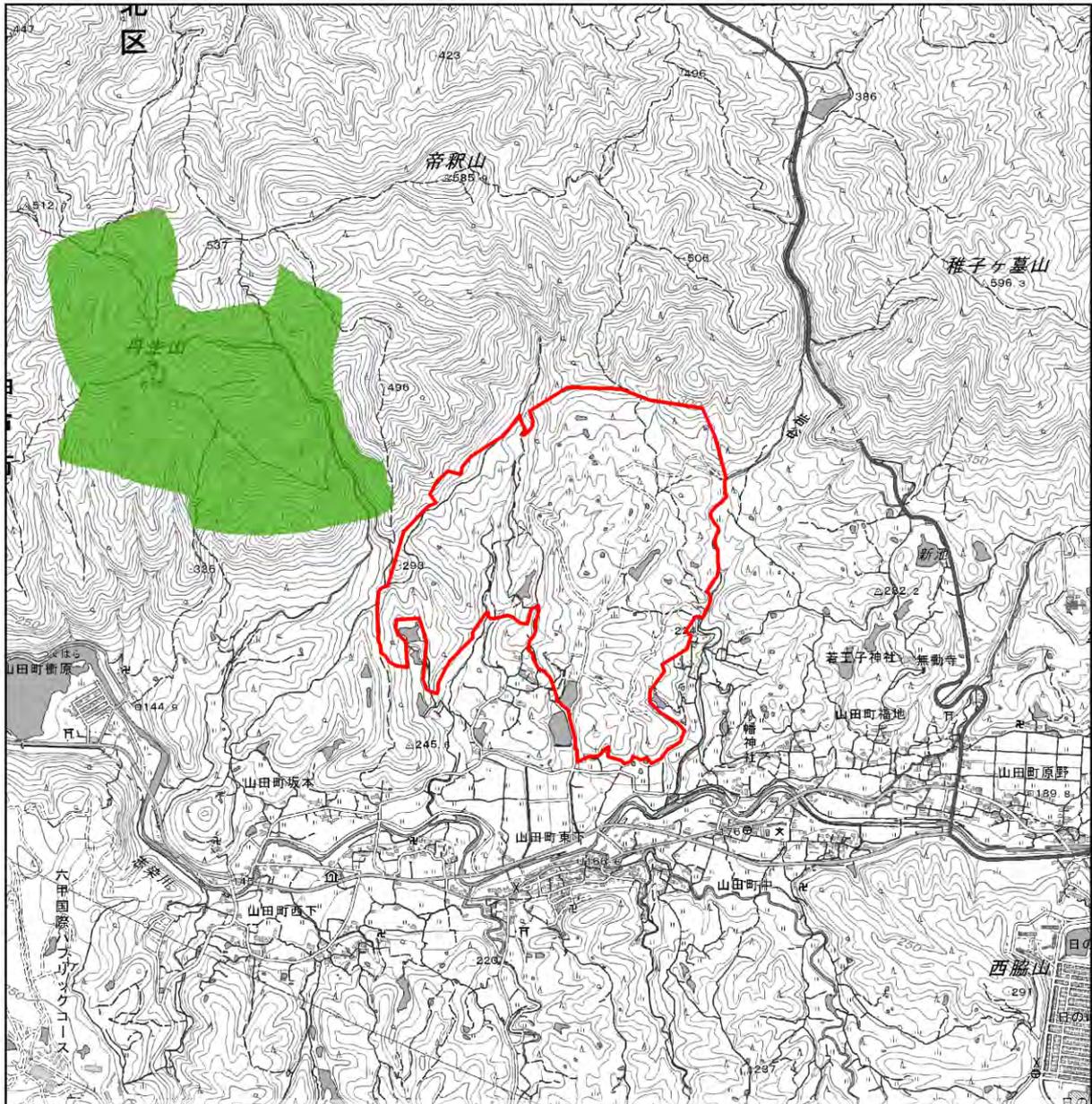
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」(平成3年4月1日神戸市条例第2号、最終改正：平成22年7月13日神戸市条例第5号)に基づき緑地の保存区域、緑地の保全区域及び緑地の育成区域が指定されている。

事業実施区域には緑地の育成区域及び緑地の保全区域に指定された区域が、事業実施区域周囲には緑地の保存区域や緑地の保全区域に指定された区域があり、指定状況は図2.4-10に示すとおりである。

**(8) 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく環境保全区域**

「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」(平成8年4月15日神戸市条例第10号、最終改正；平成28年3月31日神戸市条例第44号)に基づき「人と自然との共生ゾーン」に指定され、「人と自然との共生ゾーン」は4つの農村用途区域(農業保全区域、集落居住区域、環境保全区域、特定用途区域)に区分されている。

事業実施区域の一部は環境保全区域に指定されており、指定状況は図2.4-11に示すとおりである。



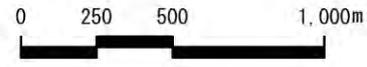
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 保安林

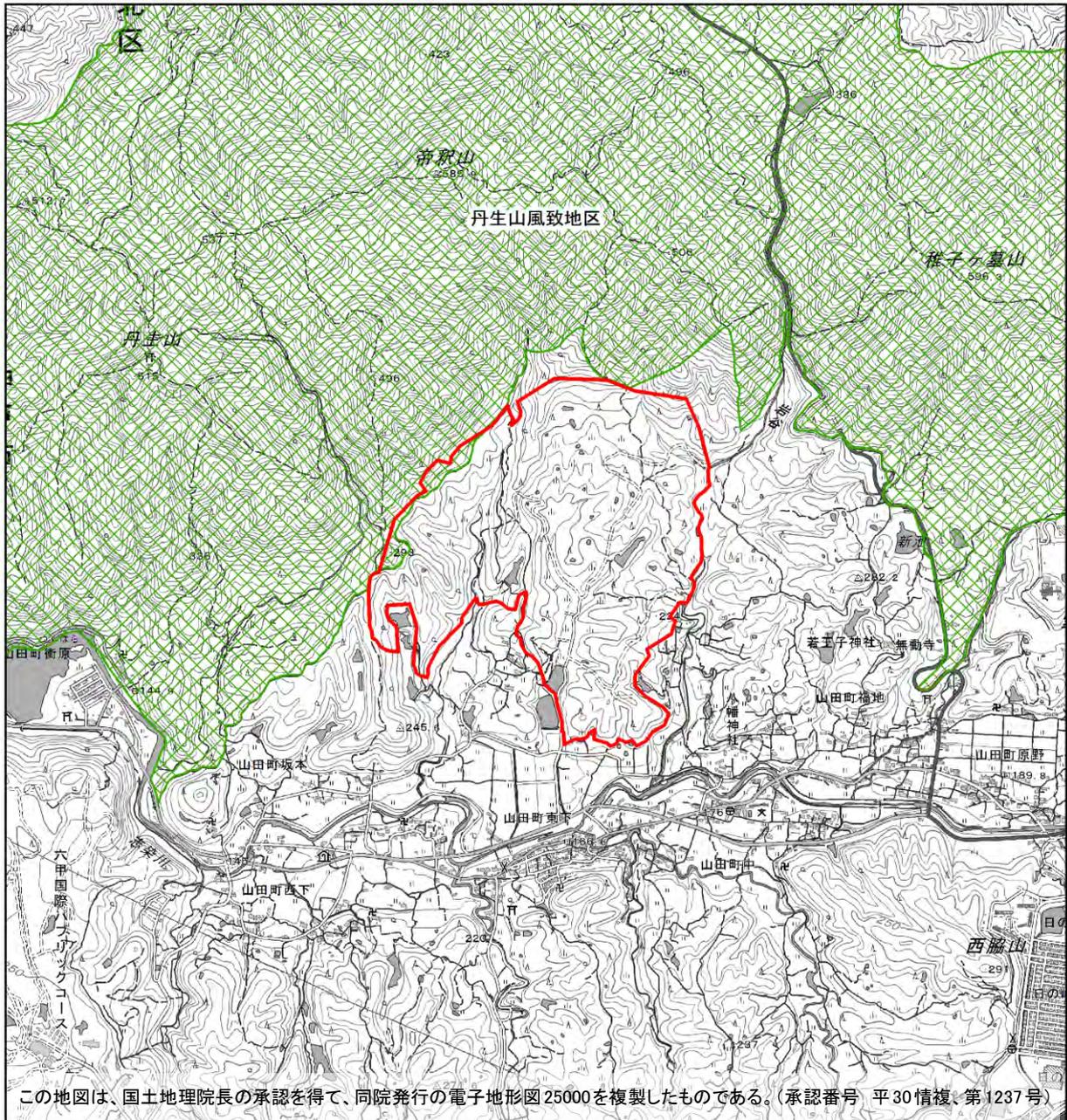


S=1:25,000



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成 27 年度）」  
 （国土交通省 国土情報課 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

図 2.4-7 保安林の指定状況



凡 例

- 事業実施区域
- 丹生山風致地区 (第1種)

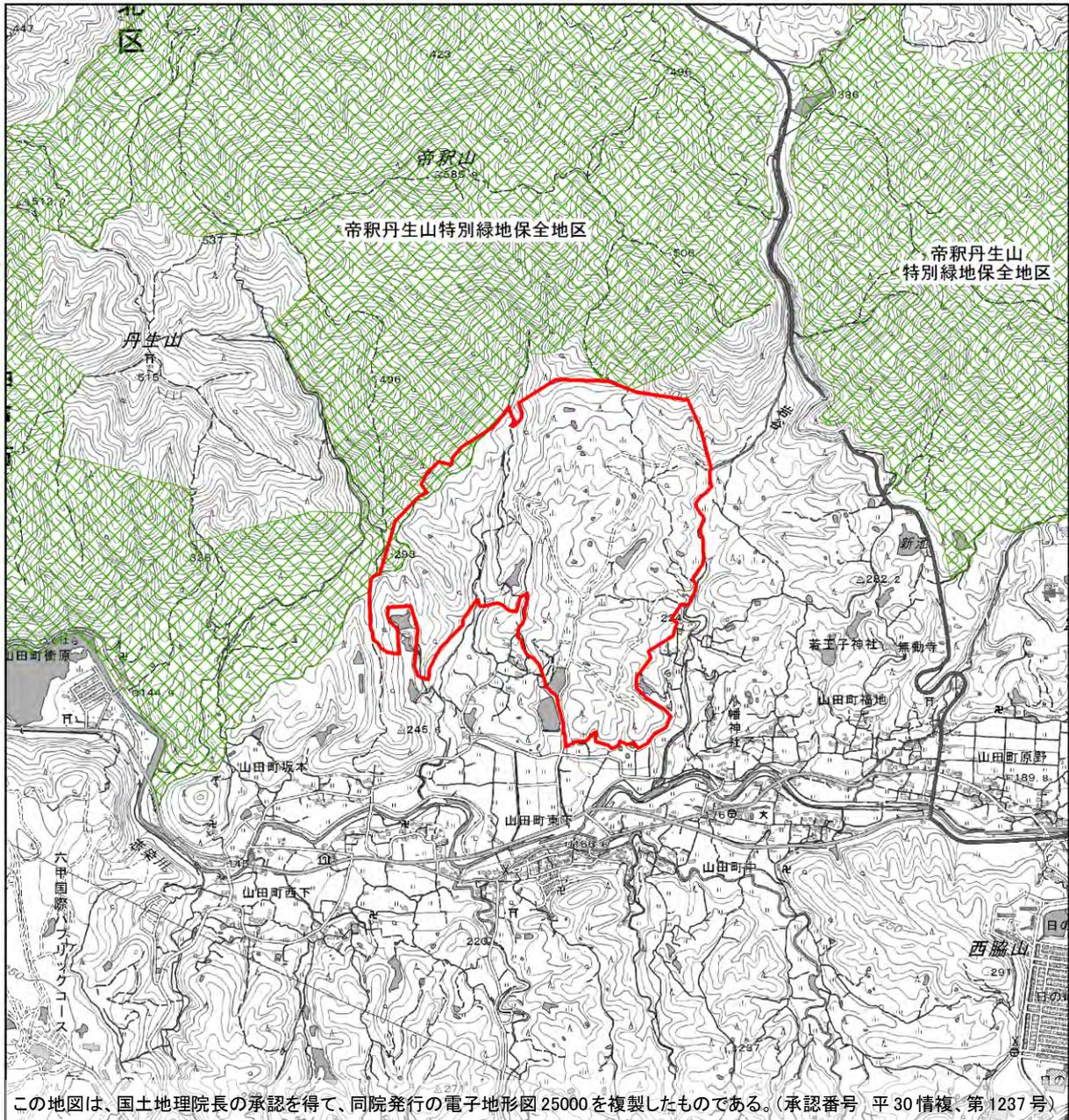


S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-8 風致地区の指定状況



凡 例

- 事業実施区域
- 特別緑地保全地区

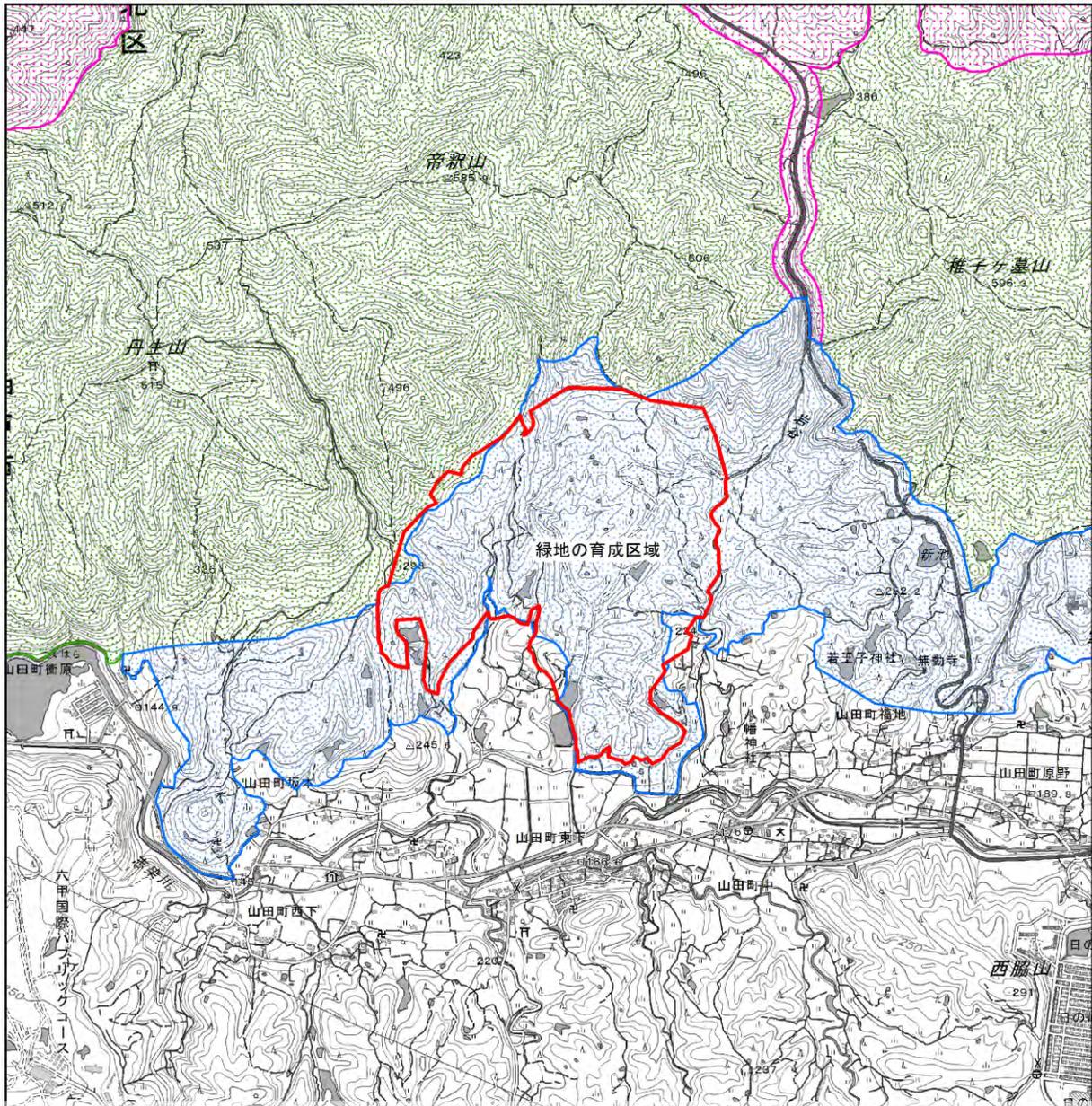


S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-9 特別緑地保全地区



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 緑地の保存区域
- 緑地の保全区域
- 緑地の育成区域

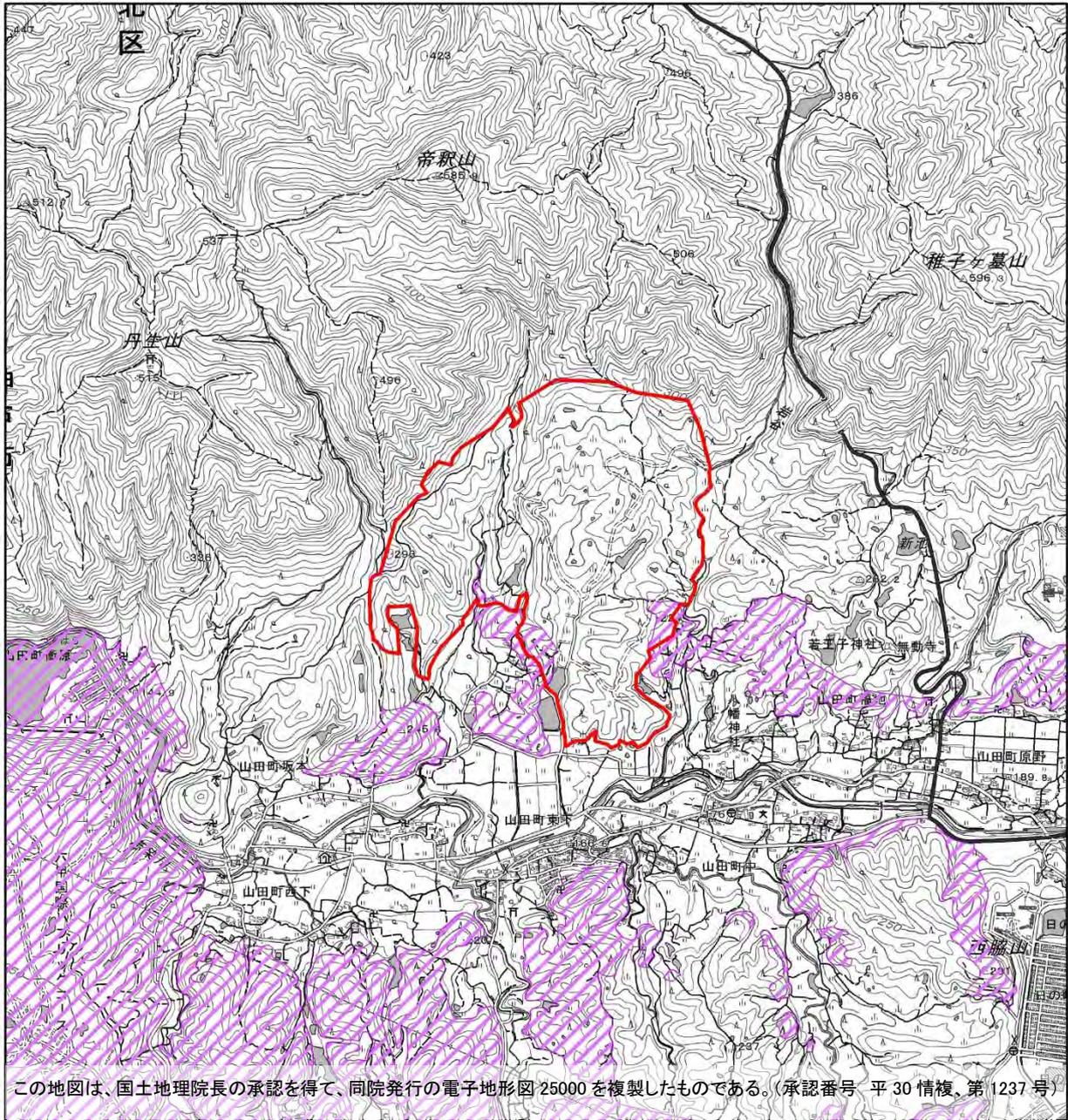


S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-10 緑地の保存区域等の指定状況



凡 例

- 事業実施区域
- 環境保全区域

出典：「人と自然との共生ゾーン区域概要図（2018年3月現在）」  
 （神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）



S=1:25,000



図 2.4-11 環境保全区域の指定状況

## 2.4.4 文化財保護法に基づく指定文化財等

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日号外法律第 42 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 58 号、最終改正：平成 18 年 3 月 24 日条例第 39 号）、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日条例第 50 号、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日 条例第 47 号）に基づく指定文化財の状況は表 2.4-27 に、分布状況は図 2.4-12 に示すとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財の分布状況は、図 2.4-13 に示すとおりである。

表 2.4-27 事業実施区域及びその周囲における指定文化財の状況

分類	No.	名称	所在地	年代	指定年月日
神戸市指定 記念物	①	丹生山・明要寺参道 町石群	神戸市北区山田町坂本	南北朝	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市認定 地域文化財	②	栗花落の井	神戸市北区山田町原野字札 場 14	奈良	平成 16 年 3 月 30 日
国指定 重要文化財	③	八幡神社三重塔	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57	室町後期	大正 3 年 4 月 17 日
国指定 重要文化財	④	若王子神社本殿	神戸市北区山田町福地字新 池 101	室町前期	大正 3 年 4 月 17 日
国指定 重要文化財	⑤	箱木家住宅	神戸市北区山田町衝原字道 南 1-4	室町	昭和 42 年 6 月 15 日
国指定 重要文化財	⑥	木造大日如来坐像 釈迦如来坐像 阿弥陀如来坐像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安中期 平安中期 室町	大正 3 年 8 月 25 日
国指定 重要文化財	⑦	木造不動明王坐像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安後期	大正 3 年 8 月 25 日
国指定 重要文化財	⑧	木造十一面観音像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安中期	大正 3 年 8 月 25 日
県指定 重要文化財	⑨	木造阿弥陀如来坐 像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安	昭和 59 年 3 月 28 日
神戸市指定 文化財	⑩	八幡神社舞台 八幡神社本殿	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57	江戸中期	平成 9 年 10 月 23 日
神戸市指定 文化財	⑪	紙本著色丹生山明 要寺参詣曼荼羅図	神戸市北区山田町坂本 丹 生宝庫	室町	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市指定 文化財	⑫	絹本墨画群猫図	神戸市北区山田町坂本 丹 生宝庫	室町	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市指定 文化財	⑬	絹本著色一万三千 仏図	神戸市北区山田町坂本字東 49 ※個人所有物(神戸市立博物 館寄託)	南北朝	平成 12 年 2 月 10 日
神戸市指定 文化財	⑭	石造宝篋印塔	神戸市北区山田町中字岡ノ 上	南北朝中期	平成 15 年 3 月 26 日
神戸市指定 文化財	⑮	石灯籠	神戸市北区山田町原野字谷 寺口 35	室町前期	平成 17 年 3 月 15 日

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「兵庫県指定文化財」（兵庫県教育委員会 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「神戸市内の指定文化財」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

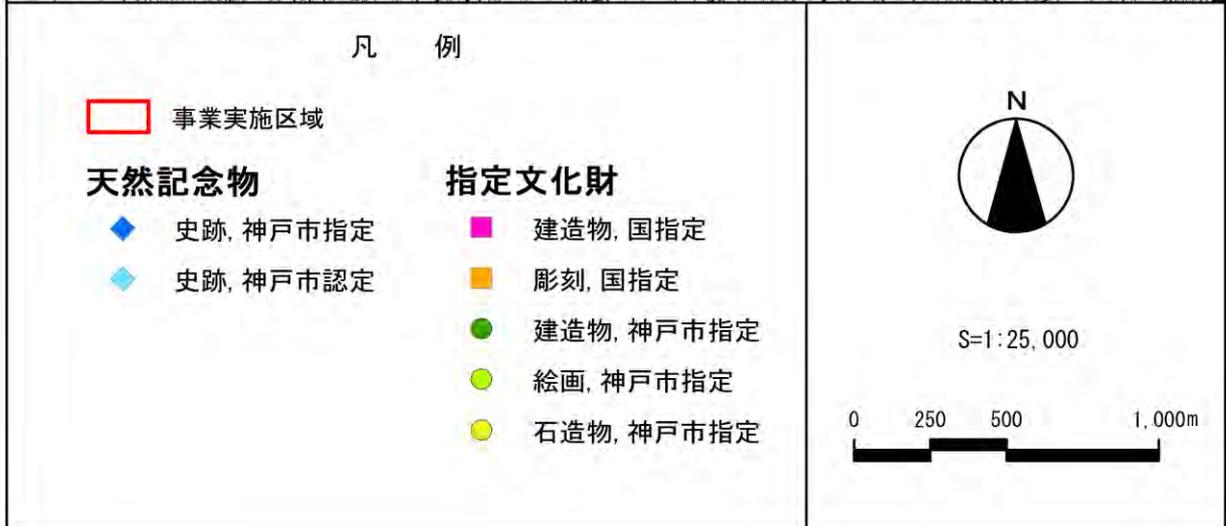
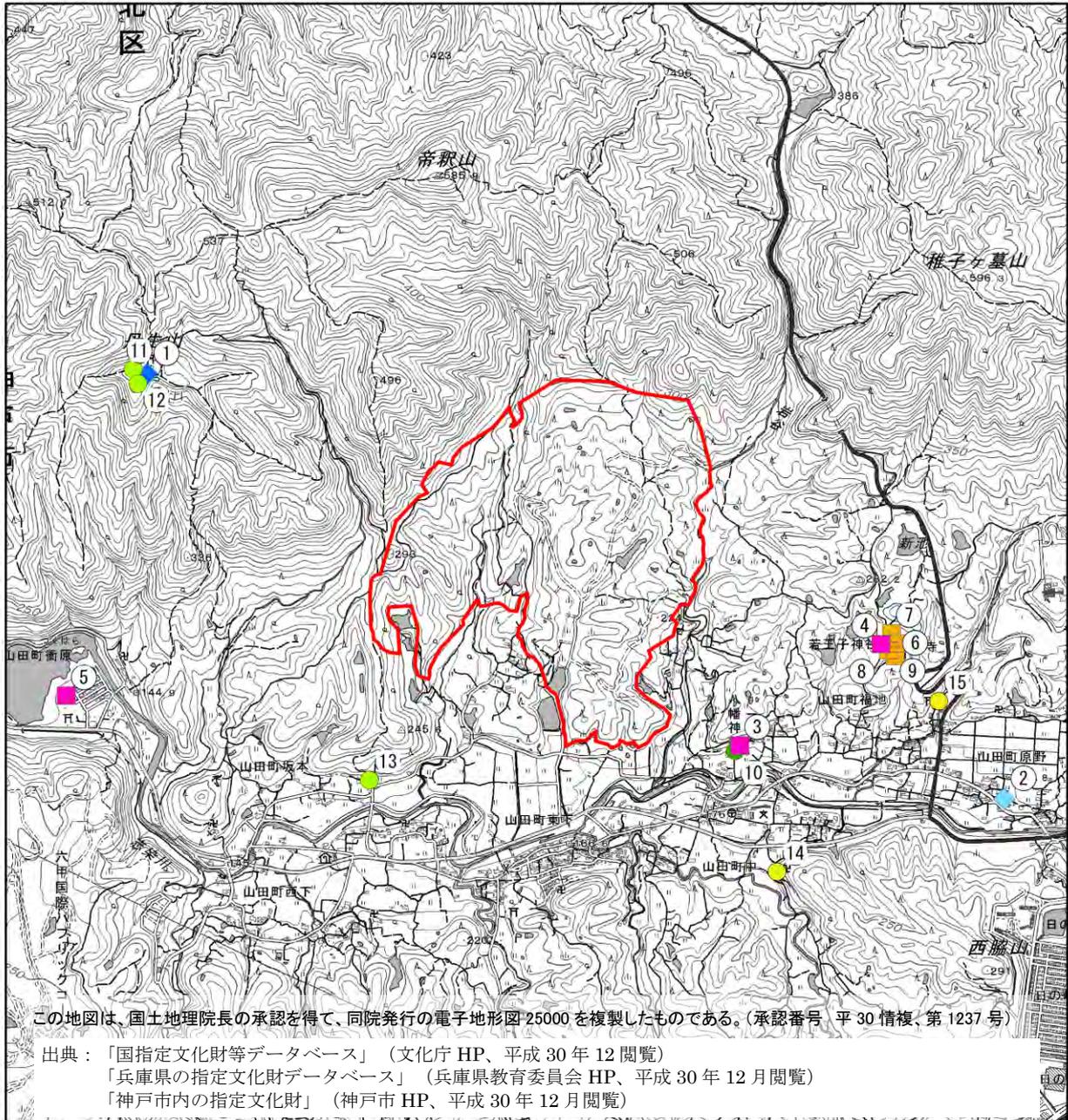
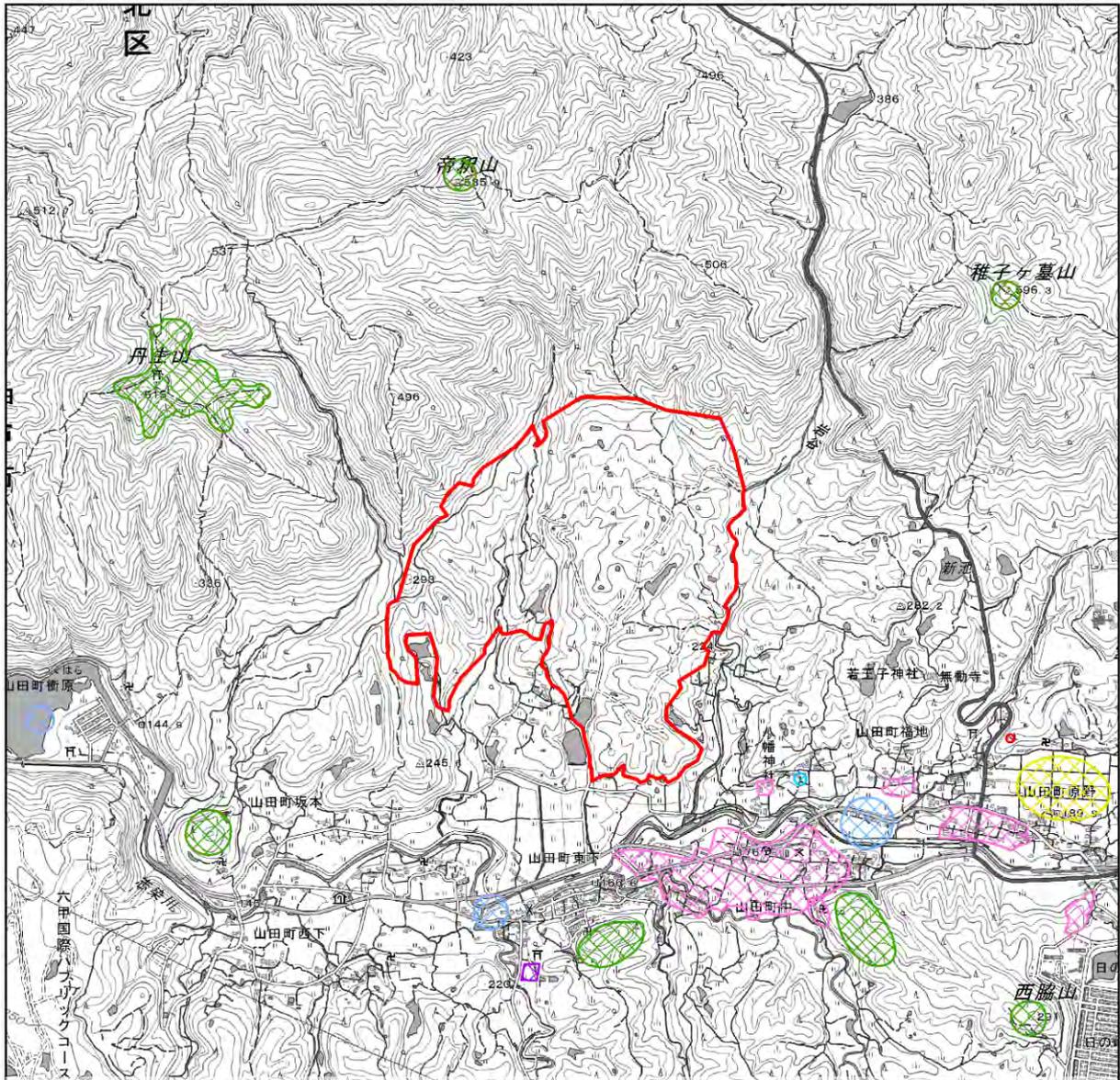


図 2.4-12 指定文化財の分布状況



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

出典：「兵庫県遺跡地図」(兵庫県立考古博物館 HP、平成 30 年 12 月閲覧)  
 「神戸市の埋蔵文化財」(神戸市埋蔵文化財センターHP、平成 30 年 12 月閲覧)

凡 例

- |   |        |   |        |
|---|--------|---|--------|
|  | 事業実施区域 |  | 散布地    |
|  | 古墳     |  | その他の遺跡 |
|  | 城館跡    |   |        |
|  | 寺院跡    |   |        |
|  | 集落跡    |   |        |
|  | 石造品    |   |        |
|  | 生産遺跡   |   |        |



S=1:25,000



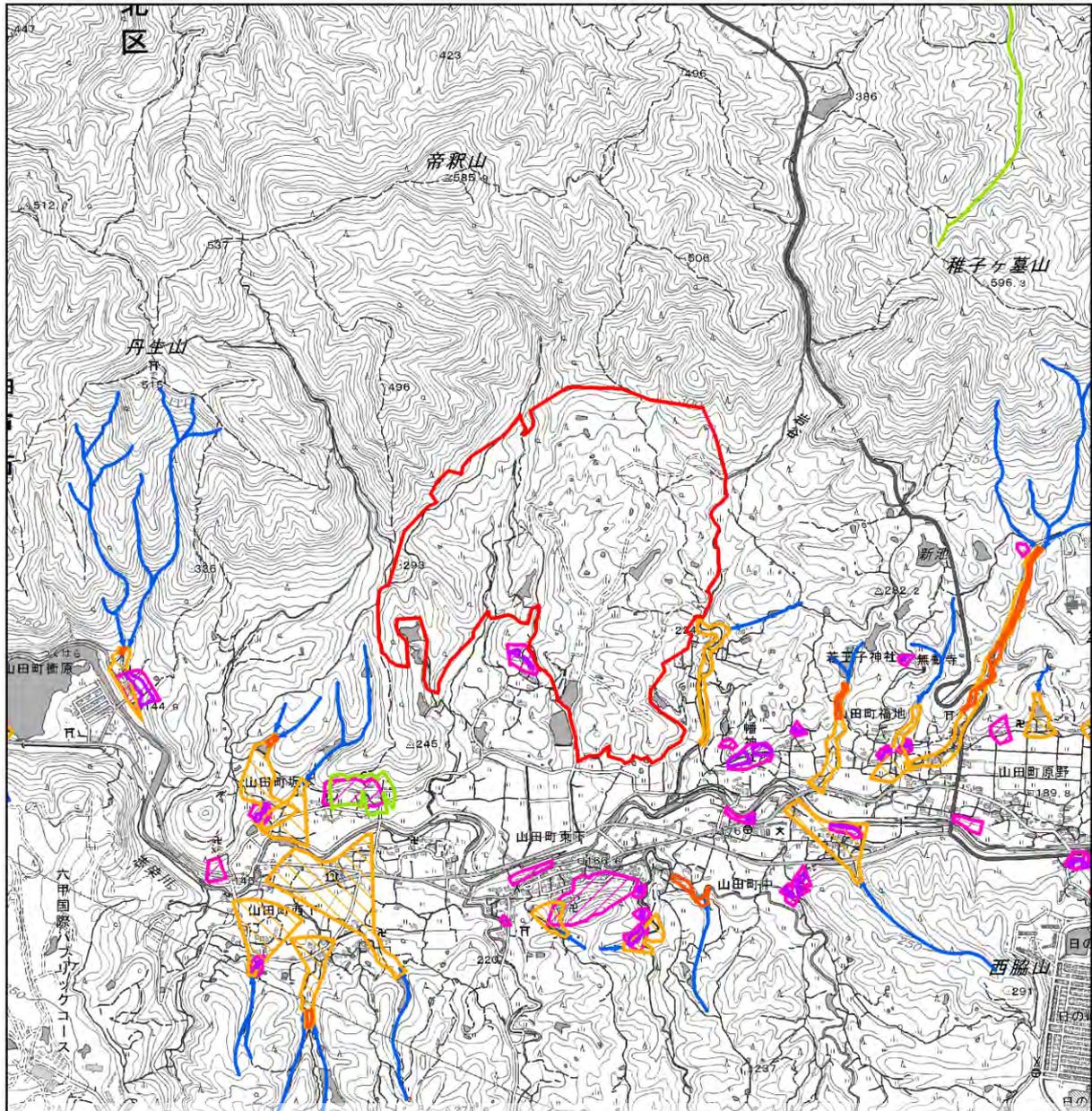
図 2.4-13 埋蔵文化財の分布状況

#### 2.4.5 防災関連法令等による指定状況

災害防止の観点から、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日号外法律第 76 号）、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日号外法律第 82 号）に基づき、砂防指定地域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等が指定されるが、事業実施区域及びその周囲に指定区域はない。

兵庫県では、林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に基づき兵庫県が独自の基準で調査した被害想定区域として、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等を指定している。事業実施区域及びその周囲における防災に係る規制区域の指定状況は、図 2.4-14 に示すとおりである。

また、兵庫県では、様々な自然災害に対する県民の防災知識の向上を図るとともに、災害の発生が予想される際のよりの確かつ迅速な避難行動が可能となるよう「兵庫県 CG ハザードマップ地域の風水害対策情報」を作成している。事業実施区域及びその周囲におけるため池災害及び河川浸水想定区域は、図 2.4-15 に示すとおりである。



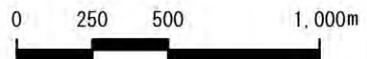
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1237号)

凡 例

- 事業実施区域
- 土石流
- 土石流(特別警戒区域)
- 地滑り
- 急傾斜地の崩壊
- 急傾斜地の崩壊(特別警戒区域)
- 土石流危険溪流
- 崩壊土砂流出危険区域

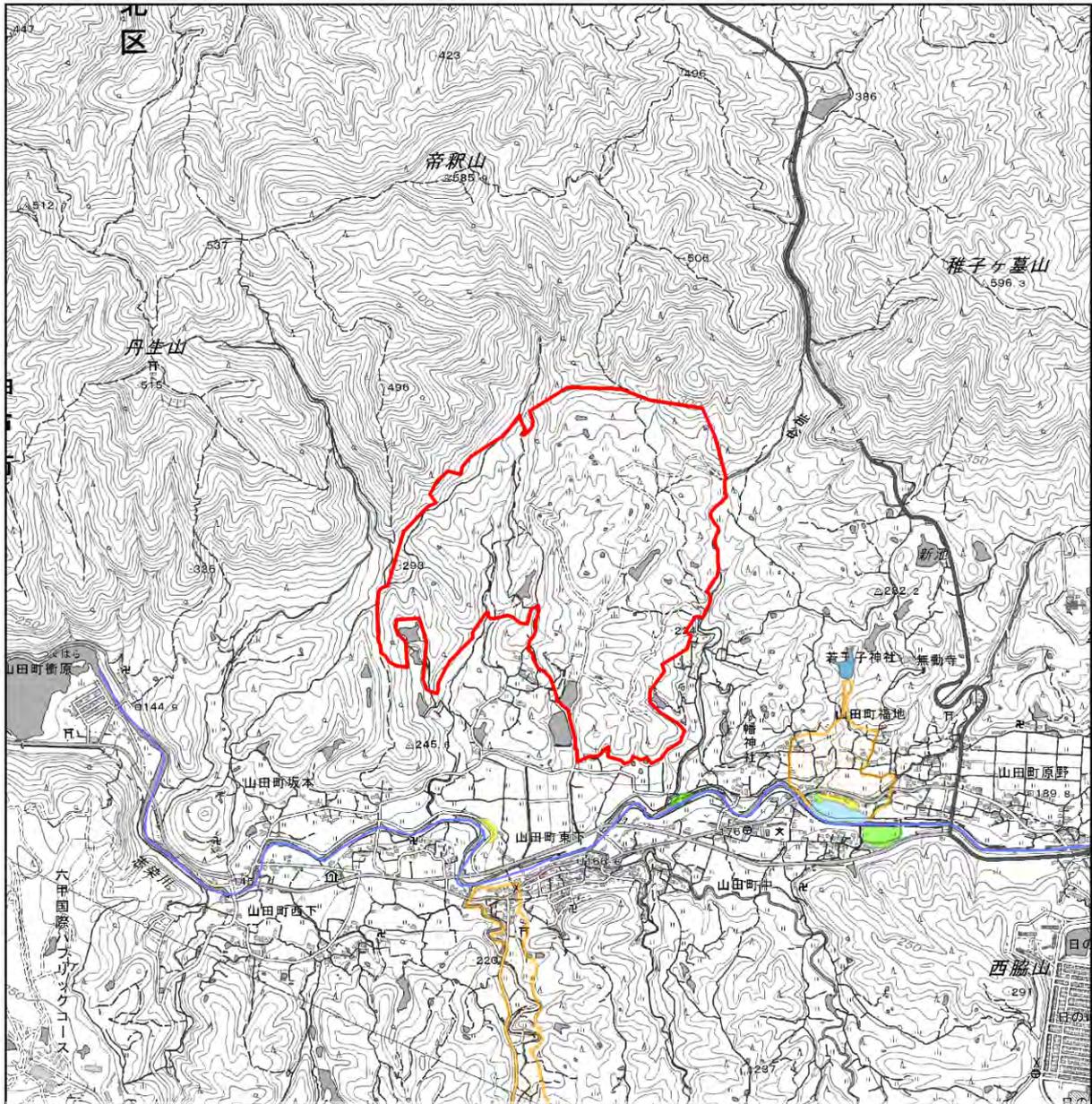


S=1:25,000



出典：「兵庫県 CG ハザードマップ 地域の風水害対策情報」  
(兵庫県 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-14 防災関連区域の指定状況図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- |   |   |
|---|---|
|  事業実施区域    |   |
| ため池浸水想定区域   | 河川浸水想定区域  |
|  ため池水面     |  0~0.5m未満の区域   |
|  ため池浸水想定区域 |  0.5~1.0m未満の区域 |
|   |  1.0~2.0m未満の区域 |
|   |  浸水想定検討対象河川    |



S=1:25,000



出典：「兵庫県 CG ハザードマップ 地域の風水害対策情報」  
(兵庫県 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.4-15 ため池災害及び河川浸水想定区域

## 2.4.6 環境の保全に関する計画

### (1) 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成14年5月には、21世紀の環境適合型社会の実現を目指して、新たに生じてきた環境問題にも的確に対応するため、新しい環境保全・創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定し、さらに平成20年12月には「新兵庫県環境基本計画」を改定し、「第3次兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成26年3月には、地球温暖化や生物多様性等の新たな環境課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第4次兵庫県環境基本計画」の概要は、表2.4-28に示すとおりである。

表 2.4-28 「第4次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、平成52年頃を展望しつつ、概ね10年間（平成35年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年毎に見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	<p>【活動の“場”の将来像】</p> <p>「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～  「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～  「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～  「さと」の姿～山・川・里・海の豊かな自然環境の再生～</p> <p>【“地域力”を基盤とした活動の将来像】</p> <p>&lt;神戸・阪神&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○尼崎 21世紀の森等県民の参画による自然環境の創出</li> <li>○エネルギー使用が最適化されたスマートシティの拡大、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりの進展</li> <li>○六甲山、丸山湿原をはじめとした北摂里山など都市部と近接した緑豊かで多様な生態系を持つ自然環境の保全</li> </ul>
基本理念	地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現
重点目標	<p>当面の目標として平成30年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。</p> <p>【低炭素】</p> <p>平成32年度の県内温室効果ガス総排出量6%削減（平成17年度比）</p> <p>【自然共生】</p> <p>野生動物による「深刻」な農業被害を受けている集落割合をシカ3%以下、イノシシ4%以下</p> <p>里山林整備面積30%増(平成23年度比)</p> <p>県内藻場等面積3%増(平成23年度比)</p> <p>【循環】</p> <p>一般廃棄物最終処分量10%削減(平成23年度比)</p> <p>産業廃棄物最終処分量32%削減(平成22年度比)</p> <p>【安全・快適】</p> <p>河川・海域・湖沼における水のきれいさ(環境基準)100%達成</p> <p>大気の手入れさ(環境基準)100%達成</p>

出典：「第4次兵庫県環境基本計画」（平成26年3月、兵庫県）

## (2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年3月に「兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」として改定した。

平成25年6月には、「兵庫県地球温暖化対策方針～当面取り組むべき施策の方向性～」を策定、平成26年3月に「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現を目指していたが、国内外の動きを受け、2030年度を見据えた新たな計画として平成29年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定した。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要は、表2.4-29に示すとおりである。

表 2.4-29 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、2030(H42)年度までとする。ただし、2020(H32)年度に中間目標を置き、その取組状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う。
計画の目標	<p>【温室効果ガス削減目標】</p> <p>最終目標：2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減 (1990年度比で24.9%削減、2005年度比で27.6%削減)</p> <p>中間目標：2020年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で5%削減 (1990年度比で3%削減、2005年比で6%削減)</p> <p>【再生可能エネルギー導入目標】</p> <p>2030年度目標：再生可能エネルギーによる発電量70億kWh</p> <p>2020年度目標：再生可能エネルギーによる発電量50億kWh</p>
6つの方針に基づく重点的取組	<p>県の地球温暖化対策の着実な推進のために定めた6つの方針に基づき部門別・分野別に「重点的取組」を示し、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働のもと本計画を推進する。</p> <p>【方針1】 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減</p> <p>【方針2】 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>【方針3】 低炭素型まちづくりの推進</p> <p>【方針4】 CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の機能強化</p> <p>【方針5】 温暖化からひょうごを守る適応策の推進</p> <p>【方針6】 次世代の担い手づくり</p>
各主体の役割と推進体制	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、県民・事業者・団体・行政等の各主体の参画と協働により取り組むことが重要である。</p> <p>これら取組の推進及び計画の適切な進捗管理を実施するため、県は進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会に報告し意見・提言を求めるとともに、農林・県土・まちづくり・産業・県民局など、部局横断で情報共有・施策の調整・見直しを図る。</p>

出典：「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（平成29年3月、兵庫県）

### (3) 兵庫県地域公害防止計画

兵庫県では、昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開してきた。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成 24 年 3 月に平成 23～32 年度を計画期間とする「兵庫県地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫県地域公害防止計画」の概要は、表 2.4-30 に示すとおりである。

表 2.4-30 「兵庫県地域公害防止計画」の概要

項目	概要
対象の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 国道 43 号等阪神地域の主要 3 幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線沿線における騒音対策】 山陽新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進

出典：「兵庫地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、兵庫県）

#### (4) 神戸市環境基本計画

神戸市では、平成 8 年 3 月に「神戸市民の環境をまもる条例」第 7 条に基づき「神戸市環境保全基本計画」を策定し、その後、新たな環境施策を展開するため、平成 14 年 3 月に、平成 22 年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定した。

平成 23 年 2 月には、神戸市の環境施策を健全で恵み豊かな環境が将来世代に継承される都市の構築を目指すものへと変革させていくため、「神戸市環境基本計画」を改定した。

そして、平成 23 年 3 月には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等 5 つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の 3 つの視点から、それらを活かした 9 つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画 ～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定した。さらに、これを平成 28 年 3 月に、「神戸市環境マスタープラン」として改定した。

「神戸市マスタープラン（環境基本計画）」の概要は、表 2.4-31 に示すとおりである。

表 2.4-31 「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間
計画の主な内容	<p>望ましい環境像「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」の実現</p> <p><b>【目指すべき 4 つの基本方針】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低炭素：二酸化炭素の排出が少ないらしと社会</li> <li>2. 循環型：資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないらしと社会</li> <li>3. 自然共生：生物が多様で自然のめぐみが豊かなくらしと社会</li> <li>4. 安全快適：安全・安心で快適な生活環境のあるらしと社会</li> </ol>
基本目標	<p><b>【低炭素】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的な導入し市民・事業者への普及を推進。</li> <li>2. 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上。</li> <li>3. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着。</li> <li>4. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進。</li> <li>5. 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進。</li> <li>6. 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進。</li> <li>7. 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援し、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進。</li> </ol> <p><b>【循環型】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進。</li> <li>9. 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進。</li> <li>10. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立し、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底。</li> <li>11. エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進。</li> <li>12. 産業廃棄物の 3R の推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保する。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努める。</li> </ol> <p><b>【自然共生】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てる。</li> <li>14. 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広める。</li> <li>15. 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成。</li> <li>16. 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進める。</li> </ol> <p><b>【安全快適】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進める。</li> <li>18. 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広める。</li> <li>19. 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくり。</li> <li>20. 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習の推進。</li> <li>21. 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的に取り組み、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進。</li> <li>22. 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努める。</li> </ol>

出典：「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」（平成 28 年 3 月、神戸市）

## (5) 生物多様性神戸プラン

神戸市では、平成 20 年（2008 年）に制定された生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市民の環境をまもる条例に基づく「神戸市環境基本計画」がめざす「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成 23 年 2 月、「生物多様性神戸プラン 2020」を策定し、生物多様性を保全するための取り組みを進めてきた。

同プランが策定後、5 年を経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成 28 年（2016 年）3 月、「生物多様性神戸プラン」に改定した。

改定したプランでは、「めざすべき将来像」とその実現に向けた 5 つの「基本戦略」を定め、この基本戦略に基づき、特に重点的に取り組んでいく施策を「リーディングプロジェクト」に位置づけるなど、市民、事業者、市民団体、行政等が互いに協働して、取り組みを進めていくこととしている。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表 2.4-32 に示すとおりである。

表 2.4-32 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間
計画の主な内容	「多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”」をめざすべき将来像に掲げ、その実現のため取り組みを具体的に推進するための施策のあり方として 5 つの基本戦略を定めるとともに、各基本戦略に基づく具体的な取組を行動計画として示している。
基本戦略	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 場をまもる・つくる</li> <li>2. 人をそだてる</li> <li>3. 活動をつなぐ・ひろげる</li> <li>4. 恵みを持続的に活用する</li> <li>5. 情報をつめる・つたえる・見せる</li> </ol>
リーディングプロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 外来種から水辺の在来種をまもる 市民と取り組むアカミミガメの防除作戦</li> <li>② いきものとの共生関係を緑で築く 「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備</li> <li>③ 失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる 土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全</li> <li>④ 豊かな農地をまもる 生物多様性と農業の共存共栄</li> <li>⑤ すべての市民に最初の一步を促す 生物多様性に関する啓発の推進</li> <li>⑥ 情報を集め、発信する 生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用</li> </ol>

出典：「生物多様性神戸プラン」（平成 28 年 3 月、神戸市）

## (6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 107 号）に基づいて、地球温暖化防止に係る取り組みを進めてきた。神戸市では平成 23 年 2 月に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定しているが、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成 27 年 9 月に計画を改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表 2.4-33 に示すとおりである。

表 2.4-33 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 27 年度から平成 42 年度までの 16 年間とする。
基本理念	『スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”』
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の健康で文化的な生活維持・向上を目指します。</li> <li>2 市域での対策を通じて世界地球温暖化に貢献します。</li> <li>3 市民・事業者の「協働と参画」により取組を推進します。</li> <li>4 神戸の自然的・社会条件を活かした施策を推進します。</li> </ol>
計画の目標	<p>【最終エネルギー消費量に関する目標】</p> <p>[短期目標] 平成 32 年度までに 15%以上（平成 17 年度比）</p> <p>[中期目標] 平成 42 年度までに 25%以上（平成 17 年度比）</p> <p>[長期目標] 平成 62 年度までに 40%以上（平成 17 年度比）</p> <p>【再生可能エネルギー等の導入に関する目標】</p> <p>[2020 年度] 神戸市域におけるエネルギー消費量の 10%以上の再生可能エネルギーを導入</p> <p>[2030 年度] 神戸市域における電力消費量の 30%（2005 年度基準）を地域の分散型エネルギーにする（再エネ 15%+コジェネ 15%）</p>
取組み	<p>【市民】 地球温暖化対策の重要性の理解を促進し、エネルギーの有効な使用についての取組み及び情報の入手方法を示す</p> <p>【事業者】 事業者の策定した「低炭素社会実行計画」及び「自主行動計画」等に基づく積極的な活動を支援する</p> <p>【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを確実に実施する</p>

出典：「神戸市地球温暖化防止実行計画」（平成 27 年 9 月、神戸市）

## (7) 神戸市都市景観形成基本計画

神戸市では、「神戸市都市景観条例」(昭和 53 年神戸市条例第 59 号)に基づき、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的な理念と施策を示した「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和 57 年、神戸市)を策定している。事業実施区域及びその周囲は、本計画により「山田田園集落景観形成ゾーン」及び「帝釈丹生山系自然緑地景観形成ゾーン」に位置づけられている。「神戸市都市景観形成基本計画」の概要は、表 2.4-34 に示すとおりである。

また、神戸市では、神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを目的に、「神戸市景観計画」(平成 18 年、神戸市)を策定し、景観計画の区域として 7 区域を指定している。

表 2.4-34 「神戸市都市景観形成基本計画」の概要

項目	概要
基本目標	1. 個性ある都市空間の発掘・創造(都市の顔づくり) 2. 生活環境の質的向上(アメニティの追求) 3. 魅力ある産業環境の創出(都市環境の活性化) 4. 歴史的環境の保全(伝統文化の再確認) 5. 市民文化としての都市景観(市民意識の高揚)
基本姿勢	1. 都市空間の領域構成 都市景観の形成上、公的領域、境界領域、私的領域の 3 つの段階に区分 2. まもり・そだてる・つくる 保全・育成・創造の 3 つの視点から、それぞれの景観特性に応じた整備手法を検討 3. 住民参加による景観形成 地域住民の主体的参加と相互協力は景観形成を円滑に進める基本

出典：「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和 57 年、神戸市)

## 2.5 環境の概況

### 2.5.1 大気質

#### (1) 大気汚染常時監視

##### ① 測定状況

神戸市では、大気汚染常時監視測定局として一般環境大気測定局 15 局と自動車排出ガス測定局 6 局で大気汚染に係る常時監視を行っている。ここでは、事業実施区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局として「北大気測定局」の測定結果を用いて、大気汚染の状況を把握した。なお、「北大気測定局」は平成 28 年 3 月に北区総合庁舎から西南西約 1.1km の南五葉小学校内に移転し、「南五葉大気測定局」に名称変更している。

測定局の測定項目は表 2.5-1 に、測定局の位置は図 2.5-1 に示すとおりである。

表 2.5-1 大気汚染常時監視測定局と測定項目

測定局	用途地域	所在地	採気口地上高 (m)	風向・風速計地上高 (m)	測定項目														
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	垂直風速	気温・気温差	日射量・放射収支量	紫外線量	全交通量		
一般	北	商業	北区鈴蘭台西町1丁目 北区総合庁舎内	5	28		○		○	○	○		○						
一般	南五葉	住専	北区南五葉3丁目 南五葉小学校内	4	22		○		○	○	○		○						

注 1) 測定局の区分

一般：一般環境大気測定局

注 2) 用途地域

商業：近隣商業地域

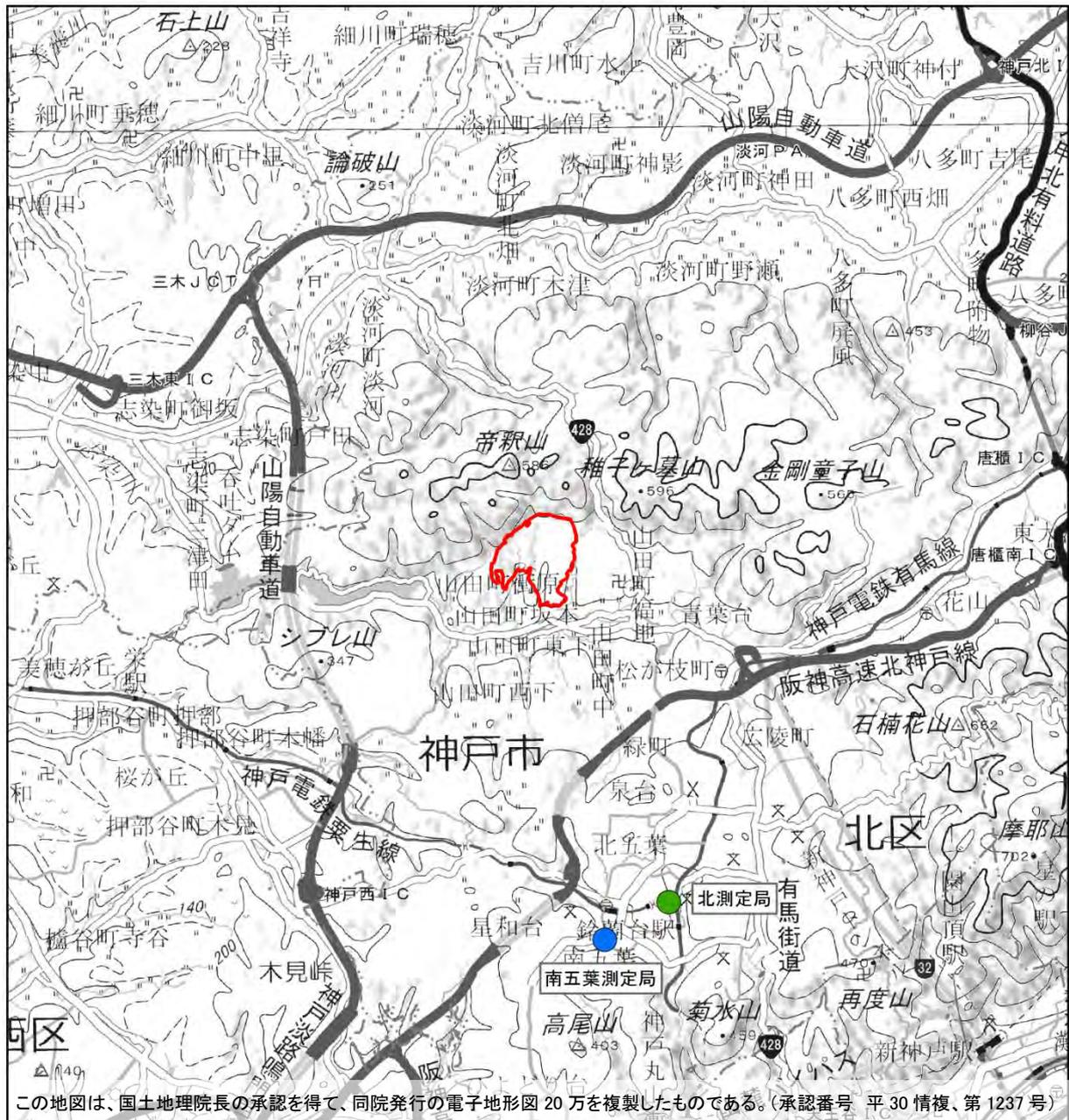
住専：第一種中高層住居専用地域

注 3) 測定局の移転

北大気測定局は平成 28 年 3 月に北区総合庁舎から西南西約 1.1km の南五葉小学校内に移転し、「南五葉大気測定局」に名称変更している。

出典：「平成 28 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 59 報」（平成 29 年 12 月、神戸市環境局）

「大気の常時監視 測定局及び測定項目一覧」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）



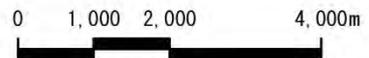
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 北測定局
- 南五葉測定局



S=1:100,000



出典：「平成 28 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 59 報」  
 (平成 29 年 12 月、神戸市環境局)  
 「大気の常時監視 測定局及び測定項目一覧」  
 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.5-1 大気汚染常時監視測定局の位置

## ② 測定結果

### a. 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果は表 2.5-2 に、経年変化は表 2.5-3 及び図 2.5-2 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果では、日平均値の年間 98%値は 0.020ppm であり環境基準の長期的評価を達成している。経年的にも環境基準を達成しており、測定結果はほぼ横ばいで推移している。

表 2.5-2 二酸化窒素の測定結果（平成 29 年度）

測定局	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準 の評価 <sup>注1)</sup> 達成：○ 非達成：×	年平均値 (ppm)
	(日)	(%)			
南五葉	0	0	0.020	○	0.008

注 1) 環境基準の評価

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが、0.06ppm 以下であること。

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

表 2.5-3 二酸化窒素（年平均値及び日平均値の年間 98%値）の経年変化

測定局	年平均値(ppm)					日平均値の年間 98%値(ppm)				
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
北	0.009	0.008	0.008	—	—	0.020	0.021	0.020	—	—
南五葉	—	—	—	0.008	0.008	—	—	—	0.017	0.020

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成25～29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

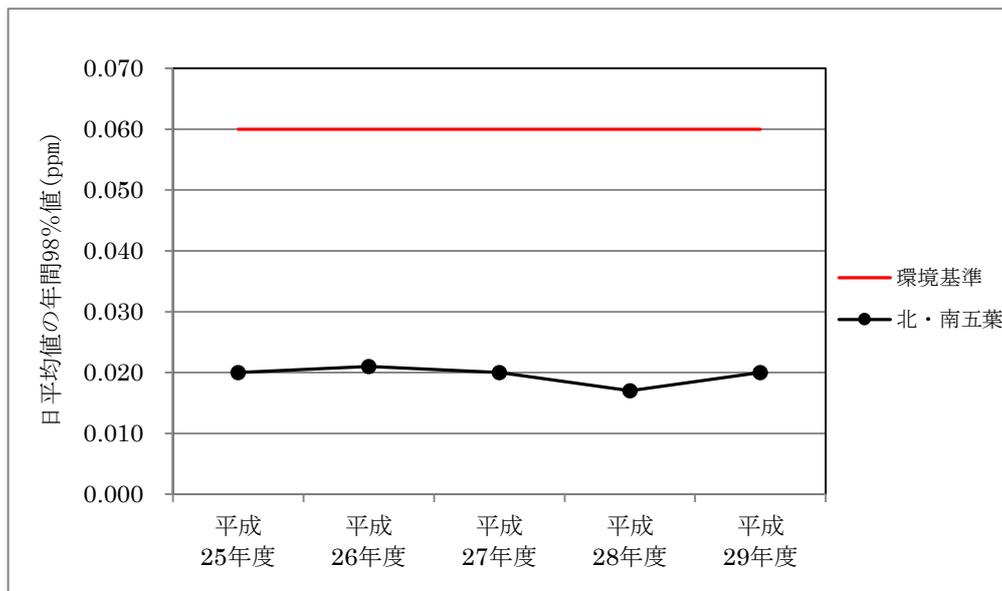


図 2.5-2 二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）の経年変化

## b. 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果は表 2.5-4 に、経年変化は表 2.5-5 及び図 2.5-3 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 665 時間あり環境基準の短期的評価を達成していない。経年的にも環境基準を達成しておらず、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数はほぼ横ばいで推移している。

表 2.5-4 光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

測定局	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数、時間数とその割合			環境基準の評価 <sup>注1)</sup> 達成：○ 非達成：×	昼間の 1 時間値の年平均値
	(日)	(時間)	(%)		(ppm)
南五葉	116	665	12.4	×	0.041

注 1) 環境基準の評価

短期的評価：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

表 2.5-5 光化学オキシダント（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数等）の経年変化

測定局	区分	年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	
北	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数	(日数)	96	84	91	—	—
南五葉		(日数)	—	—	—	93	116

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成25～29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

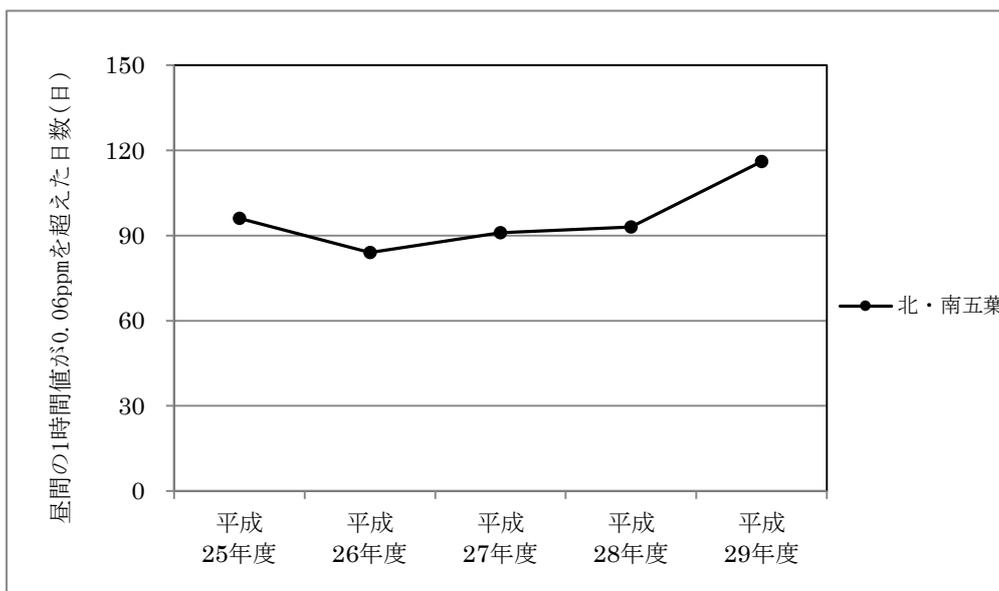


図 2.5-3 光化学オキシダント（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数）の経年変化

c. 炭化水素

炭化水素の測定結果は表 2.5-6 に、経年変化は表 2.5-7 及び図 2.5-4 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果は、非メタン炭化水素の 6～9 時における年平均値は 0.08ppmC である。なお、炭化水素に係る環境基準は設定されていないが、非メタン炭化水素濃度が光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針値 (0.31ppmC) を超えた日数は 11 日 (3.1%) であり、経年的には平成 25 年度から平成 26 年度は減少したが、平成 26 年度以降は増加傾向にある。

表 2.5-6 炭化水素の測定結果 (平成 29 年度)

測定局	測定時間 (時間)	非メタン炭化水素								メタン					
		年平均値 (ppmC)	6時～9時における年平均値 (ppmC)	6時～9時測定日数 (日)	6時～9時の3時間間の平均値 (ppmC)		6時～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		年平均値 (ppmC)	6時～9時における年平均値 (ppmC)	6時～9時測定日数 (日)	6時～9時の3時間間の平均値 (ppmC)			
					最高値	最低値	最高値	最低値							
南五葉	8,471	0.08	0.1	357	0.52	0.00	38	10.6	11	3.1	1.92	1.93	357	2.12	1.78

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値 (平成 29 年度)」 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

表 2.5-7 非メタン炭化水素 (6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数等) の経年変化

測定局	区分		年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
北・南五葉	6時～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日数)	31	18	19	28	38
	6時～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日数)	6	2	6	7	11

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値 (平成 25～29 年度)」 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

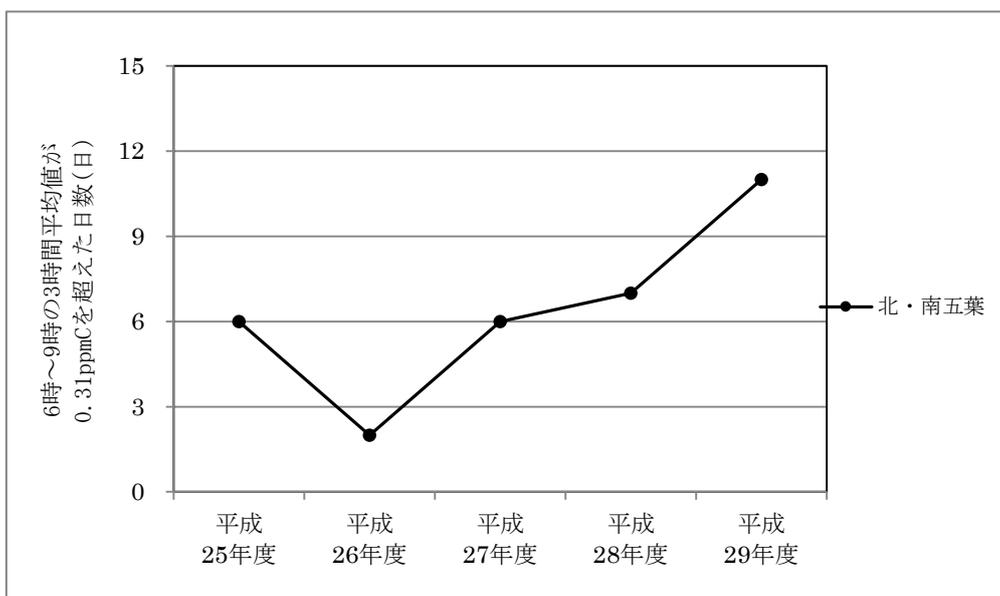


図 2.5-4 非メタン炭化水素 (6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数) の経年変化

d. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果は表 2.5-8 に、経年変化は表 2.5-9 及び図 2.5-5 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果は、浮遊粒子状物質の年平均値 0.016 mg/m<sup>3</sup> で、日平均値の 2%除外値は 0.038 mg/m<sup>3</sup> である。1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> を超えた時間はなく、日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> を超えた日もなく、環境基準の短期的評価及び長期的評価を達成している。測定結果（日平均値の 2%除外値）の経年変化は、ほぼ横ばいで推移している。

表 2.5-8 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

測定局	短期的評価				長期的評価		環境基準の評価 <sup>注1)</sup> 達成:○ 非達成:×	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )
	日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		
	(日)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )			
南五葉	0	0.0	0	0.0	0.038	無	○	0.016

注 1) 環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が 0.10mg/m<sup>3</sup>

以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

表 2.5-9 浮遊粒子状物質（年平均値及び日平均値の 2%除外値）の経年変化

測定局	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )					日平均値の 2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )				
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
北	0.016	0.017	0.016	—	—	0.047	0.045	0.047	—	—
南五葉	—	—	—	0.014	0.016	—	—	—	0.035	0.038

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値（平成25～29年度）」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

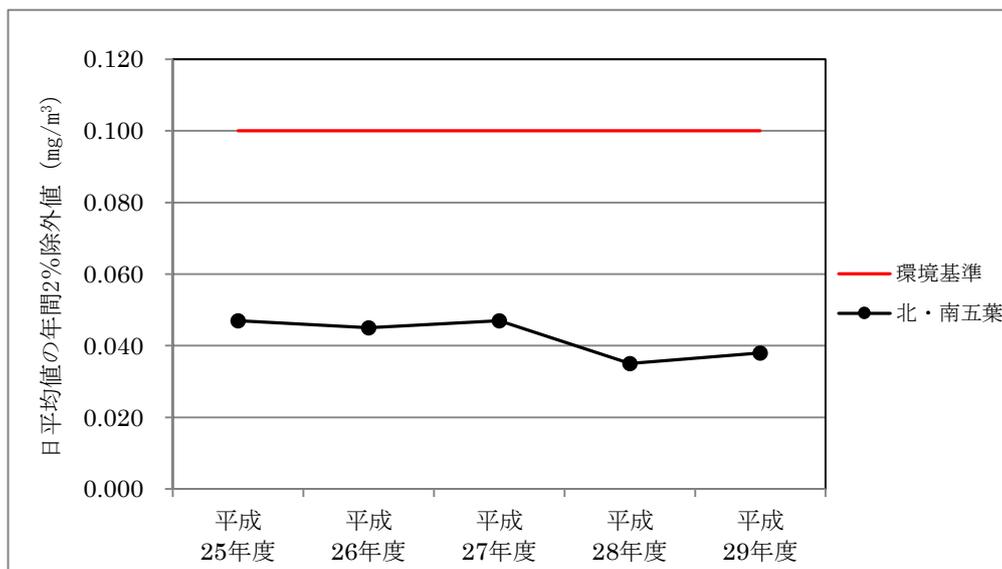


図 2.5-5 浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）の経年変化

e. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果は、表 2.5-10 に示すとおりである。

平成 29 年度の測定結果は、微小粒子状物質の年平均値  $11.3\mu\text{g}/\text{m}^3$  で、日平均値の年間 98 パーセンタイル値は  $29.1\mu\text{g}/\text{m}^3$  である。年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、年間の日平均値の年間 98 パーセンタイル値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であることから、環境基準の長期的評価を達成している。

表 2.5-10 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98 パーセンタイル値	年平均値	環境基準の評価 <sup>注1)</sup> 達成：○ 非達成：×
	(日)	(%)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
南五葉	1	0.3	29.1	11.3	○

注 1) 環境基準の評価

長期的評価：1 年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

出典：「神戸市大気汚染常時監視結果 年間統計値 (平成29年度)」 (神戸市HP、平成30年12月閲覧)

## (2) 有害大気汚染物質

神戸市では、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準により、環境省が掲げる優先取組物質のうち測定方法が確立されている物質を対象に、平成 10 年度より大気汚染常時監視測定局において測定を実施している。

北一般環境大気環境測定局における平成 26 年度の測定結果は表 2.5-11 に示すとおりであり、環境基準が定められているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンについては、いずれも環境基準値を下回っている。また、指針値が定められている物質についても、いずれも指針値を下回っている。

表 2.5-11 有害大気汚染物質の年間測定結果（北一般大気測定局：平成 26 年度）

項目	単位	年間測定結果 (測定局：北)	環境基準または指針値
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	0.025	2 (指針値)
エチルベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.81	—
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	0.020	10 (指針値)
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	1.4	—
キシレン	μg/m <sup>3</sup>	0.70	—
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	0.26	18 (指針値)
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	0.18	1.6 (指針値)
1,2-ジクロロプロパン	μg/m <sup>3</sup>	0.067	—
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	0.84	150 (環境基準)
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.074	200 (環境基準)
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.13	200 <sup>注)</sup> (環境基準)
トリメチルベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.76	—
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	3.1	—
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	0.084	2.5 (指針値)
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	0.86	3 (環境基準)

注) トリクロロエチレンの環境基準は測定当時のものであり、現在の基準は「平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号」により改正されて 130 μg/m<sup>3</sup>となっている。

出典：「平成 26 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 57 報」（平成 27 年 11 月、神戸市環境局）

## 2.5.2 騒音

### (1) 環境騒音の状況

事業実施区域及びその周囲において環境騒音に関する文献等の調査を実施したが、情報は得られなかった。

### (2) 自動車騒音の状況

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況は表 2.5-12 に、自動車騒音の測定位置は図 2.5-6 に示すとおりである。

昼間の騒音レベルは 66～68dB、夜間の騒音レベルは 59～62dB で、環境基準（昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下）に適合している。

表 2.5-12 事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況

調査年度	番号	路線	地点	環境基準 類型	環境基準値 (dB)		等価騒音レベル dB(A)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
H25	①	国道 428 号	神戸市北区山田町原野	B	70	65	68	59
H28	②	県道神戸加東線	神戸市北区山田町東下				66	62

注) 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日午前 6 時

出典：「平成 25 年度 自動車騒音・道路交通振動の状況」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

「平成 28 年度 自動車騒音・道路交通振動の状況」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

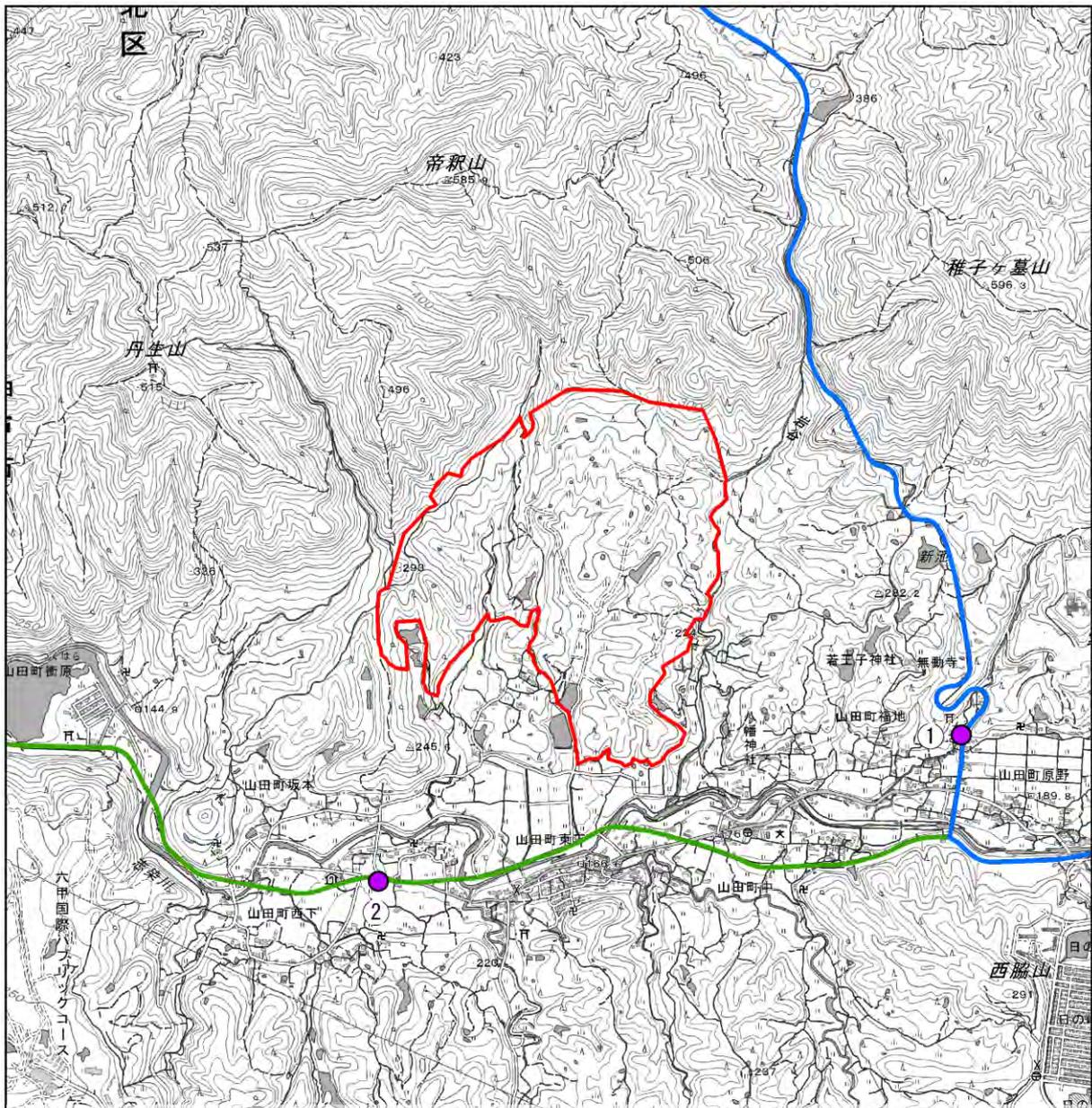
## 2.5.3 振動

### (1) 環境振動の状況

事業実施区域及びその周囲における「環境振動」に関する文献等の調査を実施したが、情報は得られなかった。

### (2) 道路交通振動の状況

事業実施区域及びその周囲における「道路交通振動」に関する文献等の調査を実施したが、情報は得られなかった。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 一般国道428号
- 県道神戸加東線
- 自動車騒音測定地点



S=1:25,000



出典：「平成 25 年度 自動車騒音・道路交通振動の状況」  
 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)  
 「平成 28 年度 自動車騒音・道路交通振動の状況」  
 (神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.5-6 事業実施区域及びその周囲における自動車騒音測定地点

## 2.5.4 水 質

### (1) 河川の水質

事業実施区域及びその周囲の河川では、加古川水系志染川（坂本橋）の1箇所に公共用水域水質測定地点（環境基準点）が設定されている。坂本橋は河川環境基準B類型に指定されており、水質測定地点は図2.5-7に示すとおりである。

#### ① 生活環境項目等

平成29年度から過去5年間の生活環境項目等に係る水質測定結果は、表2.5-13に示すとおりである。また、生活環境項目の環境基準達成状況は表2.5-14に示すとおりであり、BODは各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.5-13 生活環境項目等に係る水質測定結果（環境基準点：志染川・坂本橋）

項目	単位	年度					環境基準値
		H25	H26	H27	H28	H29	
水素イオン濃度(pH)	—	8.3	8.4	8.4	9.0	8.4	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.1	1.1	0.9	1.5	1.0	
生物化学的酸素要求量(BOD)75%値	mg/L	1.3	1.1	1.1	1.9	1.4	3 mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.4	3.4	3.2	3.8	3.9	
浮遊物質(SS)	mg/L	2	2	6	2	2	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	11	11	11	11	5 mg/L 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	2.3E03	7.4E03	4.0E03	5.0E03	8.8E03	5000MPN/100mL 以下
全窒素(T-N)	mg/L	1.1	0.62	1.4	0.59	0.80	
全リン(T-P)	mg/L	0.039	0.019	0.026	0.038	0.032	
全亜鉛(T-Zn)	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.002	0.004	
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	0.00012	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L	-	0.0011	<0.0006	<0.0006	0.0008	
フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
銅	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.002	<0.001	
鉄(溶解性)	mg/L	0.08	0.03	0.09	0.09	0.11	
マンガン(溶解性)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
塩化物イオン	mg/L	16	17	13	14	22	
アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	0.02	0.02	0.04	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.008	0.005	0.006	0.015	0.007	
硝酸性窒素	mg/L	0.81	0.5	1.2	0.4	0.58	
磷酸性磷	mg/L	0.03	0.01	0.01	0.02	0.02	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.02	
総トリハロメタン生成能	mg/L	0.050	0.042	0.050	0.052	0.054	
クロホルム生成能	mg/L	0.036	0.029	0.034	0.044	0.043	
ブロモジクロロメタン生成能	mg/L	0.012	0.010	0.013	0.008	0.0088	
ジブロモクロロメタン生成能	mg/L	0.0022	0.0022	0.0026	0.0011	0.0014	
ブロモホルム生成能	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.001	<0.0005	<0.0005	

出典：「平成25年度～29年度公共用水域の常時監視」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

表 2.5-14 生活環境項目の環境基準達成状況（環境基準点：坂本橋）

年度	適合率 (%)					BOD75%値 (mg/L)	BOD 環境基準値	達成 状況
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数			
H25	83	100	100	100	92	1.3	3mg/L 以下	○
H26	58	100	100	100	75	1.1		○
H27	75	100	92	100	75	1.1		○
H28	25	100	100	100	75	1.9		○
H29	67	100	100	100	58	0.9		○

注) 適合率 = { (環境基準に適合している検体数) ÷ (全測定検体数) } × 100

BOD75%値とは、測定データ（総数 n 個）をその小さいものから順に並べて 0.75×n 番目の測定データを用い、環境基準の達成状況を評価する場合に用いる値。

出典：「平成25年度～29年度公共用水域の常時監視」（神戸市HP、平成30年12月閲覧）

## ② 健康項目

平成 29 年度から過去 5 年間の健康項目に係る水質測定結果は表 2.5-15 に示すとおりであり、何れの年度も全ての項目が環境基準値を下回っている。

表 2.5-15 健康項目に係る水質測定結果（環境基準点：志染川・坂本橋）

項目	単位	年度					環境基準値
		H25	H26	H27	H28	H29	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.81	0.49	1.2	0.38	0.58	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	0.43	0.43	0.48	0.37	0.36	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	0.09	0.05	0.09	0.08	0.05	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下

注) 1. ND：定量下限値未満

出典：「平成 25 年度～29 年度公共用水域の常時監視」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

### ③ ダイオキシン類

平成 29 年度から過去 5 年間のダイオキシン類に係る水質測定結果は表 2.5-16 に示すとおりであり、何れの年度も環境基準を下回っている。

表 2.5-16 ダイオキシン類に係る水質測定結果（環境基準点：志染川・坂本橋）

項目	単位	調査年・調査月					環境基準値
		H25・9	H26・9	H27・9	H28・10	H29・9	
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0.23	0.057	0.13	0.066	0.12	1 pg-TEQ/L 以下

出典：「平成 25 年度～29 年度ダイオキシン類調査結果」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

### (2) 湖沼の水質

事業実施区域及びその周囲の湖沼では、加古川水系衝原湖（取水塔前）の 1 箇所に公共用水域水質測定地点（環境補助点）が設定されている。なお、取水塔前は湖沼環境基準類型の指定はない。水質測定地点は、図 2.5-7 に示すとおりである。

#### ① 生活環境項目等

平成 29 年度から過去 5 年間の生活環境項目等に係る水質測定結果は、表 2.5-17 に示すとおりである。

表 2.5-17 生活環境項目等に係る水質測定結果（環境補助点：衝原湖・取水塔前）

項目	単位	年度					環境基準値
		H25	H26	H27	H28	H29	
水素イオン濃度(pH)	—	7.8	7.6	7.6	8.0	7.8	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.2	1.3	1.3	2.1	1.5	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	13	3.8	4.1	4.9	4.4	
化学的酸素要求量(COD) 75%値	mg/L	4.5	3.9	4.3	5.2	4.5	
浮遊物質量(SS)	mg/L	23	4	4	5	6	
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	9.6	9.7	10.1	9.8	
大腸菌群数	MPN/100mL	4.4E04	4.9E03	7.0E02	1.3E04	1.3E03	
全窒素(T-N)	mg/L	2.5	0.61	0.69	0.54	0.54	
全リン(T-P)	mg/L	0.17	0.016	0.024	0.023	0.029	
全亜鉛(T-Zn)	mg/L	0.022	0.022	0.026	0.012	0.005	
ノニルフェノール	mg/L	0.0001	-	-	-	-	
フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
銅	mg/L	0.010	0.019	0.015	0.002	0.002	
鉄(溶解性)	mg/L	0.14	0.12	0.13	0.12	0.30	
マンガン(溶解性)	mg/L	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
塩化物イオン	mg/L	8	10	6	6	7	
アンモニア性窒素	mg/L	0.03	0.02	0.05	0.03	0.03	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.013	0.011	0.007	0.015	0.007	
硝酸性窒素	mg/L	0.41	0.39	0.39	0.26	0.27	
磷酸性磷	mg/L	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.02	

注) 調査結果は、全層の測定値を示した。

出典：「平成 25 年度～29 年度公共用水域の常時監視」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

## ② 健康項目

平成 29 年度から過去 5 年間の健康項目に係る水質測定結果は表 2.5-18 に示すとおりであり、何れの年度も「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」について環境基準値を下回っている。

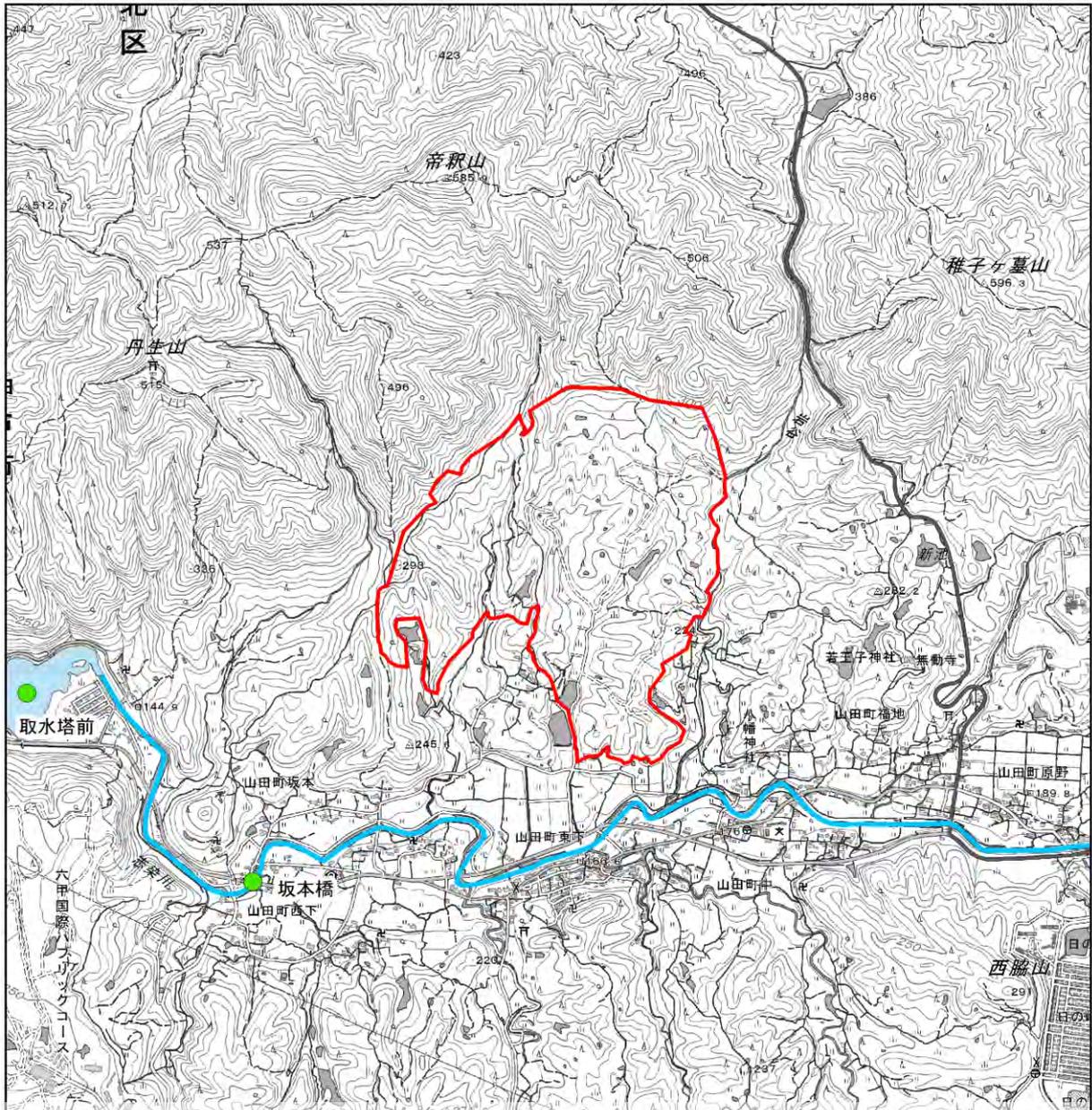
表 2.5-18 健康項目に係る水質測定結果（環境補助点：衝原湖・取水塔前）

項目	単位	年度					環境基準値
		H25	H26	H27	H28	H29	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.42	0.39	0.39	0.27	0.28	10 mg/L 以下

出典：「平成 25 年度～29 年度公共用水域の常時監視」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

## (3) 地下水の水質

事業実施区域及びその周囲における「地下水の水質」に関する文献等の調査を実施したが、情報は得られなかった。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 1237 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 公共用水域水質測定  
※ 衝原湖は取水塔前での実施。



S=1:25,000



出典：「平成 25 年度～29 年度公共用水域の常時監視」  
(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

図 2.5-7 公共用水域水質測定地点

## 2.5.5 底 質

### (1) ダイオキシン類

平成 29 年度から過去 5 年間のダイオキシン類に係る底質調査結果は表 2.5-19 に示すとおりであり、何れの年度も環境基準を下回っている。底質調査地点は、図 2.5-7 に示す水質測定地点と同じ場所である。

表 2.5-19 ダイオキシン類に係る底質調査結果（環境基準点：志染川・坂本橋）

項目	単位	調査年度・調査時期					環境基準値
		H25・9月	H26・9月	H27・9月	H28・10月	H29・9月	
ダイオキシン類	pg-TEQ/g-dry	1.2	0.75	0.72	0.62	0.49	150 pg-TEQ/g-dry 以下

出典：「平成 25 年度～29 年度ダイオキシン類調査結果」（神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧）

## 2.5.6 温室効果ガス

温室効果ガスの部門別発生状況は、表 2.5-20 に示すとおりである。

2016 年度（平成 28 年度）における神戸市内の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素で 11,890 千 t であり、基準年度(2013 年度)と比べて 4.1%減少している。前年度(2015 年度) と比べると、0.6%の増加となっている。

表 2.5-20 神戸市全体の温室効果ガス排出量

(単位：千 t・CO<sub>2</sub>)

ガス種類 部門		基準年度 (2013年度)	2015年度実績 A (基準年度増減比)	2016年度実績 B (基準年度増減比)	B - A [増減率]
二酸化炭素	産業 製造業、建設業、農 林水産業など	5,194	5,038 (▲3.0%)	5,288 (+1.8%)	+250 [+5.0%]
	業務 事務所、店舗、銀行、 病院、ホテルなど	2,345	2,097 (▲10.6%)	1,877 (▲20.0%)	▲220 [▲10.5%]
	家庭 家庭での電気・ガス・ 灯油の消費	2,078	1,842 (▲11.4%)	1,834 (▲11.7%)	▲8 [▲0.4%]
	運輸 自動車、船舶、鉄道、 航空	1,992	1,975 (▲0.9%)	1,965 (▲1.4%)	▲10 [▲0.5%]
	廃棄物 一般廃棄物、産業廃 棄物(プラスチック類、 廃油の焼却)	266	238 (▲10.6%)	244 (▲8.3%)	+6 [+2.5%]
その他ガス (※)		518	630 (+21.7%)	683 (+31.9%)	+53 +[8.4%]
合 計		12,392	11,818 (▲4.6%)	11,890 (▲4.1%)	+72 [+0.6%]

注) ※：メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン等 4 種類ガス

出典：「平成 28 年度神戸市域の温室効果ガス排出状況」(神戸市 HP、平成 30 年 12 月閲覧)

## 2.5.7 公害苦情の発生状況

事業実施区域が位置する神戸市北区における平成29年度から過去5年間の公害苦情の発生状況は、表2.5-21に示すとおりである。

典型7公害に係わる苦情件数の経年的状況をみると、平成25年度が49件、平成26年度が46件であったが、平成27年度および平成28年度はそれぞれ32件、36件とやや減少、平成29年度は45件とやや多くなり平成25年度および平成26年度の水準である。

なお、典型7公害に係る苦情は、主に大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に係わるものである。

表 2.5-21 神戸市北区における公害苦情の状況

種別		年度				
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
典型 7 公害	大気汚染	22	19	13	15	13
	水質汚濁	13	16	8	14	17
	土壌汚染	0	0	0	0	0
	騒音	9	10	5	6	5
	振動	2	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	3	1	6	1	10
計	49	46	32	36	45	
その他		1	0	0	0	0
合計		50	46	32	36	45

出典：「神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況（資料編）」

（神戸市HP、平成30年12月閲覧）